

あり○三十七人。本に七字なし。今中臣本考本水戸本に據て補ふ○注侍郎。漢書百官志云。侍郎二十
六人。主作文書。起草○丞。本に承に作る。今京極本集解に據て改○達官郎。禮檀弓。諸達官之長杖。
注。受命於君者。其名幸於上。故謂之達官○十六人。本に人字を脱せり。今中臣本通證引一本集解に
據て補。

白雉元年春正月辛丑朔。車駕幸味經宮。觀賀正禮。是日。車駕
還宮。

白雉元年
庚戌

白雉次に出○味經宮。和名抄攝津國東生郡味原。式に同郡阿遲速雄神社あり。萬葉六。神龜二年十月幸
于難波宮。時歌。與鳥。味經乃原爾。物部乃八十伴。雄者。廬爲而。都成有。旅者安禮十方。續紀延曆
四年四月。遣使掘攝津國神下梓江。鱒生野。通于三國川。典藥寮式。凡味原牧爲寮牛牧。民部省圖帳。
東生郡味原庄。朝野群載遊女記にもあり。契冲云。此味經といふ所。おのれ住侍るも。同じ東生郡な
れは。土民などにも問へど。いつくご知者もなく。味經の宮ありきと云傳ふるものもなし。と云り。
もしくは高津宮の一名などにもやあらん。詳ならず。
攝津志。東生郡味原方。味生原存。今屬島下郡。又云。味經宮。
別府味舌二村。即其故址。延喜式所謂。味原牧爲寮牛牧。亦即此
とあれど。お○注阿賦賦。本に賦を賦に作るは誤なり。中臣本兼永本に據て改。類史には貳に作れり。

二月庚午朔戊寅。穴戸國司草壁連醜經。獻白雉。曰。國造首之同族贊。正
月九日。於麻山獲焉。於是問諸百濟君。百濟君曰。後漢明帝永平十一
年。白雉在所見焉云云。又問沙門等。沙門等對曰。耳所未聞。目所未
觀。宜赦天下。使悅民心。道登法師曰。昔高麗欲營伽藍。無地不
覽。便於一所。白鹿徐行。遂於此地。營造伽藍。名白鹿園寺。住持佛法。
又白雀見于一寺。田莊。國人僉曰。休祥。又遣大唐使者。持死三足鳥。
來。國人亦曰。休祥。斯等雖微。尚謂祥物。况復白雉。僧旻法師曰。此謂
休祥。足爲希物。伏惟王者旁流四表。則白雉見。又王者祭祀不相踰。
宴食衣服。有節則至。又王者清素。則山出白雉。又王者仁聖。則見
又周成王時。越裳氏來。獻白雉。曰。吾聞國之黃鸞。曰。久矣無別風淫
雨。江海不波溢。三二年於茲矣。意中國有聖人乎。蓋往朝之故重
三譯而至。又晉武帝咸寧元年。見松滋。是則休祥。可赦天下。是以白

矩に作れり。さらばノリコエスと訓へし。○又周成王。本に又字なし。今中臣本水戸本類史に依て補。○越裳氏來。尙書大傳歸禾曰。有越裳。重譯而來。交趾之南有越裳國。とあり。○別風淞雨。尙書大傳。無別風淞雨。注。淮暴雨之名也。類史に別を烈に作る。史記にもしかあり。帝王世紀に列風淞雨に作る。淫雨は氷雨なり。○晋武帝咸寧元年云々。釋紀に。私記曰。愚實案。晋書武紀。異此文。とあり。○松滋。通證云。松滋縣在江陵。江陵府屬湖北。即荊州。○甲申。十五日なり。○隊仗。宮衛令。義解謂。隊仗者。衛士陣謂之隊也。兵衛內舍人陣。謂之仗也。とあり。○如元會儀。通證に。四字出後漢明帝紀。通鑑注。元會謂元旦日朝會時。とあり。宮衛令。凡元日朝日。若有聚集。謂元朝之外。別有聚集。假如。とあり。○紫門外。通證云。陸機辨亡論。反帝座于紫闈。後漢書紫宮之門注。天有紫微宮。是上帝之所居也。王者立宮象之。新拾遺集云。紫乃庭爾綠乃色添互。行末遠伎千世乃吳竹。とあり。○粟田臣。推古紀に見ゆ。○百濟君豐璋。この豐璋は豐の誤なり。嘗て來朝してあること。舒明紀に見えたり。其處に云り。○塞城。皇極紀齊明紀に塞上とあり。○忠勝。齊明紀に豐璋叔父とあり。○侍醫。御許藥師なり。職員令。內藥司侍醫四人。とあり。高麗より來りて。天子の侍醫となるものなるへし。○猪名公高見。天武紀元年十二月。大紫韋那公高見薨。とあり。なほここに云。○紀臣乎麻呂岐太。京極本水戸本。乎を手に作る。集解云。乎字衍。據二年紀。二年紀曰。紀麻利者托臣即此。とあるによらは。麻呂岐太は一人の名と見えたり。然るに通證に。乎麻呂を一人の名として。岐太は上の新羅侍學士の名ならんと云れたれど。いかゞあら

ん。さる本なくては定めかたし。○伊勢王。未詳。齊明紀六年に。伊勢王薨と記し。天智紀七年にも薨とあり。○倉臣。按に天武紀十三年十二月。倉連賜姓曰宿禰。姓氏錄に。和泉神別。椋連。天香山命之後也。とあり。もしくは此族歟。未詳ならず。

天皇即召皇太子。共執而觀。皇太子退而再拜。使巨勢大臣奉賀曰。公卿百官人等奉賀。陛下以清平之德。治天下之故。爰有白雉。自西方出。乃是陛下。及至千秋萬歲。淨治四方。大八島。公卿百官及諸百姓等。冀罄忠誠。勤將事。奉賀。詔曰。聖王出世。治天下時。天則應之。示其祥瑞。曩者西土之君周成王時。與漢明帝時。白雉爰見。我日本國譽田天皇之世。白鳥櫟宮。大鷦鷯帝之時。龍馬西見。是以自古迄。今祥瑞時見。以應有德。其類多矣。所謂鳳凰騏驎白雉白鳥。若斯鳥獸。及于草木。有符應者。皆是天地所生。休祥嘉瑞也。夫明聖之君。獲斯祥瑞。適其宜也。朕惟虛薄。何以享斯。蓋此專由扶翼公卿。臣連伴造國造

等。各盡丹誠。奉遵制度之所致也。是故始於公卿及百官等。以清白意。敬奉神祇。並受休祥。令榮天下。

巨勢大臣。德太臣なり。○賀は。善言なり。天智紀に賀正事。これは事なり。出雲風土記に。國造神吉詞。なごみゆ。萬葉二十の歌にあるも善事なり。○清平之德。本に之字なし。今中臣本及類史に據て補。○及至。類史及字なし。○淨治。中臣本に淨を清とあり。また本に治を侶に作る。今中臣本類史其他。本ともに據て改。○漢明帝の上。水戸本に後字あり。上文にも後漢に作れり。○白鳥榎宮。本に鳥を鳥とあり。集解云。鳥原作鳥。據下文改。延喜式祥瑞。中瑞曰白鳥。太陽之精也。潜確居類書曰。飛躍部瑞應圖曰。白鳥者。宗廟肅敬則至。國史慶雲元年。下總國獻白鳥。とあるは。さることなれば。今改めたり。さて榎は巢に同じ。○龍馬西見。延喜式祥瑞。上瑞曰龍馬。長頸額上有翼。踏水不沒。潜確居類書飛躍部曰。瑞應圖。龍馬者神馬也。河水之精。高八尺五寸。長頸額上有翼。旁有垂毛。鳴聲九音。有明王則見。とあり。龍馬。萬葉の歌にもよめり。按に此白鳥龍馬の事は。本史に見えされと。此兩朝の頃は。已に祥瑞の事を。韓人どもの申立しから。其に合せてさることありけるなり。此事は既にも云り。○鳳凰。集解云。延喜式上瑞曰。鳳。狀如鶴。五綵以文。鷄冠燕喙。蛇頭龍形。新續古今集。陰たかき梧の梢にすむ鳥の。聲待出ん御代のかしこさ。枕草紙にも見えたり。○麒麟。通證云。字書麒麟。白馬黑脊。當作麒麟。とあり。延喜式上瑞

曰麟。仁獸也。麕身羊頭牛尾。一角端有肉。とあり。

又詔曰。四方諸國郡等。由天委付之故。揔臨而御寓。今我親神祖之所知。穴戶國中。有此嘉瑞。所以大赦天下。改元白雉。仍禁放鷹於穴戶境界。賜公卿大夫以下。至于令史。各有差。於是褒美國司草壁連醜經。授大山。并大給祿。復穴戶三年調役。

親神祖之所知云々。神祖は古き祝詞宣命等に。高天原神積坐。皇親神魯伎神魯美命とある。其神魯伎神魯美を。神祖と書たるなり。古語拾遺に。高皇產靈尊。是皇親神留伎命。次神皇產靈尊。是皇親神留彌命とありて。二神の尊稱の如なれども。また高皇產靈尊天照大神を稱し奉れり。されど其本は。出雲國造神賀詞に。加夫呂岐熊野大神。風土記に加武呂乃命。續後紀十九に。賀美侶伎能宿那毗古那とも申し。又常陸風土記の。諸祖天神。俗曰謂賀味魯彌賀味魯岐。などあれば。皇祖神に限れる稱にはあらねど。親神祖と申せば。皇祖神に限れる稱となれるなり。此差別を知へし。さて神漏伎は男神に稱し。神漏美は女神に申せる稱にて。漏は添て云詞。皇呂伎皇良伎などの呂良に同じく。伎は男神の尊稱。美は女神の尊稱なり。一説に。呂は神伊呂伎神伊呂美といふ伊呂の伊を略ける詞なりとも云り。此説もよろし。さてこゝに親神祖とあるは。男女の神に通して申

せるなり。かくてこゝなるは。何の神を稱せるかと云に。仲哀天皇神功皇后を申すなり。天皇大宮を
 穴門に造りて。天下を知看せり。穴門豊浦宮と謂すこれなり。親神祖之所知とある。即これなり。
然に通證に。これを高皇產靈尊なりと云るは。其本にのみなつみて。御世々々の皇祖をも。しか申せることを。思編されたるなり。また集解に。按無國不神祖所。知。故於穴戸國亦稱之。とあるも非なり。皇國はすへて神祖の所知といはる。取出て。故に此國にのみ。云へきを思へし。○改元白雉。此年號をシラキ、スと訓讀せしよしは。大化の下に云り。さて此白雉を。後には
 白鳳とも稱せり。信友云。白雉後に白鳳と改號せること。大織冠公傳。古語拾遺。西宮記口遊等の書に
 見えたり。但し公傳。日本紀と事實一年を差たり。傳年歷に據れば。白雉の改元は。大化五年己酉に
 在へし。大鏡一本注云。齊明天皇治七年。白鳳十二年辛酉崩御。とあるも傳と合へり。按に日本紀舊本
 には。上件二號の事を載たりしか。改削の時に議ありて。白雉の號を存して。白鳳の文を除きたるも
 のならむと云り。此事長柄山風附錄に出。武鄉按。この後天武天皇二年癸酉を。白雉元年と云ひ。又白鳳とも云ること
 あり。扶桑略記に。朱雀二年癸酉三月。備後國進白雉。仍改白鳳元年。水鏡編年記も同じ。之に據れば
 白鳳は白雉の一名にて。古來相通用せしものと見えたり。しかれば改號の議ありしなど。こゝこゝ
 く云るは。穿たれたる説なり○境堺。本に堺字なし。今類史に據て補○令史。倭名抄職官部に。司曰
 令史。佐官也。さて令史下。類史に物字あり○大山の下。上下の字あるへし○大給祿。本に祿一字。各
 有差の三字に作れり。今類史に據て改む。集解も同じ○復は。正韻。復除也。漢書注。不徭役也。とあ
 り。

夏四月新羅遣使貢調。或本云。是天皇世。高麗百濟新羅三國。毎年遣使貢獻也。冬十月爲入宮地。所壞丘
 墓。及被遷人者。賜物各有差。即遣將作大匠荒田井直比羅夫。立宮堺
 標。是月始造丈六繡像。狹侍八部等四十六像。

注或本云。是天皇世。本に世字なし。今中臣本水戸本。通證引一本に據て補。集解には之世二字に作れり
 ○將作大匠。通證云。舊秦官。唐依之。三年作工人。とあり○荒田井。上文に倭漢直荒田井云々とあり
 ○狹侍。用明紀に狹持に作る。狹挾古通用と通證に云り。狩谷望之云。狹侍。用明紀。東大寺大佛記。作
 狹持。續紀。三代實錄。大安寺資財帳。西大寺資財帳。多度寺資財帳。興福寺緣起。圖書式。大藏式。並作
 侍。靈異記。大安寺緣起。東大寺造立供養記。作脇士。と云り。訓は舊くワキタチとも。また字音のま
 にケフジともあり○八部は。名義集八部篇に。一天。二龍。三夜叉。四乾闥婆。五阿修羅。六加樓羅。七緊
 那羅。八摩睺羅迦。とあり○四十六像。活字本に四を三に作る。或人云。四十六像詳ならず。今強て按
 に。若は今年天皇の御年の數か。

是歲漢山口直大口奉詔刻千佛像。遣倭漢直縣。白髮部連。難波吉
 士胡床於安藝國。使造百濟船二隻。

漢山口直。姓氏錄右京諸蕃。山口宿禰。後漢靈帝四世孫。都黃直之後也。とあり。此なるへし。大日本史氏族志云。山口氏。出自爾波伎。有朝臣姓。有宿禰姓。有忌寸姓。有直姓。朝臣貫于右京。姓氏錄出自引性氏錄。朝臣貫日本後紀。宿禰貫右京。孝德帝時。有漢山口直大口。法隆寺二天像光背記。作山口大口。即此人也。又有文山口忌寸。忌寸貫日本紀。直日本紀。宿禰貫右京。孝德帝時。有漢山口直大口。山口忌寸奥道と云人ありて。後漢靈帝曾孫。阿知王苗裔也。ともあ所系亦同。とあり。續後紀十七に。山口忌寸奥道と云人ありて。後漢靈帝曾孫。阿知王苗裔也。ともあり。土佐日記に。山口千等といふ人あり。いづれの族にか。○白髮部連。白髮部。繼體紀に出。姓氏錄。右京皇別。眞髮部。稚武彥命男。吉備武彥命之後也。山城國神別。眞髮部造。神饒速日命七世孫。大賣布乃命之後也。とあり。二氏の内何れの方ならん。未詳。眞髮部初め白髮部と云り。續紀三十八に。延曆四年五月。詔曰。先帝御名及朕諱。自今以後宜並改避。於是改姓白髮部。爲眞髮部。とあり。天武紀十二年九月。白髮部造賜姓曰連。とあるによるに。此に連とあるは。恐らくは造の誤なるへし。氏人は。日本靈異記に。白髮部猪麻呂者。備中國少田郡人也とあり。さて氏族志に此氏を。又有公宿禰二姓。或同族也。仁明帝時。有外從五位下眞髮部公吉人。續後紀。一條帝時。有筑紫權介眞髮部宿禰守忠。除目大。成鈔。とあり。燈は名なり。○胡床。秘閣本に床を麻に作る。

白雉二年 辛亥

二年春三月甲午朔丁未。丈六繡像等成。戊申。皇祖母尊。請十師等設齋。六月。百濟新羅遣使貢調獻物。冬十二月晦。於味經宮。請二千一百

餘僧尼。使讀一切經。是夕。燃二千七百餘燈於朝廷內。使讀安宅土側等經。於是天皇從於大郡。遷居新宮。號曰難波長柄豐碯宮。

丁未は十四日なり。○戊申は十五日なり。○十師。大化元年に出。○六月の上。夏字あるへし。○冬十二月の上。公卿補任に據に。秋七月右大臣大伴長徳薨といふ文あるへし。本紀に脱せしものなるへし。○味經宮。上に出。大郡の宮なり。然るに大日本史に。按大化三年營小郡宮。此云遷自大郡。蓋小大訓讀相近。非別處也。と云れたるは非なり。なほ次に云。○二千一百餘僧尼。略記に二千餘人とあり。○一切經。通證云。大藏經自唐中宗始。鶴林玉露曰。開元十年。沙門智昇詮次。大藏經目錄凡五千四十八卷。自是爲定數。とあり。○二千七百餘燈。略記に二千餘燈に作る。倭名鈔燈明和名於保美阿加之。○安宅土側等經。通證云。釋曰。安宅土側。地鎮之經也。或曰側當作測。とあり。集解云。大明三藏聖經目錄曰。佛說安宅神咒經。今按失譯名。出後漢錄。○從於大郡。即味經宮なり。大日本史に是を小郡宮と爲し。集解に營宮之後改小爲大也とある。並に非なり。○難波長柄豐碯宮。元年紀に遷都難波長柄豐碯とあり。此に至りて造營全く備れるなり。

是歲。新羅貢調使知万沙滄等。著唐國服。泊于筑紫。朝廷惡恣移俗。

呵嘖追還。于時巨勢大臣奏請之曰。方今不伐新羅。於後必當有悔。其伐之狀。不須舉力。自難波津。至于筑紫海裏。相接浮盈艦舳。召新羅。問其罪者。可易得焉。

知万沙淦。知万は名。沙淦は官なり。こゝは倒せるなるへし。○著唐國服。齊明紀に引る日本世記曰。新羅春秋智使。於唐。捨俗衣冠。請媚於天子。とあり。東國通鑑に。唐貞觀二十二年。新羅眞德女主三年。新羅主遣伊淦金春秋及其子文汪。如唐。春秋又請改章服。以從華制。於是內出珍服。賜春秋及其從者。又曰。春正月。始依華制。爲冠服。とあり。按に女主二年は天皇の四年に當れり。○不須舉力。水戸本釋紀に。力を刀に作れり。集解に按舉刀言猶曰。起兵とあり。○召。小寺本詔に作る。

三年春正月己未朔。元日禮訖。車駕幸大郡宮。自正月至是月。斑田既訖。凡田長三十步爲段。十段爲町。段。租。稻一束。半。町租稻十五束。

大郡宮は。味經宮なり。○自正月至是月。通證云。考此文。則此上脫二月并支干。といひ。信友は自字以下至細注。疑錯簡也。當在四月條者衆之下是月之上。と云り。されど類史に。正月凡田長云々とあれ

白雉三年
壬子

は。二月とも四月とも爲すへからず。横山由清云。集解に是月爲二月誤。非。斑田之事は。二月間に能訖ふへきにあらず。按に大化二年正月に。定斑田收授之法。とありて。漸次に之を諸國に行ひ。當年に至りて。全國斑田の事全訖りしか故に。此に載したるなり。下文に是月造戶籍。凡五十戶爲里云々の文を。再載したるを併考れば。自正月の三字は。自大化二年正月の誤にて。數字を脱せるなりと云り。此説や。勝るか如し。また按。自正月の三字は。もしくは行にもあるへきか。なほよく考へし。○田長三十歩の下。水戸本廣十二歩の四字あり。こゝは落たるものなるへし。さて二年紀にもしかあり。さてかく同文を再記せるは。減租を知らしめむためなりと云説あれど。然らず。次に云。○段租稻云々。通證云。今按段租稻。與二年文。異。疑此分注後人所添也。と云るを。集解云。二年制。段租稻二束二把。町租稻二十二束。至此改制薄租也。と云り。横山由清云。此集解說に據らば。租法改制の事を載すへきを。載せざるは。租法を緩めたるものにはあらず。蓋上古令前段租は。其實大化二年の租法と同じく。段租二束二把。稱量同一なるか故に。撰者の注したるなり。本紀の選進は。大寶制令以前に在るか故に。令前租法を以て注したるなり。又云。上古五十代二百五十歩の地。大化に歩積を改めて。一段を三百六十歩を爲しといへども。耳目の所習。猝に奪ひ難く。民間に於ては。なほ従前のまゝに。代の名を以て稱し。歩積も舊に仍れるか多く。稻の束把。穀の斗升も。亦從て改まらざりしに因り。白雉三年の紀に。段租稻一束半。町租稻十五束とあるも。大化以前の歩積に據て。定めたる束把を以て。記せるなるへし。近江令撰定の頃などに改めて。歩積を舊の

高麗尺の方六尺に復し。其二百五十歩を以一段とし。十段二千五百歩を以。一町とせしならん。是上右の制に全く同じ。而して代を以て稱せず。町段歩を以て稱するを以て。異なりとするのみなり。これを令前の制地といふ。持統天皇の三年に。令を諸司に頒ち。同六年に班田大夫を畿内に遣はし。又使を諸國に遣はして。町段を定めしことあると。扶桑略記。令前租法の稱あると。田令集解。段積を三百六十歩とし。大更に改めて二百五十歩とし。前制。重ねて復改めて。三百六十歩と爲し。大寶。ことあると。田令集解。を以。此の制ありしことを證すへしと云り。此説にて明らかなるか如し。従ふへし。

三月戊午朔丙寅。車駕還宮。夏四月戊子朔壬寅。請沙門惠隱於内裏。使講無量壽經。以沙門惠資爲論議者。以沙門一千爲作聽衆。丁未。罷講。自於此日。初連雨水至于九日。損壞宅屋。傷害田苗。人及牛馬溺死者衆。

丙寅は九日○宮を。トツミヤと訓たれど。まことの宮なり○壬寅。十五日○惠隱。舒明紀に出○使講無量壽經。元亨釋書に是宮講之始也とあり○惠資。集解云。按大化元年紀有惠至。蓋同人也。と云り○論議者。釋私記曰。三字音連讀。但議音解。通證云。所謂内論議起于此。三代實錄曰。引名僧奉參

内裏論議如常。とあり○作聽衆。私記曰。三字連音讀とあり○丁未は二十日○雨水の訓。いかゞ○宅屋は。宅栖なり。

是月。造戶籍。凡五十戸爲里。每里長一人。凡戶主皆以家長爲之。凡戶皆五家相保。一人爲長。以相檢察。新羅百濟遣使貢調獻物。秋九月。造宮已訖。其宮殿之狀。不可殫論。冬十二月晦。請天下僧尼於内裏。設齋大捨燃燈。

每里の下。置字あるへし○以家長爲之。戶令云。戶主皆以家長爲之。戶内有課口者。爲課戶。無課口者。爲不課戶。義解謂。家長嫡子也。凡繼嗣之道。正嫡相承。雖有伯叔。是爲傍親。故以嫡子爲戶主也。とあり○五家相保。通證に。周禮令五家爲比。使之相保。注保猶任也。唐令四家爲隣。五家爲保。とあり。世に云五人組なり○相檢察。戶令に。凡戶皆五家相保。一人爲長。以相檢察。勿造非違。如有遠客來過止宿。及保内之人有所行詣。並語同保。知とあり○殫論。本に殫を殫に作る。今小寺本集解に據て改む。伴部本に此字なきは。脱したるなるへし。さて説文に殫極盡也とあり○晦。本に皆に作る。今小寺本集解に據て改む。又按に。皆は卅日の誤て。一字に非ざるか。通證云。僧史略曰。漢法本傳曰。西域十

嗚呼哀哉。乃作誄曰云々とあり。右の文に據れば貞觀とも書しなり。文中以白鳳五年歲次甲寅。隨聘唐使。到于長安とあるは。本紀と一年の差あり。この事既に上に引る大織冠傳に云り。然るに元亨釋書に。定惠大織冠之長子也。初孝德帝有妃。孕已六月。大織冠寵遇厚。賜妃爲夫人。約曰所生兒。若男爲卿子。女爲朕子。既而生惠。初投沙門惠隱出家。白雉四年。隨遣唐使入唐。乃到長安城。高宗永徽四年也。師惠日寺神泰。習學殆十歲。調露元年。伴百濟使而歸朝。時白鳳七年九月也。和銅七年六月二十五日化。とあり。多峰略記にも。白鳳七年歸朝とあり。此説は誤なり。傳に據れば。歸朝は白鳳十六年なり。天智天皇四年乙丑なり。四十八年まの差ありた正統記に。玄奘の弟子と爲れるよし見えたるも。傳に見えず。誤なるへし。○注内大臣之長子也。中臣本に也字上に。俗名真人四字あり。此は他に見えねど。本は脱たるなるへし。○注中臣渠每連。大中臣本系帳に云。糠手子大連公。一男。右大臣大錦上金。二男。許米。被賜朝臣姓。子大島。祭主中納言直大貳。とあり。○注春日粟田臣。小寺本に粟を粟に作るは誤なり。○氷連。姓氏錄左京神別。氷宿禰。石上同祖。河内氷連。石上朝臣同祖。饒速日命十世孫。伊己灯宿禰之後。天孫本紀。物部大前宿禰連公。麥入宿禰之子。氷連等祖。伊己灯宿禰は。天孫本紀に。九世孫物部五十等宿禰連公。曾孫天武紀十三年十二月。氷連賜姓曰宿禰とあり。氏人は。文德實錄に。仁明帝時。算博士氷宿禰繼麻呂。政事要略に。宇多帝時。左衛門少志氷連貞椀。連を本書に車に誤る。朱雀帝時。左大史氷宿禰方盛あり。○老人。又持統紀に出。○注義德。持統紀四年。唐より歸朝とあり。○注坂合部連磐積は。齊明紀五年。伊吉連博德書に。稻積に作り。天智紀六年天武紀十一

年に。石積に作れり。此人新字四十四卷を著れるよし見えたり。○并一百二十一人。本に并一二字を脱せり。今中臣本水戸本釋紀に據て補。二十一人の一字。契沖本云。一字衍とあり。○室原首。後紀十二に。十二月。王等三人。賜姓室原真人。とあるは異なり。此氏系詳ならず。倭名抄大和國城上郡室原。神名式大和國宇陀郡室生龍穴神社。萬葉十一に。日本之室原乃毛桃本繁云々。

又大使大山下高田首根麻呂。更名八掬脛。副使小乙上掃守連小麻呂。學問僧道

福。義向。并一百二十人。俱乘一船。以土師連八手爲送使。

高田首。姓氏錄右京諸蕃。高田首。出自高麗國人多高氏使主之後也。とあり。氏族志云。高田氏首姓。又有公臣二姓。或同族也。光仁帝時。有外從五位下高田公刀自女。桓武帝時。但馬氣多郡人。外從五位下川人部廣井。賜高田臣。續紀東大寺正倉院文書。天平中。有備中賀茂郡人。川人部大伴。川人部蓋同族也。首姓之族。有田村氏。嵯峨帝時。右京人正六位上高田首清足等。改賜田村臣。後宇多帝時。有對馬前守田村高良。與新羅賊戰有功。扶蓋是族也。とあり。さて大化五年に出たる高田醜雄も。同族ならんといふこと。上に注り。○注八掬脛。越後風土記云。有人名八掬脛。注其脛長八掬。多力大強。とあり。なほ景行紀に七掬脛と云人もあり。

是月。天皇幸僧旻法師房。而問其疾。遂口勅恩命。或本於五年七月云。僧旻法師臥病於阿曇寺。於是

天皇幸而問之。仍執其手曰。若法師今日亡者。朕從明日亡。

僧旻法師。本に僧字なし。信友校本僧字を補たり。下みな同じ。類史別本にあり。注なる僧字。類史にはなし。一本にはあり○注臥病。類史に病臥に作れり○阿曇寺。攝津志云。西成郡安曇廢寺。大坂安堂寺町地藏石像尙存。即此。とあり。續紀天平十六年。帝幸安曇江。遊覽松林。江次第に。舊例三日有三所禊。三津濱下方禊。安曇口禊。とあり。當昔は海邊にてありしなり○天皇。本に天を大に作れり。今秘閣本中臣本考本等に據て改む○若。本に若に作。今中臣本類史集解に據て改○明日亡。此御言をつらく按に。此法師嘗て天皇及び皇祖母尊皇太子等に。深く信せられ奉りて。其御間を調停へをりしものなるへし。然れば此法師。若死らむには。復彌縫する者なき事を。豫て天皇の知しめしよかは。かゝる御言は發し給へるものならん。思遣奉らる。あはれにもかしこき御心の中なりかし。

六月。百濟新羅遣使貢調獻物。脩治處處大道。天皇聞僧旻法師命終。而遣使弔。并多送贈。皇祖母尊。及皇太子等。皆遣使弔僧旻法師喪。遂爲法師命。畫工狛堅部子麻呂。鯽魚戶直等。多造佛菩薩像。安置於川原寺。或本云。在山田寺。

貢調。扶桑略記に五月に作れり○狛堅部。本に堅を堅に作る。今中臣本小寺本姓氏錄に據て改む。續紀養老元年に。堅部使主石前あり。その考證云。姓氏錄不載。狩谷氏曰。孝德紀。有狛堅部子麻呂。稱德紀。有堅部使主人主。又堅部氏見靈異記。細井氏貞雄謂。堅部當訓加多曾部。姓氏錄未定有堅部氏。云。百濟國人堅祖爲智之後也。堅部蓋此部曲也。按堅部當音讀。細井氏說非是。と云り。さて狛と云るは。氏族志に。高麗氏。一作狛。朝臣姓。貫于左京。出自遂成七世孫延興王。姓氏錄遂成。東國通鑑。按通鑑遂成。朱蒙三世孫。號次大王。姓氏錄作。天智帝時。高麗爲唐所滅。延興裔孫福徳。避亂歸化。居武藏國高麗郡。賜姓背奈公。孫福信。好台王。爲顯官。聖武帝時。改公爲王。孝謙帝時。與同族六人。更賜高麗朝臣。其族有狛部宿禰。大狛連。狛連。狛首。狛造等姓。姓氏錄。狛部宿禰。續紀。狛連日本紀。狛部宿禰。高麗。其義不詳。按後漢書云。句驪一名。と云り。按に狛堅部は。此支流なるへし○鯽魚戶直。詳ならず。姓氏錄右京諸蕃。道祖史。百濟國王孫。許里公之後也。三代實錄六。正八位上道祖史。賜姓惟道宿禰。阿智使主之黨類。自百濟國來歸也。とある。恐らくは是族ならんか。但し道祖は。舊く佐閉と訓めれば。たしかには定めかたし。なほ考へし○川原寺。天武紀に。寫一切經於川原寺。又運川原寺伎樂於筑紫。續紀三十に。設田原天皇八月九日忌齋於川原寺。などあり。大和志云。高市郡廢川原寺。川原村。一名弘福寺。寶龜二年五月。爲田原天皇國忌。設齋於川原寺。今大悲堂一字尙存。とあり。齊明紀元年云々。此冬災。飛鳥板蓋宮。故遷居飛鳥川原宮。とあり。此宮のこころに云ふへし○注山田寺。上に云り。さて此月扶桑略記に。六月皇太子遷都大

和國とあるは。此時私に遷居給へるなり。下文に出。

秋七月。被遣大唐使人。高田根麻呂等。於薩麻之曲。竹島之門。合船沒死。唯有五人。繫胸一板。流遇竹島。不知所計。五人之中。門部金。採竹爲筏。泊于神島。凡此五人。經六日六夜。而全不食飯。於是褒美金。進位給祿。

高田根麻呂。上文に首字あり。補へし。○薩麻之曲竹島之門。本居翁云。此の薩麻は國名にあらず。隼人國の中の地名なり。後まで薩麻郡あれば。其あたりの名にそありけむ。と云れたるか如し。萬葉にも隼人乃薩麻乃迫門とよめり。この事は既にも云り。竹島は。通證云。在薩麻之西。別島也。距薩州二百里。與硫黃島相去十八里。とあり。地圖を按に。薩摩國東南に在。西硫黃島に對へり。武備志圖。琉球國與薩摩之間。有鷹島とある。即此門なり。神代紀長屋之竹島とは異なり。中臣本京極本釋紀に。門を間に作る。○合船沒死。或は薩麻の曲に。或は竹島の門にて沒死したるなり。一所に死たるにはあらず。○門部金。姓氏錄大和神別。門部連。神牟須比命兒。安牟須比命之後也。とあり。天武紀十年四月。門部直大島。賜姓曰連。とあり。氏族志云。其族有興道氏。文德帝時。侍醫門部連名繼等。改賜興道宿禰。實錄一

條帝時。有越前權少目興道宿禰傳濟。除目大とあり。○筏。倭名抄舟車部。桴筏。論語注云。桴編竹木。大日。筏。作。小日。桴。玉篇字亦作。桴。在舟部。以賀多。とあり。名義。通證に烏賊手也と云り。萬葉に。五日太に作り。○神島。集解云。按地圖。肥前國西南海中。有神島。蓋是三代實錄貞觀十八年。授肥前國正六位上神島神從五位下。とあり。神を本にシトケと訓るを。釋古本にはシトキと訓り。又或訓にカウともあり。いつれかまことならん。

是歲。皇太子奏請曰。冀欲遷于倭京。天皇不許焉。皇太子。乃奉率皇祖母尊。間人皇后。并率皇弟等。往居于倭飛鳥河邊行宮。于時公卿大夫百官人等。皆隨而遷。由是天皇恨欲捨於國位。令造宮於山碕。

皇太子。本に皇字を脱せり。今釋紀集解に據て補。○冀欲。二字本に倒せり。今水戸本小寺本集解に據て改む。按に扶桑略記に。六月皇太子遷都大和國。とあるは。此より前。皇太子まつ私に遷居給へるなり。いかなるよじにかありけん。詳ならず。○奉率。本に率字を脱せり。今京極本釋紀に因て補。さて次の并率の率字。釋紀には無きを。同古本にはあり。○皇弟は。天武天皇なり。○飛鳥河邊行宮。大和志に。古蹟在飛鳥村南。即此傍有井。名行幸井。と云り。齊明紀元年十月。災飛鳥板蓋宮。故遷居飛鳥川原宮。とあると一處なるへし。○皆隨而遷。按に當時鎌子連も。亦其中に在し。と必せり。而るに諫

をも奉らすして。皇太子ごもに遷りしは故あることなるへし。天皇の憤恨坐けんさま。推て知奉られたり。○山崎。倭名抄山城國乙訓郡山崎夜末佐伎。地名に。崎を。時とあり。即今の山崎なり。又河内國交野郡にも。山崎と云ふ地あり。守部云。此太子の御行跡や。信に天皇の國位を捨んご。所思成坐つるも。御理りにそありける。又公卿百官の。皆隨て遷たるは何事そや。そもく子として父をすて。妻として夫をすて。臣として君をすつる。土民にも無きわさなり。况や是は天下所治天皇に坐々をや。皇朝におきて前代未聞の無道と云へし。是誰か罪そや。此御代。よろづ漢風に改められてしより。君臣上下悉く吾神習を忘れ。異國の風に推移をのみ。身の譽と心得つるから。並てかゝる御行跡は。なし給しにそ有ける。皇朝にして漢學の弊ある事。是いちしるしき證なるそかし。恐るへく忌むべき事の限ならずや。と云れたり。

乃送歌於間人皇后。曰。舸娜紀都該。阿我柯賦古麻播。比枳涅世儒。阿我柯賦古麻乎。比騰瀾都羅武箇。

送歌。此大御歌は。皇后の御心を疑ひ坐て。詠て贈らせ給ひしなりと。久老も守部も云れたり。さることなり。○舸娜紀都該。枳着なり。枳は棒に同じ。和名抄に。棒杖名也。音。字作。棒俗言方。とありて和名なし。大被詞に。大中臣天津金本乎。本打切末打斷氏。千座置坐爾置足波志氏。とある金木に同じ。金木は借字にて。名義。谷川氏熱木なりと云り。枳は本末を切斷し熱したる木の謂なり。何の木にまれ。東風は熱木ならむ。と云れど。證なし。其木の本末を切斷

て。被具にしたるなり。これは人形に擬へて。置座に置く料の木なり。此の御歌にては。齊明紀に。兵盡前役。以枳戰とある。

本にツカナキとある。枳にて。木の本末を打斷て。棒としたるにて。手に取はかりの木を云。文選東方朔文

に。以。筵。撞。鏡。とある注に。筵小木枝也と云り。小木枝とはいへど。若きしものと云にはあらず。鏡を撞には大木を用ゐる事なるに。手に握るはかりの棒にて。鏡を撞く事の勝は如響に云るなり。さて其枳を。馬の足に結著て。ほたしとするを宜ふなり。これを萬葉に。拒諾越爾麥昨駒乃とあ

る萬世即是なり。萬世は馬。變なりと云り。今田舎にて是をマセ棒と云。和名抄に。雖また杖等を。加奈岐と訓て。刑罰具となりたるは。彼棒を鐵に替へたるなり。この事は箋注にも云り。しかるに此舸娜紀

を。解に小本なりと云ひ。守部は。腋木の略なりとて。いつれも若木の事としたるは其たかへり。これ大被

詞の金木を。若木と云る。就に泥めるより。あやまれるなり。此御歌。また齊明紀文にて。小木ならぬこと知へし。○阿我柯賦古麻播は。我飼駒者なり。○比枳涅世儒。守部

云。牽出不爲なり。引出るわさを爲給はぬにて。常に不牽出と云とはことなり。此は駒にほたしを着

て。牽出わさをせぬと云て。年比皇后を。外にも出し給はず。深くかしつき給ひしに譬へて。詔へ

るなり。と云り。解も大。方同じ。○阿我柯賦古麻乎。上に同じ。○比騰瀾都羅武箇。人將見歎なり。一首の意

は。釋紀云。御歌意者。間人皇后者。天皇之妻后也。以皇后被寄馬也。皇太子率彼皇后。向倭者。人

定奉見良牟由也。とあり。されど解に。皇后の大御前をさかり奉りて。一人倭にいてまじふは。他し

人に見え給ひつらむかご。二心を疑ひ坐るたごへ言なり。と云れたり。此然るへし。守部も此說に據て解

を恨み給ひし御歌なりけんとして。句を聊引替たるはわたくしなり。

○日本書紀通釋卷之五十九

五年春正月戊申朔。夜鼠向倭都而遷。壬子。以紫冠授中臣鎌足連。增封若干戶。二月。遣大唐押使大錦上高向史玄理。或本云。夏五月。遣大唐押使大華下高向玄理。大使小錦下河邊臣麻呂。副使大山下藥師惠日。判官大乙上書直麻呂。宮道阿彌陀。或本云。判官小山下書直麻呂。小乙上岡君宜。置始連大伯。小乙下中臣間人連老。老。此云田邊史鳥等。於喻。分乘二船。留連數月。取新羅道。泊于萊州。遂到于京。奉觀天子。

壬子は五日○紫冠は。二年紀に制給ふ十三階のうちなり○鎌足。通證云。以前皆書鎌子。蓋至此時更レ名乎。姓氏錄曰。中臣連鎌子。古記曰鎌足。と云り○遣大唐押使。又云。文武紀所謂遣唐執節使也。後世有押領使之稱。集韻押按也。一日管拘也。とあり。元亨釋書に押新羅使と云もあり○玄理の訓の事。上に云り○河邊臣麻呂。大化二年紀に。河邊臣湯麻呂とあれば。同人ならんと云る説あれと。舒明紀に河邊臣麻呂とあれば。なほ別なるへし○藥師。推古紀に出○書直は。倭漢書直なり。皇極紀元年に出○宮道。本に道を首に作る。今中臣本通證引一本。集解に據て改む。此氏姓氏錄に見えず。氏族志云。宮道氏。君好。出自日本武尊子稚武王。舊事本紀又有朝臣姓。仁明帝時。宮道宿禰吉備麻呂等。賜朝臣。

續後光孝帝時。有宮道朝臣彌益。三代實錄為山城宇治郡大領。其女嫁內大臣藤原高藤。生宇多皇后。為醍醐帝外祖母。彌益累進為修理大夫。宮道氏始著。今昔物語後冷泉帝時。有從五位下宮道行職。外記宮道氏裔。後世有蜷川氏。系圖とあり。さて記にも。倭建命の御子。建貝兒王者。宮首之別等之祖。とあるを。記傳に。宮首は宮道なるへし。其據は舊事紀に。稚武王。近江建部君。宮道君祖とある是なり。さて稚武王と云るは。例の御兄弟の間の傳の紛れにて。武貝兒王なるへし。其地は參河國寶飯郡宮道郡ある是なり。と云れたり。併考へし。さて公事根源に。山城國宇治郡山科神社は。此宮道氏の祖神なりとあり○阿彌陀。名なり。文武紀に。衣造孔子。文忌寸釋迦など見えたる類なり。稱德紀神護景雲二年勅曰。頃見諸司入奏名籍。或以國主國繼為名。向朝奏名。可レ不寒心。或取真人朝臣立字。以レ氏作字。是近胃姓。復用佛菩薩及賢聖之號。每經聞見。不安于懷。自今以後。宜勿更然。とあり○岡君。未詳。仲哀紀に岡縣主あり。姓氏錄右京諸蕃。岡連。市往公同祖。曰圖王男。安貴之後也。續紀十七。市往泉麻呂。賜岡連姓云々。勝寶六年八月四日。百部法華經を百人に分寫する。交名の古文書に。岡大津と云人見えたり。さて岡は類聚解云。飛鳥岡を負。姓氏錄左京皇別。岡真人。出自舍人親王。とあり○置始連。姓氏錄右京神別。長谷置始連。饒速日命七世孫。大新河命之後也。左京大掠置始連。縣犬養同祖。阿居太都命之後也。とあり。重風云。同族縣犬養連。三千代時世。さめきたる事。あれは。この流なるへし。氏族志。大掠置始連下に。孝德帝時。有置始連大伯。天武帝時。有置始連苑。為壬申功臣。其子蟲麻呂。以父故。賜功田。續按姓氏錄。

又有長谷置始連。其單稱置始者。固不詳何族。但本氏有單稱巨椋者。亦或是族也。因係于此。日本靈異記。有置染臣調女。從僧行基爲尼。臣姓恐亦同出也。附以備考。續紀八。置始連首麻呂あり。さて神名式伊勢國安濃郡置染神社あり。中臣間人連。詳ならず。姓氏錄左京神別。間人宿禰。神魂命五世孫。玉櫛比古命之後也。また天神本紀。天玉櫛彥命。間人連等祖。とあり。氏族志云。間人氏。有宿禰姓。有連姓。天武帝十三年。間人連賜宿禰。按姓氏錄間人宿禰二流。一即仲哀皇別。而此年賜宿禰者。實不知何流。今據舊事本紀。以本氏舊連姓。故姑從于此。とあれど。中臣間人連は。中臣氏の庶流なるへければ。右等と異なるへし。さて萬葉一に。舒明天皇の御世。間人連老とあるは。此と同人か。詳ならず。もし然らば。間人皇女の御乳母なるへし。また三に間人宿禰。河邊作歌あり。これも。○萊州。唐書地理志云。河南道萊州東萊郡。奉觀天子。唐高宗なり。唐書日本傳曰。永徽初。其王孝德即位。改元曰白雉。獻琥珀大如斗。碼碯。若五升器。などあり。

於是東宮監門郭丈舉。悉問日本國之地里。及國初之神名。皆隨問而答。押使高向玄理卒於大唐。伊吉博得言。學問僧惠妙於唐死。知聰於海死。智國於海死。智宗年。付劉德高等船歸。妙位。法勝。學生氷連老人。高黃金。并十二人。別倭種。智與。趙元寶。今年共使人歸。

東宮監門。唐書百官志云。東宮官。太子左右監門。率府。率各一人。副率各二人。掌諸門禁衛。とあり。又六典にも見ゆ。○郭丈舉。中臣本考本。丈を文に作る。通證云。文舊讀丈。恐非。魏有孔文學。とあり。○地里。通證云。里與理通用。唐書所載之地理神名即是。とあり。○注伊吉博得言。此氏明紀四年に。伊岐史乙等あり。そこに出。按に博得後に律令を撰定するに預れるを以。封戸功田を賜りしこと。續紀に見えたり。得を續紀に徳に作る。さて言は。下文に據に書の誤なるへし。○惠妙。集解云。按大化元年紀有惠妙。爲百濟寺々主。以天武天皇九年卒。然則與此別。妙疑誤字。蓋白雉四年所遣之僧。とあり。○知聰は。白雉四年に所遣僧なり。○智國智宗。詳ならず。○庚寅年は。持統天皇四年なり。在唐三十八年。○覺勝。白雉四年に所遣僧也。○乙丑年は。天智天皇四年なり。在唐の間十二年。上に引る定惠傳に。以乙丑年九月歸朝。其年十二月二十三日。終於大原之第。とあり。○劉德高。天智紀に出。この船に付て歸りしこと。上に引る傳にも見ゆ。○妙位。中臣本。位を信に作る。○法勝。詳ならず。○氷連老人。白雉四年に所遣れたり。○高黃金。詳ならず。○別倭種は。日本人の彼處に於て。彼婦を娶て所生の種なり。通證に。謂蕃別人。とあるは非なり。○韓知興。齊明紀に見ゆ。○趙元室。詳ならず。

夏四月。吐火羅國男二人。女二人。舍衛女一人。被風流來于日向。

吐火羅國は。齊明紀親貨邏。また吐火羅人。共妻舍衛婦人來云々。唐書西域傳云。吐火羅或曰吐豁羅。

曰親貨邏。元魏謂吐呼羅者。居葱嶺西。烏澹河之南。古大夏地。與挹怛雜處。勝兵十萬。國土著少。女多男。西域記曰。其地南北千餘里。東西二千餘里。○舍衛。類函邊塞部扶南傳曰。舍衛國隸屬天竺伽尸國。一名波羅奈國。亦名波羅國。奈斯國。西域記曰。室羅伐悉底國周六千餘里。舊曰舍衛國。訛也。中印度境。括地志曰。沙祇大國。即舍衛國也。在二月氏南萬里。○水戶本考本。此下に國字あり。
大日本史に吐火羅國在隋國西(隋書)舍衛古波斯國(參取唐書非西域記文獻通考)とあり。

秋七月甲戌朔丁酉。西海使吉士長丹等。共百濟新羅遣使。泊于筑紫。是月。褒美西海使等。奉對唐國天子。多得文書寶物。授小山上大使吉士長丹。以小華下。賜封二百戶。賜姓爲吳氏。授小乙下副使吉士駒。以小山上。

丁酉は二十四日○西海使は。即遣唐使なり○新羅遣使。中臣本。遣を送に作る○小山上大使。四年文に據に。大使小山上とあるへし○吳氏。姓氏錄未定右京。吳氏。百濟國人。德卒吳伎側之後者不見。○あり。氏族志云。醍醐帝時。有僧良勇。吳部氏。美濃安八郡人。天台座。或是族也。伊呂波字類抄。有吳公。豈是族歟。とあり。集解云。近江國蒲生郡中村。吳神社。有西海大使吉士長丹畫像二幅。一小山上。服青紺冠小伯仙錦。鬚華

銀錦。二小華下。服緋。蓋稱吳社。祀吳氏之祖。可知也。相傳巨勢忠久所畫とあり。此畫像は。世に傳ふる所のものにして。寫しもあり。其世の冠服のさまを見るへきものなりかし○小乙下副使。四年の文に據るに。副使小乙上とあるへし○大織冠傳に據るに。こゝに白鳳五年秋八月。詔內臣。超拜紫冠。增封八千戶。の文あり。此紀は脱たるなるへし。

冬十月癸卯朔。皇太子聞天皇疾病。乃奉皇祖母尊。間人皇后。并率皇弟公卿等。赴難波宮。壬子。天皇崩于正寢。仍起殯宮於南庭。以小山上百舌鳥土師連土德。主殯宮之事。

疾病本に倒せり。今集解に據る○赴難波宮。さきに天皇恨欲捨國位。令造宮於山崎とあるに據るに。其宮成らずして。御病し給へるものと見えたり○壬子は十日○崩。大日本史云。本書享年缺。神皇正統記。如是院年代記。並曰五十九。他無所考とあり○殯宮。本に宮字なし。今京極本信友校本に據て補ふ○百舌鳥土師連。倭名抄和泉國大鳥郡土師波爾之。和泉志云。土師今日毛須莊。又百舌鳥耳原中陵即此郡とあり。

十二月壬寅朔己酉。葬于大坂磯長陵。是日。皇太子乃奉皇祖母尊。遷居

倭河邊行宮。老者語之曰。鼠向倭都。遷都之兆也。是歲。高麗百濟新羅。並遣使奉吊。

己酉は八日○大坂磯長陵。本に磯を機に作るは誤なり。今秘閣本中臣本考本等に據て改む。諸陵式。大坂磯長陵。難波豐碕宮御宇孝德天皇。在河内國石川郡。兆域東西五町。南北五町。守戸三烟。扶桑略記に高二丈方五町とあり。河内志云。在山田村。蓋大坂西面之地。とあり○乃奉。本に乃を母に作。今通證引一本集解に據て改む○倭河邊行宮。上文に飛鳥河邊行宮とあり○並遣使。本に並字なし。今中臣本に據て補ふ○奉吊。按に持統三年文に。此時遣臣勢稻持等。告帝喪於新羅。新羅以鬪淦金春秋奉吊の文あり。こゝは其名を佚せしものなり。さて類史に。高麗下に五年十月壬子六字あり。本紀には十月壬子下に。高麗の事見えず。さらはこゝのは是歲高麗云々の文は。干支の亂脱せるものか。考へし。

日本書紀卷第二十五終

秘閣本中臣本に終字なし

日本書紀通釋卷之六十

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第二十六

天豐財重日足姬天皇 齊明天皇

周語曰。其君齊明衷正。韋昭曰。齊一也。衷中也。とあり。本に天皇二字を脱せり。今例に據て補。さて此天皇の重祚につきて。正統記云。齊明天皇は。皇極の重祚なり。重祚と云事は。本朝には是にはしまれり。異朝には云々。晋の世に桓玄と云し者。安帝の位をうはひて。十日ありて。義兵の爲にころされしかは。安帝位にかへり給ふ。唐の代となりて。則天皇后世を亂られし時。我所生の子なりしかとも。中宗をすて。廬陵王とす。おなじ御子豫王を立てられしも。またすて。みつから位に即き給ふ。後に中宗位にかへりて。唐の祚たえず。豫王も又重祚あり。これを睿宗と云。これそまさしき重祚なれど。二代にはたてず。中宗睿宗とそつらねたるを。我朝に皇極の重祚を齊明と號し。孝謙の重祚を稱徳と號す。異朝に替れり。是天日嗣を重くするか故か。先賢の議さためてよしあるにや。と云れたり。按に。天日嗣を重するか故かと云れたれど。さることとも通えず。先賢の議ありや。なじや

は。詳ならねど。石原正明か辛酉隨筆に。おなじみかとの。再度御位に即せ給ひしは。齊明稱徳皆女帝
におはします。さてはしめの度は。崩御まじくたるにあらねは。御諡あるへきやうもなきを。皇極
孝謙とたてまつりたるは。稱徳孝謙は。天平寶字二年に。寶字稱徳孝謙皇帝と上りし。現御世の尊號
をニツにして用たり。されどニツにしては。二所とまきこえていかとなり。いかなる事ならん。
桓武天皇の御時に。上世の御諡は奉りしといふ説あり。桓武天皇の御時とあるは誤なり。文武天皇の御時なり。されど
文武天皇以後の御諡をば。桓武天皇の御時に定られたるなり。
その時仰事承りし博士。御代のかはること。かたはしよりつきまゐらせて。玉體の一柱なるをもち
はす。疎漏なりしここにこそ。といはれたれど。かくてはあまり事もなし。王代一覽に。皇極齊明一
人の追諡に。二諡を上れるは。治世の前後を分たれたるなり。と云るなどや。さもありませんかじ。

齊明天皇
紀

天豐財重日足姫天皇。初適於橘豐日天皇之孫。高向王。而生漢皇子。後
適於息長足日廣額天皇。而生一男一女。二年立爲皇后。見息長
足日廣額天皇紀。十二年冬十月。息長足日廣額天皇崩。明年正月。皇后
即天皇位。改元。四年六月。讓位於天萬豐日天皇。稱天豐財重日足姫
天皇。曰皇祖母尊。天萬豐日天皇。後五年十月崩。

初。中臣本前に作れり。○高向王。御父詳ならず。紹運錄には用明天皇の皇子に系たり。○漢皇子も詳な

らす。記に忍坂日子人太子。舒明御父娶漢王之妹。大俣王。生御子智奴王。と云ことある。漢王は同名なれ
と異王なり。智奴王と申すは。此天皇の御父に坐せはせはなり。○二男一女は。天智天武間人皇女にま
す。○改元四年。信友云。改元四年六月云々とあるは。其即位し給へる年を元として。四年に當る年と云
ふ意の潤飾文にて。年號に云ふ改元とは異なり。と云れたれと然らず。此改元の二字は。上文につ
けて。皇后即天皇位改元と讀へし。これを本の讀のまよに。改元四年とつけて心得るからに。
聞えぬこととなるなり。さて四年六月云々と。端を改めて見るへし。○後五年。信友云。按に前漢文
帝祥瑞を得て。即位の十七年を改めて元年と爲し。これを賀して後元年となせり。これ改元の始なり。
景帝例に沿て。即位の八年を中元年となし。七年に至りて。亦改めて後元年と爲て世を終たり。今こ
ゝに白雉の年號を用ひすして。後五年と書たるは。文帝景帝の時の例に准據して。當時其稱を用たる
ものか云り。さもやあらん。然るに集解に。後五年十月五字。原倒在
崩上。と云て。文を改めしは是からず。又或説に。始皇極天皇御位を讓給ひて。
後五年を経て。孝徳天皇崩給ひしとなり。又一説。大化元年を前と爲し。白雉元年を後としたるにて。
此兩改元を。當時前後を以。呼別じものか云り。これらはいかゝらむ。さて當時こそさもありつ
らめども。此記載す時にも。なほ其まよに。まきははしく書れるはいかに云に。信友云。しか白
雉を用ひすして。後五年と書されたるは。これもかの文帝景帝か世の例に。准據たる書されまにて。
後の御世の如く。年號を重事とせられさりつるか故なるへし。書紀に。大化白雉の年號を擧て。年次を立られたる
は。さるものにて。其後の文には。其年號を以て。記

元年乙卯

されたる事なし。但し其大化白雉の間の事をは。記されたる事のなければ。其年號を年次に係て。用給と云り。續紀以後の例にて。ひたりや否や。證にはたしかたければ。かの後五年は。白雉の年號を用て。記されたりつる證なり。

元年春正月壬申朔甲戌。皇祖母尊。即天皇位於飛鳥板蓋宮。夏五月庚午朔。空中有乘龍者。貌似唐人。著青油笠。而自葛城嶺。馳隱膽駒山。及至午時。從於住吉松嶺之上。西向馳去。

甲戌。三日なり。○即天皇位。公卿補任に據に。左大臣巨勢德太古。内臣中臣鎌足。並如故。とあるへきなり。○飛鳥板蓋宮。皇極紀二年四月。自權宮。移幸飛鳥板蓋宮とあり。岡本宮と同地なり。既に出。さて平田翁云。孝德天皇崩御の後。皇太子踐祚し給ふへきに。なほ即位し給はざるは。聖德太子の皇太子にて。攝政し給へる趾に倣ひ給へるものか。抑先帝の御爲に。三年の喪を行ひ給はんとての御事か。と云れたり。但し三年の喪の御爲にはあらし。○青油笠。通證云。油笠猶油衣也。今俗云。哈叭。蓋蠻語也。隋禮儀志。有青油幢とあり。○自葛城嶺。秘閣本に自向西二字に作れるは誤なり。○住吉松嶺。本に嶺を嶺に作れり。今京極本に據て改む。住吉松は。通證に。所謂住吉岡也。萬葉集云。清江乃。木笑松原。遠神。我王之幸行處とあり。○扶桑略記に。從住吉松之上とあり。また集解には。略記無嶺字。蓋與葛城嶺之嶺。相涉加耳。とありて削去れり。○西向。中臣本薩摩本に向西

とあり。さてこの神異は。いかなるものぞとおもひしに。住吉神代記に云。大神。飛鳥板蓋宮御宇天皇御世始仁。夏五月庚午宣賜久。爲巡檢吾山。止宣賜豆。即乘御馬。賜着油笠。賜豆。兄乃山余利。葛城嶺膽駒山。馳利賜豆。以午時。住吉仁馳還座豆。聞食御飯酒。即阿閉。魚次。椅鹿山。御覽還御坐支。仍件山在神道也。とあるによれば。此唐人と見えたるは。住吉大神の顯現人神に坐けり。然るにこれを略記に。時人言。蘇我豊原大臣之靈也とあり。いと妄なり。

秋七月己巳朔己卯。於難波朝饗。北蝦夷九十九人。東蝦夷九十五人。并設百濟調使一百五十人。仍授柵養蝦夷九人。津刈蝦蟻六人。冠各二階。八月戊戌朔。河邊臣麻呂等自大唐還。

己卯は十一日。○設。薩摩本に設を饗に作れり。○柵養は。北蝦夷なり。孝德紀に。造淳足柵。又治磐舟柵。とあるこれなり。持統紀三年に。陸奥國優嗜曇郡養蝦夷とあれども。こゝはそれにはあらず。もご柵養は。柵戸に養はるゝよりの名なれば。何處の柵戸にも云へし。されはこゝは。淳足磐舟などの柵に住るものなるへし。○津刈蝦蟻は。津輕なり。是東蝦夷にて。通證に。今陸奥國置津輕郡。考倭名抄延喜式。無此郡。とあるか如し。但し今の津輕域内のみにはあるへからず。其あたりの廣き地名なるへし。○河邊臣麻呂は。白雉五年に發せし人なり。

冬十月丁酉朔己酉。於小墾田。造起宮闕。擬將瓦覆。又於深山廣谷。擬造宮殿之材。朽爛者多。遂止弗作。是冬。災飛鳥板蓋宮。故遷居飛鳥川原宮。

己酉は十三日なり。○造起宮闕。小墾田宮は。推古紀皇極紀にも既く見えたる。今其を造改め給へるなり。○擬將瓦覆。聖武紀に。其板屋草舎。中古遺制。難營易破。殫民財。請仰有司。構立瓦舎。塗爲赤白。とあり。通證。今按。古者雖王宮。亦茅屋或板屋。故有板蓋宮。板屋司之號。今又將造瓦舎。時世之變革可_レ以_レ觀_レ也。延喜式忌詞。寺稱瓦葺。至_レ今神宮茅屋。禁闕板蓋。蓋古法之存者耳。と云り。さて通證に。擬將を恐當_レ乙と云れたり。さて扶桑略記。持統十一年條に。官舎始以_レ瓦葺之とあるぞ。瓦葺のはじめなるへき。○飛鳥川原宮。靈異記上に。飛鳥川原板葺宮御宇天皇之代。癸卯年春三月云々の注に。皇極天皇二年。狩谷氏曰。皇極紀元年。遷移小墾田宮。二年移飛鳥板蓋新宮。齊明紀元年。即位於飛鳥板蓋宮。災飛鳥板蓋宮。故遷居飛鳥川原宮。據_レ之。川原板蓋自是別宮。又皇極天皇前位之時。未嘗營川原宮。然聖德太子傳曆云。皇極天皇。明日香川原板蓋宮治三年。扶桑略記云。皇極天皇元年九月。都大和國飛鳥宮。一云川原板蓋宮。帝王編年紀云。皇極御宇三年。明日香河原宮。並與_レ此同。大和志曰。高市郡川原宮。古蹟在_レ岡飛鳥一村間。とある説によれば。川原板蓋は。もとより同處なることは明らけきを。同處

に宮二ありて。別名を呼しものとすへし。されは此天皇前位の御時より。二宮を作りて坐しものなるへし。但し一は尋常の宮殿。一は板蓋作の宮殿なるか故に。自ら別名もありしにこそ。さて扶桑略記には。此下に造_レ川原寺と云事あり。

是歲。高麗百濟新羅。並遣使進調。百濟大使西部達率余宜受。副使東部恩率調信仁。凡一百餘人。蝦夷隼人。率衆內屬。詣闕朝獻。新羅別以_レ及滄彌武爲質。以_レ十二人爲才伎者。彌武遇疾而死。是年也太歲乙卯。

高麗は。通鑑に據るに。寶藏王十四年なり。○新羅は。太宗王二年なり。○注百濟大使以下二十五字。恐くは本文なるへし。東部は高麗五族にて。三曰東部。一名左部と。後漢書東夷傳に見えたり。百濟にも通はし云るにや。○率衆內屬。ここに云る內屬とは。畿内に移住するを云なり。漢土に。前賈捐之傳に。民有_レ慕_レ義。欲_レ內屬。なごあるとは義異なり。○及滄。薩摩本に及を汲に作る。通鑑に新羅十七等。九曰_レ級伐浚とあり。○太歲乙卯。年代記を考るに。唐高宗永徽六年にあたる。

二年丙辰
二年秋八月癸巳朔庚子。高麗遣_レ達沙等進調。大使達沙。副使伊利之。捨八十一人。九月。遣_レ高麗大使膳臣葉積。副使坂合部連磐楸。大判官犬上君白麻呂。中判官河内

書首。名スナヒ小判官大藏衣縫造麻呂。

庚子は八日○注大使達沙副使云々の十四字。恐らくは本文なるへし○磐楳。五年紀に石布とあり○犬上君。本に犬を大に作る。今薩摩本小寺本に據て改○河内書首。應神紀に出○大藏衣縫造麻呂。天武紀十三年正月。内藏衣縫造。賜姓曰連。とあり。大藏は内藏と同じ。姓氏錄右京諸蕃。内藏宿禰。坂上大宿禰同祖。都賀直四世孫。東人直之後也。とあり。内藏大藏同じきよしは。古語拾遺に出。履中雄略二朝のことなり。大藏は姓氏錄には洩たり。氏族志云。大藏氏有朝臣姓。有宿禰姓。有忌寸姓。續紀。續後紀。朝臣。續言奉和。有直姓。壬申之亂。大藏直廣隔。從天武帝。紀。書。仁明帝時。左京人紀伊介大藏忌寸橫佩。賜宿禰。續後紀。清和帝時。大藏伊美吉廣勝。賜宿禰。同姓善行。以文學著。改賜朝臣。三代實錄。以字以下雜言奉和。朱雀帝時。對馬守大藏朝臣春實。討藤原純友。有レ功。孫種材任太宰大監。女真之亂。有戰功。子孫世爲府官。大藏。系圖。後冷泉帝時。有豐前日田郡大領大藏千員。散位大藏朝臣永明。字佐。大藏。系圖。種材曾孫種直。直一。書永中。食。筑前夜須郡秋月莊。子孫爲秋月氏。系圖。其族有原田田尻等氏。大藏。系圖。とあり。さて衣縫は。集解に。按應神天皇四十一年。阿智使主奉詔往吳國。率工女吳衣縫。蚊屋衣縫祖等而來。是所以大藏氏爲衣縫造也。とあるにて明らけし。氏族志には此事洩たり。かつ造姓ある事をも脱したり。

是歲。於飛鳥岡本。更定宮地。時高麗百濟新羅。並遣使進調。爲張

紺幕於此宮地。而饗焉。遂起宮室。天皇乃遷。號曰後飛鳥岡本宮。於田身嶺。冠以周垣。復於嶺上兩槻樹邊。起觀號爲兩槻宮。亦曰天宮。

飛鳥岡本。舒明紀八年六月。災於岡本宮。とあり。此時再造し給ふにや○紺幕。倭名抄調度部。幕和名萬玖。帷阿計波利。軍防令に。凡兵士每火紺布幕一口著裏。とあり○田身嶺。十市郡にあり。持統紀に多武嶺。三代實錄に多武峰に作る。談峰とも書り。今は塔岑といふ○注太務。本に太を大に作る。今考本に據て改む。さて山名二字。集解に私記攙入として削れり○兩槻。本にフタツキと訓は誤れり。靈異記に双槻二合奈彌ツ紀とあり。天神本紀姓氏錄に。相槻物部ともあり○兩槻宮。大和志云。十市郡兩槻宮。古蹟多武峰西北有レ地。名根槻。即此。とあり○天宮。扶桑略記に大宮に作れり。

時好興事。廼使水工穿渠。自香山西。至石上山。以舟二百隻。載石上山石。順流控引於宮東山。累石爲垣。時人謗曰。狂心渠。損費功。夫三萬餘矣。費損造垣功。七萬餘矣。宮材爛矣。山椒埋矣。又謗曰。作石山丘。隨作自破。又作吉野宮。西海使佐伯連栲繩。位階

級。小山下難波吉士國勝等。自百濟還。獻鸚鵡一隻。災岡本宮。

石上山。石上は山邊郡に在て。名高き地なれども。こゝとは地理甚く隔れり。本の訓は誤にて。イハカミと訓へし。當國五郡神名帳略解。石寸水分神社下に。大和國山川名所記を引て云く。石寸山。亦曰石村山。多武峰。西並在香山南東。齊明紀所載。天皇使水工穿渠。自香山西。至石上。石上山。亦曰是也。此石上山。與山邊郡石上。此云伊曾山。同字異訓也。又案。石寸山之谷水川。與倉橋山。多武峰之流水川。落令歷城下郡。入大和川也。上件大川名云石寸川。亦云八釣川。或云多武峰川。見于大和國山川名所記。とあり。今もさる川の趾ありや。尋ぬへし。爲垣。通證に。此今所謂石垣也。と云り。○狂心渠。同書に倭名抄。狂作太布流。蓋顛倒之義也。とあり。萬葉十八。多夫禮多流。之許都於吉奈。源氏倒れの方のみにて。狂の意はあらざるへし。○功夫。本に功を切に誤れり。今諸本に據て改む。○作吉野宮。通證に。按吉野宮見于紀。此爲始。とは何事ぞや。應神紀以後の卷々にも。あまた見えたるをや。但し此時作り給へる跡は知かたし。○難波吉士國勝。皇極紀に國勝吉士水鷄あり。そこに云り。さて下文五年の下に。難波吉士男人書曰云々。と云こみゆ。

三年丁巳

三年秋七月丁亥朔己丑。親貨邏國。男一人女四人。漂泊于筑紫。言臣等初漂泊于海見島。乃以驛召。辛丑。作須彌山像於飛鳥寺西。且設孟蘭

盆會。暮饗親貨邏人。或本云。墮羅人。

己丑は三日。○親貨邏國。孝德紀自雉五年に。吐火羅に作る。釋紀に。或本日。墮羅人。私記奴羅國。とあり。○男一人。活字本薩摩本に二人に作る。○海見島。天武紀に阿麻彌。文武紀に菴美。元明紀に南島菴美とあり。通證に。疑是天草島。今屬肥後。爲郡。とあれと然らず。續紀考證云。南島志云。大島在德島東北十八里。琉球北界也。續文獻通考。謂之琉球北山。國史所謂阿麻彌島。或作菴美。皆謂此。阿麻彌者。上世神人名也。其東北有山。乃神人所降。因名曰阿麻彌嶽。島亦因得此名。地形稍大。稱以爲大島。とあるこれなり。○辛丑は十五日。○孟蘭盆會。通證云。盆與盆通用。孟蘭盆經曰。以百味飲食。安孟蘭盆中。施十方自恣僧。釋氏要覽。梵語于闐。此云救倒懸也。盆則此方器也。とあり。○親貨邏人。本に親を都に作る。今中臣本薩摩本に據て改む。

九月。有間皇子性點。陽狂云々。往牟婁温湯。僞療病來。讚國體勢。日。纔觀彼地。病自蠲消云々。天皇聞悅。思欲往觀。

性點陽狂云々。これは當時の記録のまゝに。記されたるものなるへけれど。いかゞなるよしありて。後に除かれたるものご見えたり。云々とあるは即其文なるへし。此事は下に云へし。陽の一訓ウホリ

とあるは。ウツホリの誤なるへし。イツハリと云に同じ○牟婁温湯。通證云。紀伊國牟婁郡熊野。有温泉。今日湯峰。曰湯川。即此。とあり○纒の訓ヒタ。釋同じ。藤原本ヒタ。タとあり。義詳ならず○此有間皇子の事に付て論あり。取すへて下文の下にいふへし。

是歲。使使於新羅。曰。欲將沙門智達。間人連御厩。依網連稚子等。付汝國使。令送到大唐。新羅不肯聽。送。由是沙門智達等還歸。西海使小華下阿曇連頰垂。小山下津臣偃僂。自百濟還。獻駱駝一箇。驢二箇。石見國言。白狐見。

智達。元亨釋書云。白鳳七年二月。爲僧正。とあり○間人連。推古紀及孝德紀。中臣間人連の下に注り○依網連。推古紀物部依網連の下に云○還歸。秘閣本。歸を郷に作る○津臣。姓氏錄右京諸蕃百濟に。津宿禰。菅野朝臣同祖。鹽君男麻侶君之後也。とあり。氏族志云。津氏有宿禰姓。有連姓。按本書。桓武帝時。葛井連道依言。津連先賜朝臣。是蓋謂津連改賜菅野朝臣也。とあり。今按に。姓氏錄一本に宿禰を朝臣に作るを見れば。臣後に朝臣を賜ふなり。さらば此なる偃僂の族なり。氏族志の説は恐くは非ならん。同志亦云。蕃別百濟下に。敏達帝時。辰爾弟牛。賜姓津史。日本牛蓋麻呂一名也。孝謙帝時。津

史秋主等。改賜連姓。桓武帝時。津連古道等。賜宿禰。同姓巨都雄等。因居地。賜姓中科宿禰。又云。中村宿禰。系出鹽君孫字志。按牛。字志。訓讀相通。蓋非別人。唯日本書紀。以爲辰爾弟。與之不_レ合。二書恐有_二一誤。又有朝臣。蓋同族也。とあり○偃僂。通證云。俱豆麻未詳。今俗謂之背虫。新猿樂記訓。久々世。蓋曲脊也。左傳。一命而偃。再命而偃。六書故。曲脊也。とあり。按に俱豆麻は曲身の義にもあるへし○石見國。倭名抄以波美○扶桑略記に。二年中臣鎌子連寢疾。天皇憂之。於是百濟禪尼法明奏云。維摩詰經因問疾發教法。試爲病者誦之。天皇大悅。法明始到誦此經。時偈句未_レ終。中臣之疾。應聲廼痊。鎌子感伏。更令轉讀。二年丁巳。內臣鎌子。於山階陶原。始立精舍。乃設齋會。是則維摩會始也。とあり。此年なり。さて又此年。鷗野皇女。持天武天皇に適坐りしこと。本紀に見えたり。

四年戊午

四年春正月甲申朔丙申。左大臣巨勢德太臣薨。夏四月。阿陪臣名率船師一百八十艘。伐蝦夷。齶田淳代二郡蝦夷。望怖乞降。於是勒軍。陳船於齶田浦。齶田蝦夷恩荷。進而誓曰。不爲官軍故持弓矢。但奴等性食肉故持。若爲官軍。以儲弓矢。齶田浦神知矣。將清白心。仕官

朝^ニ矣。仍授^ニ恩荷。以^ニ小乙上。定^ニ淳代津輕二郡。領^ニ。遂於^ニ有間濱。召^ニ聚^ニ渡島蝦夷等。大饗而歸。

丙申は十三日○德太臣薨。京極本に太下古字あり。略記に正二位左大臣とあり。其は此時德太臣大輔の位にて有けんを。後正二位に當るを以。追書せるものなるへし。さて補任に。在官十年歳六十六とあり。略記にも年は同じ○略記に。三月舍衛國婦女來朝と云事あり○阿陪臣。下文越國守阿倍引田臣比羅夫とあり。こゝに闕名とあるはいかゞ。さて此氏の祖。大彥命。崇神帝の命を承て。其子武淳川別命とゞもに。北陸東海を綏定し。功勳赫著く。其裔孫阿倍氏最顯れて。東北に滋蔓れり。引田臣比羅夫。越國司となりて。其邊境を治めしか故に。船師を帥て。屢蝦夷肅慎を征ちて功を立しも。此由縁によれるなり。さて後史に。阿倍陸奥臣。阿倍安積臣。阿倍信夫臣。阿部柴田臣。阿倍會津臣。阿部媛島臣。阿倍磐城臣。などあり。後冷泉帝の時に。安倍賴時及子貞任。世々に陸奥に居住て。六部の酋長となりて。族類の盛なりしも。また此に基けりと云へし○鵜田。倭名抄出羽國秋田郡阿伊多是なり。但し伊は音便なり。上代には鵜田と濁音にて唱けん。和銅五年。割陸奥越後二國。出羽國を置しこと。國造本紀續紀に見えたり○淳代。通證云。延喜式倭名抄。無此郡。二代實錄。舉秋田城下十二村。內有野代。今云野代。有大河。名野城川。とあり。集解に。檢地圖。古在秋田郡。今即檜原郡。と云へり。檜原郡も

倭名抄になし。後に別れたる郡名なり。○勅軍。本に勅を勤に作る。今改む○鵜田浦神。未詳。通證云。神名式。出羽國山本郡鵜田川神社。倭名抄。秋田郡添川。とあり。帳考に。大友直枝曰。今三鞍鼻高岳山にあり。此山又尾保呂長根と云。播磨國廣峰神を移祭る。土俗牛頭天王と稱。と云り。按に山本郡境陸奥に接せり。地勢合はさるか如し。また帳考云。田川郡遠賀神社。遠賀村にあり。今俗稻荷村と云。猶社中道を遠賀道と云。鶴岡より十町許東なり。蓋齊明紀四年に所出鵜田蝦夷恩荷所祭。と云へり。これも考に備ふへし。栗田寛か神祇志料には。鵜田神は。今秋田郡小繫村にあり。七座神社といふ。秋田縣即此神なりと云り。なほよく聞正すへし。川田剛か隨筆紀程。秋田の所に。寺内郡湯田古四王社。相傳。推古帝時。祀武甕槌命。經津主命。配以崇神朝長七年本州地。四天王寺丈六佛像四王合。皆顛倒之文。則四王。況都日寺内。類聚國史。又有天金。詭爲四王社。亦未可知。とあり。これらもよく考ふへし。○有間濱。詳ならず○渡島。持統紀に越渡島蝦夷とあり。松前以北唐太島までの蝦夷をいふ。今の北海道なり。續紀三十六に渡島蝦夷。三代實錄二十七に。渡島荒狄などあり。越と謂ふ由は。當時津輕の海路未だ開けず。渡島に往來するには。必ず越より渡るか故に。越渡島とは云ひしなるへし。

五月。皇孫建王八歲。薨。今城谷上起。殯而收。天皇本以皇孫有順。而器重之。故不忍哀。傷勸極甚。詔群臣曰。萬歲千秋之後。要合葬於朕陵。輒作歌曰。伊磨紀那屢。乎武例我禹杯爾。俱謨娜尼母。旨屢俱之多々。

婆。那爾柯那體柯武。一伊喻之々乎。都那遇何播杯能。倭柯矩娑能。倭柯
俱阿利岐騰。阿我謨婆儼俱爾。二阿須箇我播。彌儼蟻羅毗都都。喻矩彌
都能。阿比娜謨儼俱母。於母保喻屢柯母。三天皇時々唱而悲哭。

皇孫を。ミマコと訓れど。正しくはミヒコと訓へし。孫を古くヒコと云へり。建王は天智の皇子なり
り○今城谷上。今木の地の事は既に云り。大和志に。吉野郡建王家。今日法具良家。在今木村。とあり
○要合葬於朕陵。記傳云。この詔によるに。此天皇崩坐て。合せ葬り奉んまて。歛おき奉るなれば。
尋常の殯とはこよなくそありけらし。と云へり○伊磨紀那屢。今來在なり○乎武例我禹杯爾。乎武例
之上爾なり。乎武例は山名なり。大和志に。吉野郡北莊今木村上方。有乎武例山。昔隸葛城郡。とあり。
解云。山を韓語にムレと云。紀中に見えたり。今來は韓人の居し所なれば。そこの山を韓人のむれと
呼しより。おのづから名に負來りて。小山ごはいひたりけん。と云り。守部は。乎武例を呼武例と改
めて。樹群之上爾なり。萬葉三に。三湯之上乃。樹村乎見者。巨木毛。生繼爾家里。とあるやうに。樹とも
群立ところを云。今本に乎武例とあるを。ヲムレと訓て。小山の事ごしたれど。乎は呼の偏を落せる
にて。木群なること。右の萬葉に合せて知へしと云たり。但し乎を私に呼と改めしは。杜撰なり。字
は改めすとも。もしこの説によらは。本のまゝに乎をコとも。もとより訓へき字なれば。私記なせにも。
乎をコの偏字

につかひ。本のまゝにてもあるへし○俱謨娜尼母。雲だにもなり。雲なりとももの意○旨屢俱之多々婆は。
本に屢を居に誤れり。今諸本に依て改む。灼發者なり。之は助語。萬葉十一。雲谷灼發。解云。皇孫の
天にのほりまじよを。忍びますか故に。雲をしもかたみとおもはしめすなり。とあり○那爾柯那體柯
武。何將嘖なり。守部云。是はせめての御詞にて。雲たに立は。死ても嘖かし。と云にはあらず。其
意は。一首の釋にてきくへし。一首の意は。建王を葬りをさめつる。今城の墓の。其處と灼く雲たに
たよは。朝夕それを形見と見て。少し慰むへければ。何かは。かはかりのみ歎かんなど。樹群か上と
しも詔へるは。大木の梢には。よく雲のかよるものなればなり。灼くと云に合せて心得へし。と云り。
さて此雲を。火葬の烟と見たる説は非なり○伊喻之々乎は。所射鹿をなり。私記に言被射之鹿也
とあり。守部云。古言には被射をいらゆと云故に。いゆとも云なり。其を鹿へ續け云は。彼いかくる
岡とある類にて。平言にいひなれたる隨に詔ふなり○都那遇何播杯能は。繫河邊之なり。守部云。さ
れと繩なごして。繫ことにはあらず。心に標おく所へ。認ゆくを云り。抄に。鹿の跡を認るにて。俗
に跡を繫くと云是なり。水をも飲み。草をも喰むへきたために。行へき處なる故に。河邊に認るなりと
云る。今此御句は信に然なり。然れども此語。今世にては耳遠く。誰も臍落のせさる詞なりければ。
一とせ山の獵夫に。問試みけるに。其者いへらく。山獸は被射れは。一旦は逃れとも。遠くは走らさ
るものなり。故一打射留るを。繫おくと云。譬へは獵夫の伴の中にて。かの手負猪は。某か繫きたる

なり。此疲れ鹿は。誰か二日前に繫きたるなりとて。人ごらす。若捕事あれば。其繫きたる本人にわたすならひなる。是其一也。一は繫きたる猪鹿を。今頃は何處あたりにか。疲れ臥たらんこて。覺ゆくをも。やはり繫くとも。跡繫くとも云と云り。於是其獵夫に。今此都那遇柯播杯能の歌を。語て問けるに。獵夫云。手負猪怒る時は。燃るか如く成行けは。必渴するの故に。おのつから水邊に出るなり。就中川を超ては。逃さるもの故に。其川を圍にして追認ゆく。今も專する事也と云き。此も此獵夫か言にて解つへし。かゝれば萬葉十六に。いゆしを認河邊の云々とある。認字をも。猶認とよむへきにや。解云。今船人の言に。山をつなぐと云ことあり。是るは海上より。遙に山を認おくをいへば。こゝにつなぐとあるも。萬葉に認とあるも。同意なりと云るも。思ひ合すへし。此前後に云る言ともは。みなわろし。と云り。此説然るへし。字鏡集。色葉字類抄に。認をツナクと訓るも。右の證とすへし。倭柯矩婆能。弱草之なり。守部云。是まての三句は。次の倭柯俱を呼出んまての序なり。其次第。初句は二句を云ん序。二句は三句を呼出んまての序にて。追々に云送りたるなり。と云り。解云。此につなぐとあるも。萬葉に認とあるも同意なり。上影姫の歌に。しよしもの。みつくへこもりと云るを。併按に。被射鹿は。水を飲ん爲に河邊に行なるか。さて鹿の通所の若草は。靡伏せは。跡を認る意に。いひつづけさせたまへるなるへし。と言れたれと。守部の説の方勝れるか如し。倭柯俱阿利岐騰。稚在となり。岐騰は語辭なり。さて本に騰を勝に誤れり。阿我謨婆能俱爾。我不思爾なり。能俱は奴なり。爾は云入て歎く詞なり。雅ならなくに。など。私記に。我孫齒雖童稚。有老成之意。故彌追感慕乎。と云る。其意なり。如此云て。其聰明賢智に坐けるを譽て。惜み給ふなりと。

守部か云れたる。さることなり。○一首の意は。被射鹿を。射たる獵夫か。心に繫て認ゆく川邊には。他より若草の。水邊みつみつしく生るものなるか。是まて其若草の名の如く。稚なかりきとはおもはれす。何事を語り合するにも。力と成て。此子の生さき見むものと。末悪しかりつるに。惜き事をなしけるかなど。同人云り。○阿須箇我播。飛鳥川なり。○彌能羅羅毗都々は。漲乍なり。都々は語辭。彌能羅羅毗は水霧合なり。里阿は羅となる。萬葉七。水霧相。與津小島爾。また水霧相。日方吹羅之。とあり。此は急流の水烟を云なり。○喻矩彌能。行水之なり。○阿比娜謨能俱母は。間無もなり。二のものは語辭なり。不斷の流を以て。隙無き思に喻坐るなり。解に。行水のを。建王の早世を。なかるも水の速に喻させ給へり。と云へるは聊異なり。さて一首の意は。此見ゆる飛鳥川の迅瀬の。水煙立て逝水の如く。こはしも間斷なく。かの子の事を思ひて。歎きするかな。となり。後文に。天皇時々唱而悲哭とあり。

秋七月辛巳朔甲申。蝦蟇二百餘。詣闕朝獻。饗賜贍給。有加於常。仍授柵養蝦夷二人位一階。淳代郡大領沙尼具那小乙下。或本云。授二位一階。使檢三戸口。少領宇婆左建武。勇健者二人位一階。別賜沙尼具那等。鮪旗二十頭。鼓二面。弓矢二具。鎧二領。授津輕郡大領馬武大乙上。少領青蒜小乙下。勇健

者二人位一階。別賜馬武等銷旗二十頭。鼓二面。弓矢二具。鎧二領。授都岐沙羅柵造名位二階。判官位一階。授淳足柵造大伴君稻積小乙下。又詔淳代郡大領沙奈具那。檢覈蝦夷戶口與虜戶口。

甲申は四日なり。○贈給。本に贈を贈に誤る。今改む○大領。古本の訓に。オホキミヤツコとあるよろし。またオホミヤツ。少領を。釋紀にスケノミヤツコと訓れは。たゞミヤツコとのみにては足らはず○沙尼具那。下文には尼を奈とあり○注或本云。本には本を所に作る。今釋紀一本集解に據て改む○少領の訓。釋紀によれり。本にスナノミヤツコとある。ノはイの誤なり○宇婆左。薩摩本に婆を波に作れり○建武は初位なり。前に見ゆ○銷旗。釋紀に。私記曰。師後説曰。今現在。此旗之頭如銷。故名。とあり○鐘。名義具足の謂なり。既出○都岐沙羅柵。何郡に在とも詳ならず。集解云。按神名帳。出羽國飽海郡月山神社。今屬田川郡。一名小月山。一名牛首山。沙羅蓋方言。とあり。信かたき説なり○沙奈具那。前文及中臣本薩摩本には。奈を尼とあり○檢覈。本に覈を覆とあり。今中臣本集解に據て改む。されど此紀多く覆字を用たれば。誤にはあるへからず。古字なるへし。欽明紀考覈の字下に出。

是月。沙門智通。智達。奉勅乘新羅船。往大唐國。受無性衆生義於玄奘。

法師所。

智通。元亨釋書に。齊明四年七月。共沙門智達入唐云々。智達は上に出○無性衆生義。扶桑略記に无性義に作る。通證云。元亨釋書。作學唯識。楞嚴經偈云。諸幻成無性。六祖壇經曰。無性亦無生。宋史曰。僧智通等入唐。求大乘法相教。當顯慶三年。今按顯慶三年。乃戊午年。今按是也。とあり○玄奘法師は。續高僧傳曰。唐大慈恩寺釋玄奘。本名。禪。姓。陳氏。漢大丘仲弓之後也。子孫徙於河南。故今爲洛州緱氏人。兄出家。即長捷法師。禪年十一。誦維摩法華。口誦目錄。略無闕缺。年二十九。詣闕陳表。廣就諸蕃。遍學三書語。なほ名義集大藏經等に見えたり。

冬十月庚戌朔甲子。幸紀溫湯。天皇憶皇孫建王。愴爾悲泣。乃口號曰。耶麻古曳底。于彌倭拖留騰母。於母之樓枳。伊麻紀能禹知播。倭須羅庚麻旨珥。其彌儼度能。于之哀能矩娜利。于那俱娜梨。于之廬母俱例尼。飫岐底舸庚舸武。其于都俱之枳。阿餓倭柯枳古弘。飫岐底舸庚舸武。其秦大藏造萬里。曰。傳斯歌。勿令忘於世。

甲子は十五日なり○幸紀溫湯。此時の行幸は。萬葉一。幸于紀溫泉之時。額田王作歌云々。中皇女命。

往于紀伊温泉之時。御歌云々。なごあり○耶麻古曳底。山越而なり○于彌倭拖留騰母。雖海渡なり。抄云。山を越とも。海を渡るともなり。雖字は二句を貫けり。是に二の意あるへし。一には遠く隔たりともなり。二には。いかばかりめつらしき海山を御覽すともなり。と云へり。守部は後の意なりと云り○於母之樓枳は。可憐なり。守部云。但是は今城墓所を詔ふなれば。今云おもしろき意にはあらず。馴つかしく墓はしき意なり。解云。此は大御心に。愛しく墓はしくおもほしめず意なり。萬十四。おもしう。此にて。於母之樓枳と云語の。本の意を知へきなり。と云り○伊麻紀能禹知播。今來之内者なり。建王の御墓所なり○倭須羅麻旨珥。不可忘なり。珥は歎辭なり。本に庚を庚に。旨を百に誤れり。今釋紀に據て改む。守部云。一首の意は。いかばかり氣色のよき。山こえ海渡りて。心を遣ることも。なつかしく慕はしき。今城の墓所は。忘らるまじきに。となり。珥は言ひ入て歎く辭なり○瀨離度能は。湊之なり○于之真能矩娜利は。潮之下なり。引潮に船を下すを云。解には。今も潮の滿來るを。あげ潮といひ。潮の干行を。さげ潮またさがり潮ともいへり。と云り○于那俱娜梨。海下なり。解云。潮の下りゆくか如く。大御舟の紀國へ下りゆくなり○于之廬母俱例尼は。後も關爾なり。守部云。跡の方の氣遣しく。心にかふる意なり。萬葉五に。つねしらぬ。道の長手を。久禮久禮等。いかにかゆかん。かりてはなしに。十三。沖つ波。きよる濱へを。久禮久禮等。ひこりそ吾來る。友なしにして。とある。此等の久禮も同じ。又集中に。道能隈。八十隈每爾。とよめる隈も。後の開く見えする意にて。其意相似たり。

又于之廬より續く意は。中古の歌に。跡の氣遣はしく。心かゝりなる事を。後目痛と云り。是又同じ。今世の俚言に。上の控に背ける者の事を。うしろがくらいと云も。本は氣遣はしき由にて。同意なり。と云り○依岐底舸庚舸武。置而歎將行なり。本に上の舸を舸に。庚を庚に誤る。今釋紀薩摩本中臣本等に據て改む。置とは。建王を今來に置て。遠く幸行を云○于都俱之枳。愛なり○阿餓倭柯枳古弘。朕之稚子をなり○依岐底舸庚舸武。上に同じ。守部云。一首の意は。此湊の引潮に。船をうけて。海くたり。下りゆけは。渺々として。いと遠くなりぬ。さらぬたにおもふ子を。うしろがくれに。氣遣はしく。跡に残して行ことか。かへすく愛きをさな子を。かの今城の墓に。獨おきてゆく事かとなり。さて今本。次三句を別歌としたるは誤なり。悲しきあまりに。再び返して詔へるなり。即此句を。結句に合せ給ひしを以知へし。と云れたり○秦大藏造は。秦氏にて。大藏を掌る者の姓なり。此事詳に古語拾遺に見えたり。東大寺正倉院文書に。聖武帝時。秦大藏連。見えたり。姓氏錄に長藏連と云もあり。同氏なり。

十一月庚辰朔壬午。留守官蘇我赤兄臣。語有間皇子曰。天皇所治政事。有二三失矣。大起倉庫。積聚民財。一也。長穿渠水。損費公糧。二也。於舟載石。運積爲丘。三也。有間皇子。乃知赤兄之善。己而欣然。報答之曰。吾年始可用兵時矣。甲申。有間皇子向赤兄家。登樓而謀。夾

膝自斷。於是知相之不祥。俱盟而止。皇子歸而宿之。

壬午は三日○留守官は。通證云。通典。唐志曰。車駕不在京。則置留守。此蓋命官之始也。とあり。常は字音のまよによべり。落窪に在るすこの人あり○蘇我赤兄臣は。補任に。赤兄馬子之孫。雄正之子。天智八年任筑紫帥。十年正月任右大臣。天武紀元年八月配流。とあり。兄弟四人あり。石川麻呂。日向。連子。赤兄と。蘇我系圖に見ゆ。さて此臣は。いと危険人にて。有間皇子を欺きまつれるなり。其は中大兄命の密旨を承て。皇子を罪に陥れたるにて。皇子は。當時先帝の御子と坐て。人望もあり。且つ賢明くもまじくけむ。其上御父天皇の。皇太子の御爲に。無情き御終を見給ひしこと。御子としては。御心に憤り含みたまへりしことは本よりにて。とかく中大兄命の爲に忌嫌れて。かゝる罪をも。此臣か羅織たりしなりけり。其冤罪をうけ給へりしさまは。取すへて下に委く云へし○有三失。忌部東平云。有三失とは。當時の大概人も然云りしにて。此天皇は。なへての御用意を。稚櫻宮天皇に。擬へ慕ひまゐらせ給へりしかは。韓國を征伐言向むの御所爲のみ。おほかりしによりて。何となく朝廷も事多く。天下なへても騒かしかりけらし。然るを皇太子中大兄命は。孝行を表に立させ給へれば。あしかる事とは思召つとも。それさしも顔色にも出させ給はず。唯御心には在ぬよしを。凡に世間にもささるへく。もてなさせ給へりければ。いよ／＼天皇の所治政事にのみ。三失きこえしらかひたりけらし。と云り。なほつき／＼に

もいはれたることあり。そは其本書足鼎を見て知へし○大起倉庫云々。按に當時西蕃諸國の無禮を。問給はんか爲に。大に倉庫を起し。糧食財用を聚め。民の租税を増し事なこのありしなるへし○長穿渠水云々。これは二年の處に。時好興事。廼使水工穿渠云々。時人謗曰。狂心渠。と云ふことあれば。それかとも思へど。なほ按に。此時外國の事に付て。漕運に便せんかために。筑紫あたりに。渠を穿しことなどありもやしけん。もしくはそれらを云るならん○於舟載石云々。これも二年に。右のつゞきに。自香山西。至石上山。以舟二百隻。載石上山石。順流控引於宮東山。累石爲垣。と云事あれど。なほそれにはあらて。天智帝三年に。於對馬島。壹岐島。筑紫國等。置防與烽。又於筑紫。築大堤貯水。名曰水城。と云事あれば。それらの事の料に。此時大石などを。運積せし事のありしなるへし。それを云るならんとおほし。なほよく考へし○吾年可用兵時とは。皇子の當時のさまに。不平を抱き給へりしかは。かゝる言をのたまひ出しなるへし。さて皇子此時年始十九と下にみゆ○甲申は五日○夾膝。倭名抄調度部。凡附西京雜記云。漢制。天子玉几。公侯皆以竹木爲几。於之置部鼓。今案。几屬又有。屬息之名。所出未詳。箋注云。齊明紀夾膝。又案机。天武紀机。並同訓。屬息見。大安寺資財帳。西宮記。親王元服條。御堂關日記。新儀式奉賀。上皇御算一條。及後撰集。聖德太子教僧部歌。空物語。菊葉卷。藏開上卷。國讓下卷。源氏物語。若紫卷。榮花物語。玉藻卷。玉飾卷。上按名。本居翁曰。押座机也。とあり。

是夜半。赤兄遣物部朴井連鮪。率造宮丁。圍有間皇子於市經家。便遣

驛使。奏天皇所。戊子。捉有間皇子。與守君大石。坂合部連藥。鹽屋連鮒魚。送紀温湯。舍人新田部米麻呂從焉。於是皇太子親問有間皇子。曰。何故謀反。答曰。天與赤兄知。吾全不解。庚寅。遣丹比小澤連國襲。絞有間皇子於藤白坂。是日。斬鹽屋連鮒魚。舍人新田部連米麻呂於藤白坂。鹽屋連鮒魚。臨誅言。願令右手作國寶器。流守君大石於上毛野國。坂合部連藥於尾張國。

或本云。有間皇子。與蘇我臣赤兄。鹽屋連小戈。守君大石。坂合部連藥。取短籍。ト謀反之事。或本云。有間皇子曰。先燔宮室。以五百人。一日兩夜。邀牟婁津。疾以船師。斷淡路國。使如牟婁津。其事易成。或人諫曰。不可也。所計既然而無德矣。方今皇子年始十九。未及成人。可至成人。而得其德。他日有間皇子。與一判事。謀反之。時皇子案机之脚。无故自斷。其謀不止。遂被誅戮也。

物部朴井連鮪。孝德紀に鮪を椎子とあり。○市經家。大和志に。平群郡村里。一分。屬邑一。とあり。○戊子。は九日。○守君。景行紀に出。○坂合部連。本に合字を脱せり。今中臣本薩摩本集解に據て補。藥は名なり。此人天武紀に。近江軍に屬て斬られたり。○鹽屋連鮒魚。既出。○新田部米麻呂。下文に部下連字あり。本に米を未に作れり。今中臣本薩摩本釋紀及下文に據て改む。姓氏錄左京皇別。新田部宿禰。朝臣安寧天皇々子。磯城津彥命之後也。日本紀合。天武紀。十二年十二

月。新田部連。賜姓曰宿禰。氏人は。三代實錄。陽成紀。園池正新田部宿禰安河あり。○天與赤兄知は。皇子素より罪なきは。天神と蘇我赤兄知れり。となり。○庚寅は十一日。○丹比小澤連。丹比。大化二年丹比深目下に出。姓氏錄河内神別。丹比連。火明命之後也。和泉丹比連。同神男天香山命之後也。とあり。小澤連も同族なるへけれ。所出を詳にせず。○藤白坂。藤白は。紀伊國名草郡。海部有田二郡の堺にあり。播磨風土記言。奉鎮爾保都比賣命於紀伊國管川藤代之峯。とあり。萬葉二。有間皇子自傷結松枝。歌。磐白乃。濱松之枝乎。引結。眞幸有者。亦還見武。などあり。○鮒魚。下文注に或本小戈とあり。○米麻呂。本に米を未に作る。今中臣本薩摩本に據て改む。○國寶器。通證に。蓋善機巧者也。とあるか如く。此人器物を作るに巧なりけむ。故に右手をは。世に存しおかまじとの意なるへし。○坂合部連。本に連字を脱せり。今集解に據て補。○注小戈。或説に。此に據に。本書の鮒魚をも。乎保古と訓へし。と云り。鮒魚のことを。をほことも云れはなり。されど鮒魚は。孝德紀に訓注あれば。なほいかうなり。按に戈は。代の誤にて。小代とありしなるへし。大日本史には。此をも小代と書れたり。○守君は。本に君字を脱せり。今中臣本薩摩本に據て補。○短籍は。拈文なり。拈り置て。見えさるか如くする文なり。通證に。此今俗所謂採籤也。聖武紀。天平二年正月。御大極殿宴。令探短籍。書以仁義禮智信五字。隨其字。而賜物。此今俗所謂福援之起也。下學集曰。短籍。籍亦作尺。是今世書倭歌之小紙。與三色紙。并用者。短尺。蓋取尺素之義。とあり。○牟婁津は。熊野浦なり。○或人。本た或字を脱せり。今中臣本

信友校本に據て補○得其。水戸本に得を待と作り○他日。本に日を日に作る。今中臣本藤原本に據て改む○一判事。令の刑部省に。大中小判事あり。されどこゝは刑部の判事にはあらて。只物定よくする人をしも。判事とは書じよものなるへし。さて此一判事。誰ともしられず。蘇我赤兄の事かともおもへど。それにてもあるへからず○自斷。本に自を旨に誤る。今正せり○さて此有間皇子が罪せられし。此時の状をつら／＼考るに。蘇我赤兄臣か。皇太子中大兄命に憑まれまつりて。此皇子をすかして。罪に陥入し者と見えたり。さるは皇子は先帝の御子に坐し。御母は元妃阿倍倉梯麻呂大臣の女小足媛とあれば。御母方の寄も重く。頗る人望も坐しよなるへし。且先帝崩御の際の事も。御若年ながら。よく知しめして。中大兄命の。皇太子とまして。先帝を輕蔑しまゐらせし。みふるまひをも。心のそこひ。いと概み憤りまし／＼けんを。中大兄命も。此皇子の世に坐々ては。後々いかなる御心のあらん事も。後めたく。さりて答なき御身を。罪すへき由もなければ。親昵く御心合へる。赤兄臣に誂へて。かゝる計策をは構へ給ひしものなるへし。さるは。これより前年^三の九月に。有間皇子。性黠陽狂云々。と書るこそいふかしけれ。性黠陽狂とのみにて。其由をいはず云々記し。また次文に。病自瀆消云々など記せる。いと曖昧なる文體を見るに。まつ此皇子を罪に陥さむの下巧をは。此時にぞ構出たりけん。さるは天皇の。皇子の言を聞悦して。牟婁温湯に幸行まさんと思欲すへく。此皇子に託して奏しまつり。さて其翌年^四十月に。紀温湯に行幸さしめ。其御留守をはかりて。十一月

に。赤兄臣をして。有馬皇子に謀反をすゝめまゐらせしなれば。この前年の九月の下に。いまた性黠陽狂など申すへき。御行あるへくもあらず。さるを上を廻らして。かゝる狀に記し。さて云々など。文體の曖昧なるは。此時皇子を誂たる計策の。既にありし事は知られたり。此紀の文は。御者舍人親王の記し給ひしものなれども。當時の文書のみならず。書され給ひしものなる事。著明ければ。かく云なり。もとより此赤兄臣は。性質殘忍にして。上はつれなくつくりて。聖人風なる所行なごもありけんより。皇太子の御心にも。自ら叶ひて。殊に親く昵ひたまひ。留守官など。重き列には備へ給ひけん。はた此赤兄臣。有間皇子ともうるはしき御中なりければ。萬にいひ含めて。天皇の御留守に云々せよと。宣ひおかして。さて御自らはさりけなく。天皇の御伴に仕奉りて。紀國には行坐けん。かくて赤兄臣は。有間皇子の。年頃皇太子に不平なる御心坐す事を知れは。十一月二日^{壬午}に。當世の御政事の過失を語出て。皇子の御心を動かしまゐらせしなり。さるは天皇は女帝にましましければ。大小の政務盡く皇太子の思食すまゝに。執行はせ給ひけんこと。云までもなく。其政事の過失とて。語り出たる三條も。みな皇太子の關係給ひしこと炳然しきを。赤兄臣か。かく當世の老臣として。殊に宮城の留守臣とさへある身ながら。かくまで時勢の失ごもを。くつし出たりければ。皇子も御父天皇の御世より。皇太子の跋扈に坐しける事。其他も御心に快よからず思召す御事の。多かる時節なりければ。まことに赤兄臣か。善き意ありて。しか云るもの。欣然おもほしめしけんも。いと當然なりけり。さて赤兄臣は。皇子の御おもへりを見奉りて。いよく欺罔きまゐらせて。五日^{甲申}

に己か家にさへ請まつりて。樓上にて謀反の事を申出たれど。皇子には。さすがにさる不義なる事には。與し給はさりけんを。強ちにこしらへすかして。さて夾膝の自斷けるか。不祥なりと云に託して。故に恐懼れし状をなし。共に盟て其場をすまじし。皇子を歸しまゐらせたりしは。いはむかたなき不義無道の老賊なりかし。さて皇子は。かゝる計策あらんとは。ゆめにも知りたまはず。此事言はしと盟ひて。止給へりしことなりければ。御心も安く宿ねまじけんを。赤兄臣はしすまじたりと。夜半に己自らは行かて。物部朴井連を遣りて。皇子の市經の家を圍み。即ち驛使をばせて。行在に奏上けたりけり。本文に皇子の御言とて。昔年始可_レ用_レ兵時矣。また注或本云。有間皇子曰。先帝_ニ宮室_ニ以_ニ五百人_ニ。一日_ニ朝夜_ニ。遣_ニ半_ニ津_ニ。疾_ニ以_ニ船師_ニ。斷_ニ淡路國_ニ。使_ニ如_ニ牢圍_ニ。其事易_ニ成_ニ云々。などあるは。まことば皇子の御言にはあらて。赤兄臣か。かゝる言を云出て。さて皇子の御言なりと。行在に奏上たりしなりけり。本より皇太子には。云々のあらまじ。かねて知看せりしかは。急き其皇子等。また同じく謀りし人等を捉らへて。御所に奉れと言ひ遣し。九日子_成の日にそ。皇子を始め。其囚人等を。紀伊國へ下されける。さて皇子并囚人等。行在に着りしかは。皇太子御自_レ糺問はせ給ひけり。あちきなき御態など。云許りなし。皇太子には。故に不知かほつくり給ひて。宣へる御語に。何故謀反とありければ。皇子御答に。天與_ニ赤兄_ニ知_ニ。吾全_ニ不_ニ解_ニと申し給へり。此御言にて。此皇子の謀反に與し給はぬことは知られたり。さるは謀反を進めまゐらせしは。赤兄臣なれば。天と赤兄とこそは知たるへけれ。吾は全く解らすと宣へるにて。言鮮_ナにはのたまへれど。皇子の真心に坐けることは灼然し。なほ下に引る御歌をも。合せ考へし。さてかく。天與_ニ赤兄_ニ知_ニと申し給へれば。赤兄臣をこそ。嚴_ニ糺問_ニふへきに。其はき

かぬかほにて。赤兄臣を一言も訊給はず。翌る十日_庚の日。俄に皇子を。藤白坂にて絞らまゐらせ。又鹽屋連以下の人々をも。一應の訊問もなく。同日に刑に處せしは。何事もみなこれ皇太子の。豫て赤兄臣と相計らへる事なればなり。なほいはと。さはかり容易ならぬ。謀反の主謀たる赤兄臣を。さながらさしおき給へるたにあるを。後々は左大臣にまで登用の給ひしは。いかなる寛典をも。凡_ナならぬ御思慮のおはしまさで。かゝる事あるへきやうあらめやも。後に大海人皇子の。東宮に坐_レしを廢し。大友皇子に。位を授け給はむと爲し給ひし御計策をも。此赤兄臣など。こころ。賛成_ニせたりけり。さてこの皇子囚はれて。紀伊國におはしつぎける時の御歌。萬葉二に。有間皇子自_レ傷結_ニ松枝_ニ歌_ニ一首。とあるうちの一首に。磐白乃。濱松之枝乎。引_レ結_ニ眞幸_ニ有_ニ者_ニ。亦還_ニ見_ニ武_ニとあるを吟まつれば。此皇子の御心のうち。押はかられていと悲し。萬葉九。磐白之。三坂乎。越藤。白榜之。我衣手者。さるは御自所治香雲とあるも。皇子を忍ひたる歌なり。に。さまたの御過失はおはしまさねは。其よし明白ならんには。さすがに皇太子にも聞わけ給ふらんご。御心におもほせりしかは。いつしか赦されて。還坐む時の爲と。松か枝を結ひて。齡を契り給ふは。此度を御命の涯とまては。おもほさぬか故なり。もしまことに。謀反を思ひ企たて給へりし物なりせば。世に所謂。自ら成せる御罪にて。今はのきはみに。かゝること。松に契給はまじや。なほ同集に。此時の歌にはあらねども。同御歌の次に。長忌寸意寸麻呂。文武天皇の朝の人なり。見_ニ結松_ニ哀咽歌_ニ二首のうち。磐代乃。野中爾立有。結松。情毛不_レ解。古所念。とよめるも。遠からぬ世の人にて。此皇子の。かゝる讒に遇ひて。罪せられたまひし事を。慨み哀咽て。よめる歌なること。情毛不_レ解といへるにてし

られたり。さるにても。千載の下に。悪むへく鄙むへきは。赤兄臣になんありける。壬申の亂に。大友皇子に與して。程なく刑を蒙りしは。有間皇子の御靈も。天翔りて。いかにうれしと見そなはし給ひけむ。

是歲。越國守阿部引田臣比羅夫。討肅慎。獻生羆二。羆皮七十枚。沙門智踰造指南車。出雲國言。於北海濱。魚死而積。厚二尺計。其大如鮎。雀喙針鱗。鱗長數寸。俗曰。雀入於海。化而爲魚。名曰雀魚。或本云。至庚申年七月。百濟遣使奏言。大唐新羅。并力伐我。既以義慈王。后太子。爲虜而去。由是國家以兵士甲卒。陣西北畔。繕修城柵。斷塞山川之兆。

越國守阿部引田臣比羅夫。本に越を起に。阿を河に誤る。今改め正せり。さて通證云。國守始出。于此。即國司。非レ始於文武朝也。と云れたるか如し。阿部引田は。式に。大和國城上郡高屋安倍神社。同郡兼田神社あり。同郡より出たる姓なるへし。また佐渡國雜太郡引田部神社あり。○生羆。釋一本京極本。羆を熊に作る。倭名抄。和名之。久萬とあり。白熊の義なりと云り。爾雅に。羆如熊。黃白文とあり。此を天熊とも。黃熊とも云。松前に多く。或は人を害することあり。と云り。○沙門智踰云々。天智紀五年に。倭漢沙門知由。獻指南車。とあるこれなり。指南車は。通證に。史記曰。周公制指南車。以賜越裳氏。

使者。其車爲先導。載之周年而得歸國也。車上有木人。手常南指。十八史略注曰。指南車古制不傳。至唐始定。其制。車上有樓。四角刻木爲龍。又刻仙人於上。車雖回轉。手常指南。一說。用子午盤針。置之於車。亦通。とあり。○鮎。通證に。延喜式訓。佐米。倭名鈔。鱗和名衣比。鮎和名佐米。韻會曰。說文。鮎。海魚名。前貨殖傳。鮎。鯨干斤。鮎背老也。松岡翁曰。謂雀喙針鱗。是呼針千本者。近之。とあり。或說云。字鏡集。易林本節用集に。フクへとよめり。針千本も。形河豚に似て。雀喙の如くなれば。若くは針千本にはあらしか。と云へり。○雀魚。通證に。松岡翁曰。雀魚。即本草所謂海牛也。今按。雀魚。東海希有之。狀類雀。而首短。額有。一小角。尾向上。而四鰭。腹背方。而四稜無鱗。如鮎皮。而成龜甲紋。其色灰白。大不過三四寸也。とあり。無鱗とありては。針鱗と云ると異なるか如し。なほたつぬへし。○注。庚申年は。六年にあたり。○義慈王は。第三十一世の王なり。東國通鑑云。百濟武王。四十二年王薨。諡曰武。太子義慈立。義慈幼有孝友之行。時號海東曾子。とあり。義慈元年は。舒明天皇十三年なり。○王后太子の訓。私記曰。古爾於留久。古爾世之。並百濟之語也。○西北畔は。皇國の西北畔なり。百濟の地にはあらず。○兆の下。薩摩本中臣本に。也字あり。

又西海使小花下阿曇連頰垂。自百濟還言。百濟伐新羅。還時馬自行。道於寺金堂。晝夜勿息。唯食草時止。或本云。至庚申年。爲敵所滅之應也。

類垂。集解云。三年自百濟歸。又發不知在子何年也。とあり○伐新羅還。東國通鑑に云。新羅太宗王二年。百濟義慈王十五年。高句麗與百濟秣羯。連兵侵軼新羅北境。取三十三城。王遣使求援於唐。とあるは。此時なるへし○行道。榮花物語。源氏物語等に。めぐりのこと見えたり。また音のまゝに。行道とも云り。北史京兆王太興傳。太興遇患。請諸沙門行道。とあり○所滅之應也。東國通鑑に。義慈王二十年。百濟多怪。井水赤如血。蝦蟇數萬。集於樹上。有鬼入于宮中。大呼。百濟亡百濟亡。即入地。とあるなど。みなこの類なり○此年のこと。扶桑略記云。同年。中臣鎌子。於山科陶原家。屈請吳僧元興寺福領法師。後任。爲其講匠。甫演維摩經奧旨。其後天下高才。海內碩學。相撰請用如此。周覆歷三十有二年。とあり。

五年己未

五年春正月己卯朔辛巳。天皇至自紀溫湯。三月戊寅朔。天皇幸吉野。而肆宴焉。庚辰。天皇幸近江之平浦。平。此云。毗羅。丁亥。吐火羅人。共妻舍衛婦人來。甲午。甘檮丘東之川上。造須彌山。而饗陸奥與越蝦蟇。檮。此云。上。此云。是月。遣阿倍臣。名。率船師一百八十艘。討蝦夷國。阿倍臣簡集。飽田淳代二郡。蝦蟇二百四十一人。其虜三十一人。津輕郡。蝦蟇一百十二

人。其虜四人。膽振鉏蝦夷二十人於一所。而大饗賜祿。膽振鉏。此云。伊浮利斐。即以一隻。與五色綵帛。祭彼地神。至肉入籠。時問菟蝦夷膽鹿島。菟。穗名。二人進曰。可以後方羊蹄爲政所焉。肉入籠。此云。之梨姑。問菟。此云。塗毗字。菟政所蓋蝦夷郡乎。隨膽鹿島等語。遂置郡領。而歸。授道奧與越國司位各二階。郡領與主政各一階。或本云。阿倍引田臣比羅夫。與。肅慎戰而歸。獻虜四十九人。

辛巳は三日なり○吉野の下。萬葉集注に引るに宮字あり○庚辰。三日なり○幸近江之平浦。類史に。弘仁九年。禁伐近江國滋賀郡比良山材木。とあり。平浦は。比良峰の麓なる湖水なり。萬葉集。樂浪之平山風之海吹者。とあり。さて此幸。朔日に吉野におはし。三日に近江への幸あるへきにあらねば。誤あるへきよし。萬葉考に云り○丁亥。十日なり○舍衛の下。考の一本に國字あり○甲午は十七日なり○甘檮丘東川上。式大和國高市郡甘檮坐神社。是を大和志に。丘神社。并在豐浦村東之川上。蓋飛鳥川也。とあり○討蝦夷國。通證云。上文所謂渡島。今所謂衣曾島也。按陸奥越。與郡東北地。上古又曰東北蝦夷。此云國。以其爲根據國也。以別東北蝦夷。とあり○津輕郡は。今内地陸奥國津輕の地にあらす。蝦夷國注下にあり。以下みな蝦夷國の地名なり○肉入籠も。詳ならず。或人云。蝦夷方言に。磯

を志々利と云。と云り○問寃も。詳ならず。集解に。和名抄。出羽國村山郡。地名徳有を當たるは非なり。○後方羊蹄。通證云。疑此今蝦夷島志利邊知也。有山曰尻別嶽。とあり。さて羊蹄を志にあてたるは。倭名抄。羊蹄榮和名之布久佐。一云之とあり。萬葉にもしかよめり○注政所蓋蝦夷郡乎。七字。集解に後人所妄加也とあり。信友は。郡乎は郡家の誤ならん云れたり○主政。倭名抄に。判官。郡曰主政。萬豆利古止比止。とあり○四十九人。本に四十を冊字に作れり。今京極本考本に據て改む。

秋七月丙子朔戊寅。遣小錦下坂合部連石布。大山下津守連吉祥。使於

唐國。仍以道輿蝦夷男女二人。示唐天子。

伊吉連博德書曰。同天皇之世。小錦下坂合部石布連。大山下津守吉祥連等。二船。奉使。吳唐之路。以己未年七月三日。發自難波三津之浦。八月十一日。發自筑紫大津之浦。九月十三日。行到百濟南畔之島。島名母。分明。以二十四日寅時。二船相從。放出海。十五日日入之時。石布連船。橫遭逆風。漂到南海之島。々々名爾加委。仍爲島人所滅。使東漢長直阿利麻。坂合部連稻積等五人。盜乘島人之船。逃到括州。々々縣官人。送到洛陽之京。十六日夜半之時。吉祥連船。行到越州會稽縣須岸山。東北風。風大急。二十三日。行到餘姚縣。所乘大船。及諸調度之物。留著彼處。潤十月一日。行到越州之底。十五日。乘驛入京。二十九日。馳到東京。天子在東京。二十日。天子相見問訊之曰。本國天皇。平安。以不。使人謹答。天地合德。自得平安。天子問曰。執事。卿等。好在。以不。使人謹答。天皇。憐重。亦得好在。天子問曰。國內平安。使人謹答。治稱天地。萬民無事。天子問曰。此等蝦

夷國。在何方。使人謹答。國在東北。天子問曰。蝦夷幾種。使人謹答。類有三二種。遠者。名都加留。次者鹿蝦夷。近者名熱蝦夷。今此熱蝦夷。每歲入貢。本國之朝。天子問曰。其國有五穀。使人謹答。無之。食肉存活。天子問曰。國有屋舍。使人謹答。無之。深山之中。止住樹本。天子重曰。朕見蝦夷身面之異。極理奇怪。使人遠來。辛苦。退在館裏。後更相見。十一月一日。朝有冬至之會。々々日亦觀。所朝諸蕃之中。倭客最勝。後由出火之亂。棄而不復。檢。十二月三日。韓智與倭人。西漢。大麻呂。狂。我客。々々等獲罪。唐朝。已決流罪。前流智與於二千里之外。客中有伊吉連博德。奏。因即免罪。事了後勅旨。國家來年必有海東之政。汝等倭客。不得東歸。遂逗西京。幽置別處。閉戶。防禁。不許東西。困苦經年。難波吉士男人書曰。向大唐。大使。觸鳥覆。副使親觀。天子。奉示蝦夷。於是蝦夷。以白鹿皮一。弓三。箭八十。獻于天子。

七月の下。本に朔字あるは衍なり。今削る○戊寅は三日なり○石布。續紀十九に。坂合部宿禰石敷とあり○大山下。本に山を仙に作る。今小寺本に據て改○道輿。本に道上に陸字あるは衍なり。今中臣本集解に據て削る○示唐天子。高宗か顯慶四年なり。唐書云。使者與蝦夷人。偕朝。蝦夷亦居海中。其使者鬚長四尺許。珥箭於首。令人戴弧立。數十步射。無不中。とあり。○注吳唐之路。通證云。以三國鼎立之遺名。併稱之也。とあり。或人云。吳は我に近き地なれば。唐に加へて。吳唐とは書しなるへし。と云り○己未歲は今歲なり○三津之浦。仁賢紀に御津。續紀。攝津國御津村。萬葉。安之我知流。難波美津爾。また大伴乃御津乃濱松。なごあり。西成郡に屬せり○大津之浦。續紀十一に。

到_二着筑紫大津_一とあり。筑前國博多津なり。下文に娜大津とあるも是なり○母分明。通證云。從_二釋點本_一私記曰。母無也。一説爲_二島名_一音讀者。不_レ是。とあるか如し。舒明紀にも。分明有_二此事_一とあるにて明らけし○爲島人所滅。續紀。天平神護元年。太政官奏。小錦中坂合部連石敷。功田六町。奉_二使唐國_一。漂_二著賊洲_一。横斃可_レ矜。稱_レ功未_レ愜。依_レ令下功。令_レ傳_二其子_一。とあり○長直。皇極紀に出。長を薩摩本にヲサと訓り。阿利麻の阿。考本に河とあるは誤なるへし○稻積。白雉四年紀に磐積とあり○括州。唐書地理志に。江南道處州縉雲郡。本括州永嘉郡。一統志に。括州本秦會稽郡。本朝改爲_二處州府_一。隸_二浙江道_一。とあり。いつれも南海の濱なり○洛陽之京。集解云。河南道東郡隋置。武德四年廢。貞觀六年號_二洛陽宮_一。顯慶二年曰_二東都_一。光宅元年曰_二神都_一。神龍元年復曰_二東都_一。天寶元年曰_二東京_一。上元二年罷_レ京。肅宗元年復爲_二東都_一。○越洲。隋地理志。會稽郡。大業初置_二越州_一。即今紹興府。とあり○須岸山。集解云。江南道越州會稽郡。有_二南鎮會稽山_一。有_レ祠○二十三日。薩摩本二を三に作る○到餘姚縣。唐書地理志に。越州餘姚縣○越州之底。通證云。前紀門底訓_二加度毛登_一とあり。集解には。底疑府誤と云り○十五日の上。本に十月字あり。今釋紀に據て削る○東京。唐書高宗紀に。顯慶四年閏十月戊寅。如_二東都_一。皇太子監國。とあり○訊之曰。本に訊を説に作る。今釋紀及諸本に據て改。本に曰を日に作る。今薩摩本集解に據て改○好在は。幸在の意なり。この事既に出○治稱。本に稱を講に作る。今中臣本薩摩本京極本釋紀に據て改む○在何方。本に在を有に作る。今釋紀に依て改む。次なる在東北の在も同じ○都加留。服部元彰云。此都加

留は。内地陸奥に在る津輕郡にはあらず。續紀養老四年正月。渡島津輕津司。從七位上諸君鞍男等六人。遣_二秣鞞國_一。觀_二其風俗_一。とあるを以考るに。今渡島國津輕津此なり。蓋津輕は。蝦夷泛稱なり。と云へり。さることなり。藝文日抄曰。津輕此讀云。追加婁。按北沃沮一名。置海婁。文獻通考作。置隔婁。疑是追加婁之轉語。後魏書作。豆莫婁。亦轉語乎。とある。是は今の朝鮮咸鏡道の北に在る國にて。こゝには更に由なし。按に。内地の津輕の地名も。此より出たるものなるへし○龜蝦夷。同人云。是は内地なる鱒田。津輕。及奥羽北邊の稱と云り。濱松物語に。あらえひすも泣きぬはかり。とあるは是なり○熟蝦夷は。龜蝦夷に對へたる號にて。我に交る親疎を以名けたるなり。さて此熟蝦夷は。上文に陸奥蝦夷男女二人とある。即是にて。其居處の内地に接り居るものを云るにて。景行紀に所謂日高見國の類なり○其國とあるは。蝦夷の本國を指て云るなり。五穀なしと云る。今も然り。龜熟蝦夷の。内地に接近する物を云るにあらす。或人云。其國の上に落字あり。是は渡島を指せりけん。龜蝦夷以内。當時五穀及屋舎のなかりし理あらめや。と云り。さることなり○止住樹本。景行紀に。冬則宿_レ穴。夏則住_レ標。とあるこれなり○奇怪。本に奇を喜に作る。今小寺本集解等に據て改む○冬至之會は。朔旦冬至を賀する會なり。このこと續紀九。同三十八。また類史等に見えたり。漢土に扱_レりたることにて。史記歷書に。十一月甲子朔旦。冬至已詹。其更以_二七年_一。爲_二大初元年_一。とあり。集解云。曆考曰。是歲閏十月朔旦冬至也。按高宗紀不_レ載_二冬至之會_一。とあり○出火。一本ミツナカレと訓。既云り。ミツナカレは水流にて。火焼を忌たる反語なり。仙臺問語と云もの。に。下總にては火に焼たるを。水に遭ふと云詞のこれり。と云り。これら

にて知へし。一本ヒノコトとも訓り○韓智興。孝德紀白雉五年に。別倭種韓智興趙元寶。今年共使人歸。とあり。今年是天智四年を指せり○倭人。本に倭を倫に誤。今薩摩本に據て改○大麻呂。中臣本釋紀。大を火に作る○讒我客。下文に。爲智興倭人東漢直足島。所讒使人等。とあり。西漢大麻呂とは別人なるへし。詳ならず○前流云々。客等獲罪とあるより前の事か。詳ならず○海東之政。釋紀京極本。政を攻に作る。これは百濟を伐の役を云○逗西京。唐書地理志云。關内道上都。初曰京城。天寶元年曰西京。至德二載曰中京。上元二年復曰西京。肅宗元年曰上都。とあり。中臣本薩摩本釋紀に。逗を匿に作れり○難波吉士。本に士を出に誤まる。今諸本に據て改。

庚寅。詔群臣於京内諸寺。勸講孟蘭盆經。使報七世父母。是歲。命出雲國造。修嚴神之宮。狐齧斷於宇郡役丁所。執葛末而去。又狗齧置死人手臂於言屋社。又高麗使人。持羆皮一枚。稱其價曰。綿六十斤。市司咲而避去。高麗畫師子麻呂。設同姓賓於私家。日借官羆皮七十枚。而爲賓席。客羞怪而退。

庚寅は十五日なり○孟蘭盆經は。集解に。晉竺法護譯とあり○七世父母。この事孟蘭盆經に見えたり。

信友云。七世父母は。漢土七世廟の説を取て。所造佛説かと云り。續紀天平五年七月庚午。始令大膳備孟蘭盆供養。とあれども。此後に所見なし。故に公事根源濫觴抄には。天平年中を以始と爲り○修嚴神之宮。釋紀に。杵築神宮也。嚴者嚴重之義也。と云れど。信かたし。按に舊讀は非にて。修嚴神之宮。と訓へし。修嚴は莊嚴と云か如し。さて神之宮とあるは。いかにも杵築神宮なるへし○於宇郡は。倭名抄出雲郡意宇郡なり。本に宇を友に誤れり。今考本契沖校本に據て改む○所執葛末は。葛根なり。古は葛根を以綱と爲しかは。役丁は其を取持しなり○言屋社。神名式意宇郡楫夜神社。風土記に伊布夜とあり。記に出雲國之伊賦夜坂とあり。今楫夜村あり。土人はイヤと呼りと云り○天子崩兆。集解に。此四字私記撥入と爲て削れり。通證記傳に云れたる説は信かたし○市司。令に。東西市司正一人。掌財貨交易器物眞偽。度量輕重云々事とあり○高麗畫師子麻呂。本に子字なし。今釋紀中臣本薩摩本に據て補。此は曾て高麗より歸化せしものなるへし。天武紀に畫師音橋。續紀六に。畫師忍勝姓改爲倭畫師。二十二に。畫師祖足等十七人。賜御杖連とあり。姓氏錄には見えねど。畫師は蕃別なり○借官。本に借を倩に作る。今中臣本に據て改む○皮七十枚。獻羆皮七十枚。前に見えたり。

六年春正月壬寅朔。高麗使人乙相賀取文等一百餘。泊于筑紫。二月遣阿倍臣。率船師二百艘。伐肅慎國。阿倍臣以陸奥蝦夷令乘己船。

六年庚申

到大河側。於是渡島蝦夷一千餘。屯聚海畔。向河而營。營中二人。進而急叫曰。肅慎船師多來。將殺我等之故。願欲濟河而仕宦矣。阿倍臣遣船。喚至兩箇蝦蜆。問賊隱所。與其船數。兩箇蝦蜆便指隱所曰。船二十餘艘。即遣使喚。而不肯來。阿倍臣乃積絲帛兵鐵等於海畔。而令貪嗜。肅慎乃陳船師。繫羽於木。舉而為旗。齊棹近來。停於淺處。從一船裏。出一老翁。廻行熟視所。積絲帛等物。便換著單衫。各提布一端。乘船還去。俄而老翁更來。脫置換衫。并置提布。乘船而退。阿倍臣遣數船使喚。不肯來。復於弊路弁島。食頃乞和。遂不肯聽。弊路弁島之別也。據己柵戰。于時能登臣馬身龍。為敵被殺。猶戰未倦之間。為賊被殺己妻子。

乙相。天智紀五年にも見えたり。乙相奄都とあり。官名なるへし。○三月。類史一本に三を五とあり。○大河側。三才圖會に。寺島氏曰。蝦夷有大河。名石川河。急流飛石不可涉。とあり。是か。○仕宦矣。宦

本に官に作る。今中臣本考本に依て改む。渡島蝦夷か。肅慎の爲に攻られ。殺されむとするを以。官軍に降りて。仕宦むとおもへとも。河を阻て居れば。願くは河を濟りて降らむとなり。○令貪嗜。通證云。神功紀。多欲訓。毛乃保之牟。嗜訓。豆奈麻。蓋津嘗也。猶言。口流涎也。とあり。一訓には。ツノマシムともあり。津吞なるへし。○單衫。倭名抄。單衣比止閉岐沼。釋名。衣無裏曰單。衫末無袖端也。字典に衫衣之通稱とあり。○弊路弁島。或人云。蝦夷地の輿地を見るに。エトロフまたルタルへと云地あり。注弊路弁島之別也。別名の脱かと云り。注の八字を。集解には。私記の摺入として削去れり。○能登臣。記に崇神天皇子大八杵命。能登臣之祖也。國造本紀。能登國造。志賀高穴穗朝御世。活目帝皇子大入杵命孫。彥狹島命。定賜國造。とあり。但し活目帝皇子とあるは誤なり。氏族志に。能登氏有臣姓。有國造。村上帝時。有檢非違使能登公藤。一條帝時。有出雲介能登連守忠。近衛帝時。有能登宿禰則經。日記。連宿禰蓋皆同族也。とあり。○為賊。本に為字なし。今信友校本に據て補。○被殺。中臣本活字本。被を破に作る。

夏五月辛丑朔戊申。高麗使人乙相賀取文等。到難波館。是月。有司奉勅。造一百高座。一百納袈裟。設仁王般若之會。

戊申は八日なり。○難波館。類史百九十五殊俗部。肅慎下に。六年五月戊申と載たり。しかるに此紀に。

肅慎の事を記さず。是月の下文に。饗肅慎四十七人。と云事を載たり。類史は是月の二字を見落して。戊申の下に記したるなるへし。さなくは。こゝに脱文ありしものなるへし。○高座。和名抄調度部伽藍具に。高座。仁王經云。建百高座。延喜式玄蕃寮式に。正月最勝王經齊會。堂裝高座二具。分注云。蓋二條。天井二枚。柱八枚。令内匠寮。構立帽額二條。幡八流。短帖二枚。蓮華座二枚。赤兩面褥二條。案二脚。褥二條。前垂二條。大床二脚。但講師加案並塵尾。とあり。倭名抄箋注に。按高座。見齊明紀。玄蕃寮式。法隆寺大安寺資財帳。枕冊子。榮花物語本卷等書。とあり。○納袈裟。通證に。納一本作袈とあり。和名抄調度部。僧房具。袈。玄袈三藏表云。袈袈裝一領。納音奴答反。字亦作納。俗云能不一云太比。箋注云。所引表文。載寺資財帳。共榮略記。延喜十年條。作納袈裝。乃不乃介左。見枕冊子。榮花物語。卷太比未聞。釋氏要覽曰。法衣。袈衣。又名五袈衣。十誦律曰。一有施主衣。二無施主衣。三往還衣。四死人衣。五糞掃衣。已上衣。天竺人諱忌。并以不任用。義同糞掃。故共納成衣。名糞掃衣。とあり。○仁王般若之會。仁王護國般若波羅蜜經二卷。續紀十に。仁王經を講すること見えたり。類史に載せて仁王部にあり。

又皇太子初造漏尅トクシキヤク。使民知時。又阿倍引田臣名獻夷五十餘。又於石上池邊イソノ。作須彌山。高如廟塔。以饗肅慎四十七人。又舉國百姓。無故持兵往還於道。國老言。百濟國失所之相乎。

初造漏尅。略記には。此を二月の事と爲たり。天智紀に。置漏尅於新臺。始打候時。動鐘鼓。始用漏尅。此漏尅者。爲皇太子一時。始新所製造也。職員令陰陽寮に。漏尅博士二人。掌率守辰丁。伺漏尅之節。守辰丁二十人。掌伺漏尅之節。擊鐘鼓。漏尅は。通證に。俗所謂水斗鷄也。説文。漏以銅壺受水。刻節晝夜百刻。亦取漏下之義。唐百官志。孔壺爲漏。浮箭爲刻。以考中星昏明。とあり。或人云。此漏尅の製の。何くれに記したるを輯て。つら／＼に按に。晝夜十二時を。四十八尅に分。日の長短に拘らす。一時を四尅に定め。扱時尅を伺ふ法は。銅壺に水を湛。銅箭を四十八に刻み。一二三四子。一二三四寅。一二三四と次第したるを。壺中に立て。管より水を漏し。箭の顯れ出るを以。時尅を計る。此箭一歳四十八枚あり。七日半にして。其時候に合せ代ふ。しかるに職原抄述解をはじめ。晝夜百尅の説あれと非なり。若百尅とせば。事實に符ざるのみならず。一時八尅三々の不盡を生じ。いかにも爲る事叶はず。凡一時四尅として。晝夜合せて四十八尅なりし證を云む。類政集に。子一つと今やさすらん。雲の上の。月を見るにも忘れぬかな。伊勢物語に。をんな人をしつめて。ねひとつはかりに。男の許に來たり。源氏櫛に。こゝかしこ。たつねありきて。寅一つと申なり。空穗物語國讓に。たつの一てむはかりに。すさく院に云々。三代實錄十九に。改巳一刻。用辰四刻。建禮門院右京大夫集に。更ぬるほど。丑ふたつはかりにやと思ふほどに云々。拾遺集に。人心うしみつ。今はたのまじよ。大鏡七に。子よつとそうして。かくおほせられ。狭衣四に。ゑんしろうのうちと。ひごりこたれ給ひつ。丑よ

つと申す。西宮記佛名條尅限。延喜十九。初自亥二。至子丑。後夜自丑一。至同四。延長三。初自亥一。至子二。後自子四。至丑四。云々。禁秘抄に。上古。隨陰陽寮漏尅。奏之。近代指計藏人仰之。丑。杭以後爲明日分。授支那國には。以百二十爲度よし。漢書哀帝紀に見えたれば。其製も異なりけむ。是を黃帝か。觀漏水制と。隋書天文志には記せり。と云り。阿倍引田臣は。比羅夫なるへし。注の闕名二字は。衍なるへし。○献夷。これは肅慎の夷虜なり。中臣本。夷上蝦字あるは是からす。○石上池。大和志云。山邊郡石上池。磯上村。今呼大將軍池。○四十七人。按に五年紀注に。虜四十九人とある。是なるへし。七は恐らく九の誤りなるへし。

秋七月庚子朔乙卯。高麗使人乙相賀取文等罷歸。又都耽羅人乾豆波斯達阿。欲歸本土。求請送使。曰。願後朝於大國。所以留妻爲表。乃與數十人。入于西海之路。高麗沙門道顯日本世記曰。七月云云。春秋智借大將軍蘇定方之手。奪國柄。誅殺賢良。故召斯禍。矣。可不慎歟。其注云。新羅春秋智。不願於內臣蓋金。故亦使於唐。捨俗衣冠。請媚於天子。投禍於隣國。而構斯意行者也。伊吉連博德書云。庚申年八月。百濟已平之後。九月十二日。放容本國。十九日。發自西京。十月十六日。還到東京。始得相見。阿利麻等五人。十一月一日。爲將軍蘇定方等所捉。百濟王以下。太子隆等。諸王子十三人。大佐平沙宅千

福國。并成。孫登以下三十七人。并五十許人。奉進朝堂。急引趨向天子。天子恩勅。見前放著。十九日賜勞。二十四日。發自東京。

乙卯は十六日なり。本に乙を己に誤る。按に庚子朔己卯なし。今中臣本京極本に依て訂せり。○都耽羅人。本に耽を耽に作るは誤なり。今釋紀に據て改む。前に所謂親貨還國なり。○高麗沙門道顯。天智紀元年に。鼠産於馬尾を占ひ。また定惠か死たる時。誅を作りしこと。定惠など見えて。當時の學者なり。○春秋智。新羅王なり。大化三年紀に。金春秋と見えたる人なるへし。○借大將軍蘇定方。本に借を借に作る。今薩摩本中臣本釋紀等に依て改む。蘇定方は。唐書列傳云。蘇烈字定方。以字行。冀州武邑人。後徙始平。定方驍悍有氣決。乾封二年卒。年七十六。贈左驍衛將軍幽州都督。諡曰莊。とあり。○使擊百濟亡之。中臣本京極本薩摩本。使を挾に作る。東國通鑑云。唐顯慶五年三月。唐遣左武衛大將軍蘇定方等。伐百濟。とある。此時に當れり。同書に。唐貞觀二十二年。新羅眞德女主二年。高句麗寶藏王七年。百濟義慈王八年。新羅主。遣伊冷金春秋。及其子文注。如唐。帝郊勞之。既至。見春秋儀表英偉。厚待之。召燕見。賜以金帛。特厚。問曰。卿有所懷乎。春秋奏曰。弊國僻在海隅。服事天朝。積有歲年。而百濟強猾。屢肆侵凌。往年大舉深入。攻陷數十城。以塞朝觀之路。通鑑にも。此年九月。新羅奏。爲百濟所攻。破其十三城。とあり。陸下不借。天威剪除凶逆。則弊邑梯航逃職。無復望矣。帝深然之。乃勅將軍蘇定方。帥師二十萬。征百濟。春秋又請改章服。以從華制。於是內出珍服。賜春秋及從者。詔授春秋爲特進。文注爲左武衛將軍。と

あり。されどこれは當年の事にはあらず。○君大夫夫人妖女。薩摩本に。一本大字なしとあり。妖女の訓は。婦人をタラヤメ。タワヤメなどあるとは異にて。妖言をタハコトと云るタハに同じ。○誅殺賢良。東國通鑑云。唐顯慶元年。百濟義慈王十六年春二月。百濟王殺諫臣佐平成忠。先是王率宮人。滌酒耽樂。成忠極諫。王怒囚之。由是無敢言者。成忠不食。臨死上書曰。臣嘗觀時察變。必有兵革之事。凡用兵者。必當擇地勢。處上流。以應敵。可保。敵兵若來。使陸不過炭岷。水不入白江。據險隘。禦之。然後可也。王不省。遂死于獄中。○不得願於內臣蓋金。天智紀三年に。高麗大臣蓋金。終於其國。通鑑唐紀云。高麗東部大人泉蓋蘇文。注。蓋蘇文。或號蓋金。姓泉氏。內臣大臣は。並に官名なり。唐書百濟傳云。官有內臣佐平者。宣納號令。などあり。此文意を按に。春秋智。高麗百濟の。しはく。自國を攻るを苦しみて。高麗に使を遣りて。其內臣蓋金に願ひて。和を謀りしなるへし。然るに高麗にて。其請を聞かざりしかは。唐に詣て媚を納れ。救を求めしものと見えたり。この事は通鑑唐紀にも見えす。○投禍。釋紀に禍を福に作る。誤なるへし。○庚申年は今歲なり。○八月百濟已平。此事次に云。○放容本國。中臣本京極本釋紀等に。容を客に作る。○阿利麻等五人。五年七月紀注に。東漢長直阿利麻。坂合部連稻積等五人。とあり。○太子。釋訓コニセシム。薩摩本にコニキシムとあり。本訓は誤なるへし。○諸王子。本に子字なし。釋紀及考本に由て補。○沙宅。天智紀に據に。沙宅は姓なり。唐書に沙吒に作る。○孫登。本に此二字なし。今釋紀一本に據て補。○奉進朝堂。唐書蘇定方傳云。百濟平。俘義慈隆泰等。獻

東都。東國通鑑云。唐顯慶五年。新羅太宗王七年。百濟義慈王二十年。秋七月。唐兵與新羅兵。圍百濟都城。拔之。王義慈降。唐兵執之。王與太子孝。率左右。夜遁。次子秦自立爲王。率衆固守。太子之子文思。謂隆曰。王與太子。固在。而叔自王。唐兵雖解。我輩安得全。遂率左右。鎚城而出。隆與大佐平千福等。出降。九月。定方以義慈及子孝。秦。隆。演。大臣將士八十八人。百姓萬二千八百七人。渡海。唐書高宗紀曰。顯慶五年十一月戊戌。蘇定方俘百濟王。以獻。などあり。○恩勅。本に恩を息に誤る。今正す。○見前放著。東國通鑑云。顯慶五年十一月。蘇定方以義慈等。見帝。責而宥之。帝慰藉定方。通鑑唐紀云。十一月戊戌朔。上御則天門樓。受百濟俘。自其王義慈以下。皆釋之。蘇定方前後滅三國。皆生擒其主。赦天下。などあり。さて此文は。次の本文よりは前の事なり。

九月己亥朔癸卯。百濟遣達率。沙彌覺從等。來奏曰。今年七月

新羅恃力作勢。不親於隣。引搆唐人。傾覆百濟。君臣摠俘。略無

噍類。或本云。今年七月十一日。大唐蘇定方。率船師一軍。尾資之津。新羅王春秋智。率兵馬一軍。于發卯は五日なり。○沙彌。翻譯名義集云。七乘沙彌。此翻息慈。謂息世染之情。以慈濟群生也。とあり。元亨釋書。乘運傳に。國俗剃髮。不全梵儀。有妻子者。在家稱沙彌云々。日本後紀八に。僧三百人沙彌五百人などあり。○引搆唐人。キイは率なり。イは添て云辭。外に例あり。唐書

云。新羅爲高麗百濟所暴。高宗賜璽書。令出兵援新羅。とあり。○大唐蘇定方。中臣本薩摩本京極本。唐下大將軍三字あり。○尾賚之津。文献備考。京畿道百濟彌鄒忽。句麗買召忽縣。新羅郡城縣。高麗仁州。本朝仁川府。とあり。こゝなるへし。通鑑に。定方由海とあれば。仁川府の海より攻入しなるへし。○怒受利之山。未詳。○陷我王城。東國通鑑云。顯慶五年夏六月。新羅王將兵助唐。伐百濟。次南川停。王聞蘇定方等引兵。自萊州濟海。舳艫千里。軍于德物島。遣太子法敏。大將軍金庾信。將軍眞珠。天存等。領兵船一百艘。會定方。定方謂法敏曰。定方由海。太子從陸。期以七月十日。與大王兵會。直搗義慈都城。可以得志矣。唐書百濟傳云。顯慶五年。詔左衛大將軍蘇定方。發新羅兵討之。自城山濟海。百濟守熊津口。定方縱擊虜大敗。王師乘潮帆以進。趨眞都城。一舍止。虜悉衆拒。復破之。斬首萬餘級。拔其城。通鑑唐紀。顯慶五年八月。蘇定方引兵。自成山濟海。百濟據熊津江口。以拒之。定方進擊破之。百濟死者數千人。餘皆潰走。定方水陸齊進。直趣其都城。北史。百濟部俱拔城。亦曰。固古汝城。東方曰得安城。南方曰久知下。城。西方曰刀先城。北方曰熊津城。未至二十餘里。百濟領國來戰。大破之。殺萬餘人。追奔入其郭。百濟王義慈。及太子隆。逃于北境。定方進圍其城。義慈次子泰。自立爲王。帥衆固守。隆子文思曰。王與太子。皆在。而叔達擁兵自王。借使能却唐兵。我父子必不全矣。遂帥左右。踰城來降。百姓皆從之。泰不能止。定方命軍士。登城立幟。泰窘迫。開門請命。於是義慈。隆。及諸城主皆降。百濟故有五部。分統二十七郡。二百城。七十六萬戶。詔以其地。置熊津五都督府。熊津。馬韓。東明。以其會長。爲都督刺

史。などあり。○同月十三日始破王城。考本同月二字なし。○東境也。中臣本。境を堺に作る。

於是西部恩率鬼室福信。赫然發憤。據任射岐山。或本云。北任叙利山。達率餘自進。據中部久麻怒利城。或本云。都岐留山。各營一所。誘聚散卒。兵盡前役。故以梛戰。新羅軍破。百濟奪其兵。既而百濟兵翻銳。唐不敢入。福信等遂鳩集同國。共保王城。國人尊曰佐平福信。佐平自進。唯福信起神武之權。興既亡之國。

西部は部曲。恩率は三品の官號なり。傍注に。所名と書したるは誤なり。○鬼室は。姓氏錄右京諸蕃。百濟公條に。因鬼神感知之義。命氏謂鬼室。廢帝天平寶字五年。改賜百濟公姓。按に四字上に。脱文あるへし。さて左京諸蕃に。百濟公。百濟國都慕王三十世孫。汝淵王之後也。また和泉に百濟公。百濟國酒王之後也。などあり。天智紀に。鬼室集斯といふ人も見ゆ。福信下文に。百濟宗室福信。唐書にもしかあり。○任射岐山。文献備考云。福信乃退保任存城。今大興郡。とあり。忠清道なり。又今州東大興縣境。有古任存城。距州治僅十餘里。任存在百濟爲名城。新羅亦爲任存郡云々。又燕岐鳳首山。在東二十里大興界。南岡有任存古城。通鑑唐紀注。任存城。在百濟西部任存山。考異曰。實錄或作任孝城。未知孰是。今從其多者。とあり。○北任叙利山。本に叙を

劔に作る。誤なり。今釋紀に據て改。中臣本にニッリノ山と訓リ。集解云。接唐書百濟傳所謂。道琛保任存城。自稱領軍將軍。福信稱霜岑將軍。又仁願拔支羅城。夜薄。真峴。任存。真峴。即任劔利是。利爲韓語終聲也。とあり。○達率餘自進。按に次の中部二字。達率の下に在へし。集解にはしか改めたり。集解云。按唐書劉仁軌傳曰。獨曾帥運受信。據任存城不下。餘自進即是。天智天皇二年紀。作余自進。とあり。○久麻怒利城。東國通鑑に熊津城に作る。これを今慶尚道熊川郡と集解に云るは誤なり。上に引る北史に。百濟都俱拔城とあり。俱拔と久麻と通へり。○注都々岐留山。中臣本。岐留倒せり。按都々岐は。周留城か。文獻備考に。周留城。東史曰。宗室福信據與郡先。是風遠郡將黑齒常之。収合連亡。依任存城。自固。不旬日。歸者三萬。即復。○兵盡前役。通證云。兵器也。舊讀三百餘城。以應福信。遣使于倭。乞救米云々。とある周留は。都々岐留なるへし。○兵盡前役。通證云。兵器也。舊讀非。とあり。○以楛戰。通證云。神名式大和國宇陀郡都加那木神社。今按中臣本云。天津金木。菅家訓筵字ニ云。加那岐。据此。都加那岐。蓋杖筵之義也。字書。楛棒。本字。抱朴子曰。官軍以白楛擊之。とあり。これは本訓にツカナキと訓るに付て云る説なれど。杖筵は非なるへし。握楛の義なるへけれど。なほ思ふに。この訓のツは衍にて。たゝカナキなるへし。さて加那岐は。楛また筵の訓義にて。大被詞の金木。孝德紀御歌阿娜紀に同じく。熟木の意にて。既に孝德紀に云り。楛は後の棒にて。倭名抄に棒音方杖名也とありて。和名なし。大被詞なるは。本末打切熟したる小木を云なれど。こゝはまことに棒と云ほどの物にて。やゝ太き木なり。序に云。菅家萬葉には。筵をカナキと訓める歎なし。これは文運なる。以て筵と雖とある文を。思ひたかへたるなるへし。○百濟兵翻銳。本に百字を脱せり。今中臣本薩摩本に據て補ふ。集解には。而字を百に作れり。私に改めしものと見

ゆ。○尊曰。本に曰を日に誤れり。今正せり。○佐平福信佐平自進。按に福信。此時位恩率。自進位達率なり。然るに今佐平と云は。兩人の武功。大臣の位に當るを褒たるなり。佐平は彼國の大臣の位にあたりはなり。○興既亡之國。東國通鑑云。新羅文武王十年秋七月。唐總管薛仁貴。遣僧琳潤。致書於王。王報書。其略曰。蘇大總管。留漢兵一萬新羅。亦遣弟仁泰。領令七千。同鎮熊津。大軍回後。賊臣福信。起於河西。取集餘墟。圍逼府城。先破外柵。總奪軍資。復攻府城。幾將陷沒。又於府城側近四處。作城圍守。某領兵往赴。以解其圍。遂破賊城。復運糧餉。使一萬漢兵免虎吻之危。唐書百濟傳曰。蘇大方執義慈隆及小王孝演。會長五十八人。送京師。平其國五部二十七郡。二百城。戶七十六萬。命郎將劉仁願。守百濟城。王文度爲熊津都督。文度濟海卒。以劉仁軌代之。璋從子福信。嘗將兵。乃與浮屠道琛。據周留城。反。迎故王子扶餘豐於倭。立爲王。西部皆應。通鑑唐紀云。龍朔元年三月。初蘇定方既平百濟。留郎將劉仁願。鎮守百濟府城。又以左衛中郎將王文度。爲熊津都督。撫其餘衆。文度渡海而卒。百濟僧道琛故將福信。聚衆據周留城。迎故王子豐於倭國。而立之。引兵圍仁願於府城。詔起劉仁軌。檢校帶方刺史。帶方州置於百濟界。因古地名。以名。考異曰。俞載云。劉仁願以仁軌。檢校帶方刺史。今從本傳。將王文度之衆。便道發新羅兵。以救仁願。仁軌喜曰。天將富貴此翁矣。於州司請唐曆及唐諱。以行。曰吾欲掃平東夷。願大唐正朔於海表。仁軌御軍嚴整。轉鬪而前。所向皆下。百濟立兩柵於熊津江口。仁軌與新羅兵。合擊破之。殺溺死者萬餘人。道琛乃釋府城之圍。退保任存城。新羅糧盡引還。道琛自稱領軍將軍。福信自稱霜岑將軍。

招集徒衆。其勢益張。仁軌衆少。與仁願合軍。休息士卒。上詔新羅出兵。新羅王春秋奉詔。遣其將金欽。將兵救仁軌等。至古泗。福信邀擊敗之。欽自葛嶺道。遁還新羅。不敢復出。福信尋殺道琛。專總國兵。ごあり。

冬十月。百濟佐平鬼室福信。遣佐平貴智等。來獻唐俘一百餘人。今美濃國不破片縣。二郡唐人等也。又乞師請救。并乞王子余豐璋。曰或本云。佐平貴智達率正也。唐人率我蝥賊。來蕩搖我疆場。覆我社稷。俘我君臣。百濟王義慈。其妻恩古。其子隆等。其臣大佐平千福國。弁成。孫登等。凡五十餘人。於七月十三日。爲蘇將軍所捉。而送去。於唐國。蓋是無故持兵之徵乎。而百濟國遙賴天皇護念。更鳩集以成邦。方今謹願。迎百濟國遣侍天朝王子豐璋。將爲國王云々。

佐平鬼室云々。國人の福信等を崇信するに従ひて。佐平位を授けたるなり。○片縣。通證云。神名式片縣郡方縣津神社。倭名抄方縣郡大唐。○余豐璋。本に璋を障に作る。今中臣本釋紀古本。及下文等に據て改む。此王子舒明天皇二年を以。質として皇國に在り。此に至りて三十年になれり。續紀二十七。百濟王敬福傳に。義慈王兵敗降唐。其臣佐平福信。尅復社稷遠近。豐璋紹興紀流云々。大日本史に。余豐璋を

余豐に改作れり。其說舒明紀に云り。東國通鑑云。唐龍朔元年春正月。百濟宗室福信等。立故王子扶餘豐爲王。豐嘗質於倭。福信起兵。與浮屠道琛。据周留城。迎立之。西北部皆應。ごあり。○注正珍。本に珍を改に作る。今中臣本薩摩本釋紀等に據て改。○其臣大佐平。本に大を王に作る。今薩摩本小寺本集解に據て改む。但し大佐平と云を見す。按に北史百濟傳に。左平五人一品とあれば。其中の主たるを云かど。或人云り。○千福國。本に千を子に誤る。今中臣本釋紀及上文に據て改む。○五十餘人。本に人字無し。今考本集解釋紀等に據て補ふ。○於七月。本に於上秋字あり。今釋紀考本に據て削る。

詔曰。乞師請救。聞之古昔。扶危繼絕。自著恒典。百濟國窮來歸我。以本邦喪亂。靡依靡告。枕戈嘗膽。必存拯救。遠來表啓。志有難奪。可分命將軍。百道俱前。雲會雷動。俱集沙喙。剪其鯨鯢。紓彼倒懸。宜有司具爲與之。以禮發遣云云。送王子豐璋。及妻子。與其叔父。年。或本云。天皇立豐璋爲王。立塞上爲輔。而以禮發遣焉。

自著。本に倒せり。今小寺本に據て改。又思ふに。白は於の誤か。さ。らは本のまゝにてもよし。○拯。本に楯に作る。今集解小寺本に據て改む。○沙喙。推古紀孝德紀に出たり。喙を通證引く。或本に。喙に作るは誤なり。東國通鑑に白沙に

作れり○鯨鯢。本に鯨を鯢に作る。今諸本に據て改む○紆。本に縈に誤る。今正せり○具爲與之。水日本爲を備に作る。さて按に。此間に下文の注なる。天皇立豊璋爲王。立塞上爲輔而。の數字あるへし○叔父忠勝。孝徳紀に百濟君豊璋。其弟塞城忠勝。とあり。舊唐書劉仁軌傳云。扶餘忠勝忠志等。率士女及倭衆。并耽羅國使。一時并降。百濟諸城皆歸順。とあるは。此より後の事なり○見于七年。按に七年紀に此事を載せず。されは見字は。恐くは在の誤なるへし○塞上。即忠勝なり。皇極紀に塞上恒作惡云々とあり○類史第二十八帝王部に云。遷御齊明天皇六年十月己酉とあり。按に本紀に遷御の事を載せず。二年に此事あり。上に見えたり。また扶桑略記に。十月唐使歸來とあり。本紀に所見なし。

十二月丁卯朔庚寅。天皇幸于難波宮。天皇方隨福信所乞之意。思幸筑紫。將遣救軍。而初幸斯備諸軍器。是歲欲爲百濟將伐新羅。乃勅駿河國造船。已訖。挽至績麻郊之時。其船夜中。無故艫舳相反。衆知終敗。科野國言。蠅群向西。飛踰巨坂。大十圍許。高至蒼天。或知救軍敗績之怪。有童謠曰。摩比邏矩。都能俱例豆例。於社弊陀乎。邏賦俱能理歌理鵝。美和陀騰能理歌美。烏能陞陀烏。邏賦俱能

理歌理鵝。甲子。騰和與騰美。烏能陞陀烏。邏賦俱能理歌理鵝。

庚寅は二十四日なり○績麻郊。訓によらは。績麻は字を倒せるか。また薩摩本ウミヲと訓るにトヨらは。本のまゝにてあるへし。さて此地名詳ならず。何れの地なるも知かたし。和名抄信濃國伊那郡更級郡に麻績郷あり。されと今駿河國に命せて。造らしめたる船の。信濃國に挽引至るへき理なし。必別處なり。さて又郊を中臣本にコホリと訓り。此に據らは恐くは郡の誤か。かにかくに疑はしき事なり○踰巨坂。信濃御坂を謂か。美濃信濃の界なり。景行紀に見えたり。巨は御に同じ。同紀に大山をミヤマと訓り○知救軍敗績之怪。有童謠。守部云。此は彼國に救軍を遣はされんごせしをりから。三の怪異の有しことを記せるなり。一には。駿河國に。故無くて船の艫舳反りたる。二には。科野御坂を。蠅の群て飛踰たる。三には。都の巷にて童謠をうたひたる。是三ながら。皇軍の敗績なん前兆なるよしなり。つら／＼紀をよみて按ふに。縁なき異國の事に。皇軍を勞げ。民を煩はしめ給ふ。益なきわざなりければ。これよりさき。神もいさめ。人も諫めつらむを。此御時。天皇は女帝にましく。皇太子中大兄命は。かゝる怪異もありければ。ひたふるに。異國を慕ひ賞好させ給ひつれば。彼百濟船信に欺れて。強てものせさせ給ひけむかし。かゝる怪異もやうなれど。此は天皇皇太子の御心に背ける故に。時人甲乙を着て。物に記しおきけるまゝを。紀に載られたるにそある。即敗績の事等を始め。何くれと省れつる事ごもの多かるを以知へし。と云れた

るは。さるごとにて。けにも此時の御軍のさま。甚く省かれたれば。さたかに知かたし。故前後の注に。彼地の史。東國通鑑。唐書。通鑑唐紀などを。煩らはしく引たれど。なほいとあかぬ事。多かるを見るべし。さて此童謡は。まつ釋紀に注せられたるは。本の字のまゝに訓れたる。これはじめなれど。其は強語なるよし。既に先哲の辨せられたるか如し。其後。荒木田氏の歌解。本居翁の齊明紀童謡の考。玉時等はあれども。何れも解き得たりとおほしきはなし。又本文の字句のまゝに解れたるは。なほ多かれど。此等はすへて取へき方なし。然るにこゝに。守部か難語考。また此紀の歌の注。稜威言別に解れたるは。先々の解とはまさりて。中にはかたふかる。いふしもある。また賞すへきか如し。故今其説どもを取捨して左に擧ぐ。まつ其一首を如此く讀出られたり。摩比選矩。句能都能俱例豆例。句弘能弊陀乎。句還賦俱能理歌理鵝。句美和陀騰能理歌美。句烏能陸陀鳥。句還賦俱能理歌理鵝。句かく讀出て。さて其説に云く。今甲乙を記されたる。記者の心を深く察て。如此讀たれば。三段十句にして。初て上代の歌の調をなせり。其韻りさまも。纒か三種にして。摩比選矩と云と。烏能陸陀鳥と云との平語は。そのまゝ直によませ。言の禁忌なる六句のみを。顛倒させたる。只おのつからにて。いかてかゝる事を得む。心ありてのしわざなることいちじるし。さて其句々の意は○摩比選矩は。字のまゝに眞發と讀て。田地を墾發を云。三句の尾上田に係る詞なり。常には田には新墾など云へきなれども。此は先の皇軍士等の開かれたる。百濟の地に比喩へて云なれば。開くといへるなり。其よしは下にも云へし。眞の發言は。多く體語の上に置れども。又種には。眞直。眞廣などやうに。用語にもかける例もある。

なり。○都能俱例豆例。守部云。今是を翻して。俱例豆例能。都能と讀む。俱例豆例は百濟の地名。都能は津之なり。欽明紀に。哆唎。多羅。稔禮。圖禮。居曾山など見えて。韓國の地名には。下を良行の言にて云るか常多かれは。此俱例豆例も。彼土の地名にて。此時さるよしありける故に。憚りたなるへし。又此は。正しく然云地名は。よしやあらずとも。今本。上の能字一落せるを。今は釋紀本。又一本等に依て補へり。古本は皆然かそ有けらし。武郷云。釋紀本。又一本等とあるは甚信かたし。さる本世にあることおほづかなし。もしあらば。其出處をこそ出すべきに。何本とも擧ぬは。全くさる本なき證なるへし。此人は。かくさまの作りことを云か辨なれば。容易く信すへからず。されは。能を略して。タレツレツノと訓てあるへし。能字なくしては。語上ふつゝかなるか如なれど。もどより童謡なれば。なくともありぬへし。さてくれつれの津の解も。あまり快よからされど。他に思ふ説もなければ。姑く其説によりてある。○於社弊陀乎。此句守部は弘能弊陀乎の誤としてごけり。其説に。此句字並によみて。尾上田をなり。山の丘の平かなる處を開て。麥にまれ稻にまれ。佃る島を云。彼土は山多き國故に。水田はいと稀なりといへり。此句も。今本於社弊陀乎とあれど。釋紀の本に。社字は能とありて。私記に小野田也と云るをみれば。於字も弘を誤れるなるへし。下二段。共に烏能陸陀とあれば。その例に據て改めつ。武郷云。於社弊を弘能弊と爲たれど。釋紀に社を能に作れど。於本紀と同しければ。弘の誤とは爲かたし。注に小野田也と云れつるは。此釋紀の例にて。假字を本より正さぬ例なり。されは此説は杜撰なり。取へからず。さてもとのまゝならは。於社弊陀乎なり。解云。押田なり。百濟のために。新羅のあたを築くおさへなり。田としもいへるは。下に雁々の稻を喰ふよしを。云んとしてなるへし。と云り。此もよしとにはあらねど。姑く本のまゝに解かは。さもあるへし。姑其説による。○還賦俱能理歌理鵝。又云。今此を翻して。歌理鵝理能俱還賦とよむは。雁々之喰也。雁々とは。山々。國々。人々など云類にて。多くの雁どもの。群來て食ふを云。かくて是までの一段四句の意は。眞廣く開きし。百濟の地俱例豆の尾上田を。雁どものあまた群來て喰ふよ。と云にて。譬へたる意は。先の皇軍士等の。開き置れ

たる百濟の地を。新羅の卒どもの。夥來て襲ひかすめとるぞ。と云意なりと云り。武知云。但し此解は。尾上押塞田として説かば。少しく異なれど。大凡の意は。かばることなるへし。 ○美和陀騰能理歌美。又云。今此句を翻して。美歌理能騰陀和美とよむは。御獵之人猶豫也。美歌理とは。雁々の喰ふと云に就ていひ。陀和美とは。たゆたふ意にて。弓なごに。たゆむなど云と同意なり。其はたゆむを。たをむとも。たわむとも通はし云るにじるし。萬六に。丈夫の心はなしに。手弱女の念多和美手。ともよみたり。されは此句の言は。御獵人の猶豫へる緩意にて。いよますく。雁どもの來て。群食むよと云て。百濟屯倉の官人等の。なほさりに譬へて。かゝる時。救軍を遣らば。共に喰はれむと含めたるなり。と云り ○鳥能陸陀鳥。守部云。此句字並によみて。尾上田をなり ○選賦俱能理歌理鵝。翻して歌理鵝理能俱選賦とよむ。上に同じ。雁々之喰なり ○甲子は。此次句より讀始むべき事を。知らせたる標なり。次に云 ○騰和與騰美。守部か本には。與を陀に改めて。翻して騰陀和美騰とよむは。人猶豫と云にて。上の御獵之人猶豫を。一句省きて云るなり。今本陀を與と作るは誤れるなり。今は上段に擬ひて改めつと云り。さることなれど。何れの本にもみな與とあれば。心ゆかす。秘閣本には。此句和與騰和與騰。本居翁は。此句本のまゝにて。翻して騰和騰與美と訓り。騰和とは。山のたわみたる處を云。記の垂仁段に。自山多和引越御船と云こともあれば。さもありぬへくや。されと今姑く守部か説によりてあるなり。さてみかりのとたわみとある句を。中間より引切りて。とたわみとこのみ云初句と爲んは。片言なるか如くなれど。是は童謠なれ

は妨なし。記の崇神段の神歌にも。古波夜。美麻紀伊利毘古波夜と。調の爲に歌へると同じ趣なり ○鳥能陸陀鳥。本に陸を階に作るは誤なり。今中臣本釋紀に據て改めつ。上に同じ ○選賦俱能理歌理鵝。これもまた翻して。歌理鵝理能俱選賦と訓む。上に同じ。守部云。切なること故に。如此は返せるなり。是にて三段なり。と云れたるか如し。されと甲子より讀始る時は。上の句を返せるなりと云へし。さて一首の總ての意は。守部云。既に眞廣く開き植られたる。百濟の地の。尾上田を。雁どもの群來て食ふぞ。以上四句一段 其雁どもを。速みにも獵捕へきに。御獵の人のたゆみ懈りつる故に。其尾上田を。なほ雁どもの群來て喰ふぞ。以上三句一段 さて此句を按に。悉くも難波より伊與を経て。筑前に行幸し。救ひの軍士の事を。云云計はせ給ふ間に。あやしき神の怪などありて。天皇終に朝倉行宮にて崩給ひき。是其不祥の始にて。其軍も終にいたつら事となりき。これらを思ひ合すへし。かくて彼御獵之人の。たゆみ懈りつる故に。あたら其尾上田を。雁どもの群來て喰ふぞ。以上三句一段 と云にて。譬へたる意は。先の皇軍士等。息長帶經命以下。正しく制せさせ給ひし。御世々々の御軍士等なり。 の開き置れたる屯倉地を。新羅漢國に通して襲ひ取ぞ。是偏に近來彼をゆるめたる懈りなりければ。今更百濟のために救ふとも。詮なきこととなり。前段に載せたる童謠文を記したるに。此童謠より以下。釋文を省きたる。釋る所謂の。ありしにあらすや。かの崇神紀の歌は。天皇の御爲に。危急を告る神女歌なり。もし是を憚らば。其難危かりなん。又其を載て世に傳るに。後のためしにはなりなんとも。聊天皇の御恥辱になるべき事柄ならされは。本より憚るべき故もなし。今此童謠は。天皇皇太子の叔。と云れたるは。大方叶ひたる解釋と通ゆれば。取捨して。虚に背て。其非を貽し傳へんは。御恥辱に拘はるべきをや。 と云れたるは。大方叶ひたる解釋と通ゆれば。取捨して。に載つ。

七年春正月丁酉朔壬寅。御船西征。始就于海路。甲辰。御船到于大
海。時大田姬皇女產女焉。仍名是女。曰大田皇女。庚戌。御船泊于伊
豫。熟田津石湯行宮。熱田津。此云。備
積陀豆。

壬寅。六日なり。○就于海路は。難波より御船に乗給ふなり。○甲辰。八日なり。○大田海。和名抄備前國
邑久郡於保久。國造本紀に大田國造あり。○大田姫皇女產女。天智天皇の皇女にて。天武天皇の御妃な
り。然るに天武二年紀に。納皇后姉大田皇女爲妃とあるは。前の事なりしを。後に追次て書る。此
紀の例なり。○大田皇女。天武皇女なり。本紀には大來に作れり。○庚戌。十四日なり。○泊于伊豫云々石
湯行宮。萬葉一。後岡本宮御宇天皇代。額田王歌。熱田津爾。船乗世武登。月待者。潮毛可奈比沼。今者許
藝乞來。考云。外蕃の風をしつめ給はんとて。七年正月筑紫へ幸ついでに。石湯宮に御船泊玉へること。紀に見ゆ。額田姫
王も御供にて。此歌はよみ給ひしなりけり。そこよりつくしへ向ます御船の。曉月を待給ひしなるへしと云り。右檢三山上
憶良大夫類聚歌林。曰云々。の事入たれば今略く。七年辛酉春正月丁酉云々。泊于伊豫熱田津石湯行宮。天
皇御覽昔日猶存之物。昔日猶存とは。昔御夫舒明天皇と共に。此處に行幸し。當時忽起感愛之情。所以因製歌詠。爲
之哀傷也。即此歌者。天皇御製焉。但額田王歌者。別有四首。とありて。右の歌を。此時の天皇の御製と
したり。また三に。百式紀乃。大宮人之。飽田津爾。船乗將爲。年之不知久。とあるは。此事を後によめる
なるへし。飽田津は饒田津なり。又柔田津ともあり。飽は饒の誤なるへしと云り。但しこの飽田津は誤にはあらで。ア
キタツと訓て。温泉郡一萬村の西に。秋田津と云處あり。そこな

り。萬葉古義。石湯は。式温泉郡湯神社。所謂道後村。なごによしある名か。たつぬへし。さて後の物なから。
にはいへり。温泉なり。臥雲日件錄に。實德四年四月十六日云々。二十四日。伊與の湯山に行
し事を記して。憩于橋西善福寺。及歸寺王出送。因
指前面山腰。曰。昔孝德天皇行宮之地。今謂之御所塙内。又天皇月夜宴于寺前尊橋。有歌詠之辭。世皆
傳之了。とあり。按に孝德天皇。伊豫國に行幸のこと。史に載せず。恐くは此天皇熱田津石湯行宮に
行幸し。時の事か。考へし。但し舒明天皇此國に行幸の
ことば。本紀に見えたり。

三月丙申朔庚申。御船還至于娜大津。居于磐瀨行宮。天皇改此。名曰
長津。夏四月。百濟福信。遣使上表。乞迎其王子糺解。釋道顯日本世紀曰。百
濟福信。獻書祈其
君糺解於東朝。或本云。四
月。天皇遷居于朝倉宮。

庚申は二十五日なり。○還とは。東平云。御船西征。先大田海に到り。備それより伊豫熱田津の石湯行
宮に泊給ひ。遂にもこの筑紫に還幸御坐けるなり。還字。まさしく四國海より。本の筑紫に還坐
るを云る文なりと。長澤伴雄なんいへる。とあり。但し
この筑紫とはいへど。はじめ筑紫に至りまじし事。上に見えず。こゝは其志し給ふ方筑紫なれば。其
方に還り給ふよしなるへし。○至于娜大津。本に娜を娜に誤れり。今正せり。筑前國那珂郡なり。神功
紀に離河水とあるもこれにて。そこには離を那可と訓り。宣化紀に那津ともあり。續紀考證云。博多大

津。在筑前那珂郡。稱太宰博多津。即那大津也。とあるか如し。谷森管臣云。齊明紀舊訓に。ナカノとあれば。郷下に往々に長津宮とありて。ナカノツとよむるへければ。郷大津も。ナカの大津なること相照して知へし。今も筑前國那珂郡なり。と云り。釋にこれを于郷と讀て。于郷者伊與國宇麻郡也。長津宮在伊與。と云るは。甚しき非なり。なほ神功紀に云ること見合へし。○磐瀬行宮。集解云。延喜式左馬寮曰。筑前國驛馬。石瀬五疋。筑前名寄曰。遠賀郡石瀬。有稱御館地。蓋行宮之城。自難波通上座朝倉之道也。とあり。されど此は別處の如くもきこえたり。たつぬへし。○長津。天智紀に。皇太子居于長津宮。稍聽水表之軍政。とあり。さて郡名を那珂と云るも。此の長の轉りたるなるへし。○王子紕解の來れること。前紀に見えす。○注東朝は。皇國を指す。○朝倉宮。次に云。

五月乙未朔癸卯。天皇遷居于朝倉橋廣庭宮。是時。斲除朝倉社木。而作此宮之。故神忿壞殿。亦見宮中鬼火。由是大舍人及諸近侍。病死者衆。

癸卯は九日なり。○朝倉橋廣庭宮は。筑前國なり。略記に。遷居筑紫朝倉橋廣庭宮。とあり。本朝文粹にも。三善清行か意見封事に。備中風土記を引て。天皇行幸筑紫。とも。崩於筑前行宮。ともあり。通證云。在筑前國上座郡。今其故墟號宮野。倭名抄。上座讀上都安佐久良。神樂歌。朝倉也。木乃丸殿爾。我居婆。名告乎爲都々。行波誰兒會。とあり。是なり。さて又通證に。倭名抄。伊豫國越智郡朝倉。立

花。土佐國土佐郡朝倉。松下氏曰。世傳天皇幸筑紫。居豐前國上毛郡朝倉。而作黑木屋於山中。號木丸殿。又置刈草關。此時天智爲皇太子。攝政。故有木丸殿之詠。後世入之神樂曲。此傳は。奥儀抄十訓抄等により。然釋引土佐風土記及神名帳。今年正月。御船泊于伊豫。則朝倉在土左。者無疑矣。とあるは非なり。伊豫土左。豐前に同名あるを以。衆説あれど。筑前とある者を以是とす。○朝倉社木。通證に。式上座郡一坐麻氏良布神社。在由田村麻底良山上。と云り。これなるへし。筑前續風土記。和尙雅。此をもち。式土佐國土佐郡朝倉神社。在朝倉村。風土記曰。神名天津羽々神と。通證に云るは非なり。○亦見宮中鬼火。本に宮鬼火の三字を脱せり。今薩摩本中臣及信友校本に據て補つ。扶桑略記にも。亦見鬼火。とありて。宮中字なし。これも脱たるなり。今本のまゝにては。何とも説へきやうなし。訓もいみじき非なり。○大舍人。本に舍を倉に誤れり。今古寫本ともに據て改めたり。○病死者衆。扶桑略記に。七年辛酉夏。群臣卒爾多死。時人云。豐浦大臣靈魂之所爲也云々。于時大舍人并諸近侍病死。とありて。これを入鹿の祟なりと云るは。佛者の説なり。此時のは全く神の御祟なるものをや。

丁巳。航羅始遣王子阿波伎等。貢獻。伊吉連博得書云。辛酉年正月二十五日。還到越州。四月一日。從越州上路東歸。七日。行到檉岸山。明。以八日鷄鳴之時。順西南風。放船大海。々々中途。漂蕩辛苦。九日入夜。僅到航羅之島。便即招慰。島人王子阿波岐等九人。同載客船。擬獻帝朝。五月二十三日。奉進朝倉之朝。航羅入朝。始於

此時ニ又爲ニ智興カトモ倭人。東漢東直足島ヨコサ所レ讒コサ使人等。不蒙ニ寵命ニ使人等。怨徹トホリ于上天之神ニ。震ニ死シ。足島ノ時人稱曰テ。大倭天報之ニ近シ。

丁巳は二十三日なり。○耽羅は。百濟屬島なり。繼體紀に云へり。○辛酉年は今歲なり。○越州は。前に餘姚縣とあるあたりなり。今の紹興府なり。○樞岸山明。この山詳ならねど。今舟山と云る地つゞきの島あり。唐時には象山と云り。それなるへし。さて釋紀に。私記曰。明讀爲レ南とありて。本にもミナミと訓り。さることなれども。京極本には明を陽に作る。其方是なるへし。然るに薩摩本中臣本に云。明下有ニ旦字一とあり。さらば此字は下に付きて。明旦と讀へし。されどなほ本のまゝにてあるへし。

さて今地圖を見るに。其象山と云る東にあたりて。また大なる島あり。其あたりなるへし。樞字のこと。梅園日記に。樞字の音はアイにて。突音チャウなれども。聖字の突音シャウと。非訓みし。樞字の條に。樞字の音はアイにて。突音チャウなれども。聖字の突音シャウと。非訓みし。樞字の條に。樞字の音はアイにて。突音チャウなれども。聖字の突音シャウと。非訓みし。○入夜。秘閣本薩摩本に。入を八に作る。さて上に云る舟山象山とあるは。樞と音近し。○便即。水戸本に便を使とあり。○東漢東直。本に東を草とあり。通證に。今按草疑當レ作レ東。即掬直とあるはさる言なれば。今改めつ。さて上文に。

西漢火麻呂。枉讒ニ我客一とあるは差へれど。今いつれともわきかたし。○徹。本に徹に誤れり。今薩摩本中臣本ともに據て改む。○天報之近。按に。扶桑略記。又其餘の書ともに。菅公の靈。霹靂神火と爲りて。惡人を震死せしめたることなど致へし。起世經注曰。有ニ罪惡一多者。霹靂而死。見レ受レ報也。ともあり。さてこの時人は。外國人の目あたり。其靈を見て云ることなるへけれど。神驗と云へは。皇國にのみあるものと。おもひて云るにや。

六月。伊勢王薨。秋七月甲午朔丁巳。天皇崩于朝倉宮。八月甲子朔。皇太子奉ニ從ニ天皇喪一。還至ニ磐瀨宮一。是夕。於朝倉山上。有レ鬼著ニ大笠一。臨視喪儀。衆皆嗟怪。

伊勢王。詳ならず。○丁巳。二十四日なり。○崩于朝倉宮。大日本史崩下云。本書享年闕。水鏡。神皇正統記。一代要記。皇胤紹運錄。皇年代略記。並曰六十八。とあり。略記云。天皇崩。山陵朝倉山。又云。陵高三丈。方五町。とあるは。朝倉山に殯斂したてまつれるなり。まことの御陵にはあらず。さて此時の事を。三善清行意見封事に。臣去寛平五年。任ニ備中介一。彼國下道郡。有ニ邇磨鄉一。爰見ニ彼國風土記一。皇極天皇六年。大唐將軍蘇定方。率ニ新羅軍一。百濟。百濟遣レ使レ乞レ救。天皇行ニ幸筑紫一。將レ出ニ救兵一。時天智天皇爲ニ皇太子一。攝レ政。從行宿ニ下道郡一。一郷戸邑甚盛。天皇下レ詔。試徵ニ此郷軍士一。即得ニ勝兵二萬人一。天皇大悅。名ニ此邑一曰ニ二萬郷一。後改曰ニ邇磨一。其後天皇崩ニ於筑紫行宮一。終不レ遣ニ此兵一。とあり。○奉從。本に従を徒に作る。小寺本集解には。徒に作る。これは私に改したるへし。今薩摩本中臣本釋紀。一本に據て改めつ。○還至。薩摩本中臣本に。還を遷に作れり。是より前七月に。皇太子長津宮に遷。居すよし。天智紀に見ゆ。朝倉宮より軍政を聞しめすか爲に。遷りませるなり。さて九月もそこに坐々しこと見えたり。○有鬼云々喪儀は。殯斂の御装を臨視せ

しなるへし。さて此鬼は。朝倉神の御所爲にて。先に社木を伐し時の。神の怒の。未解け給はぬより。假に姿を現して出給へるものと見えたり。

冬十月癸亥朔己巳。天皇之喪。歸就于海。於是皇太子泊於一所。哀慕
天皇。乃口號曰。枳瀾我梅能。姑哀之枳舸羅備。婆底底威底。舸矩野姑悲
武謀。枳瀾我梅弘報梨。乙酉。天皇之喪。還泊于難波。

己巳は七日なり。○泊於一所。皇太子の御船は。天皇の御喪船とは。故ありて異處に泊し給ひしなり。
そは天智紀に。九月皇太子御長津宮とあれば。其時の事なるへし。○口號曰。守部云。此御歌は。天
皇崩坐けるをり。離りておはしけるを歎きて。よませ給ふなりと云り。さらば此御歌は。此より前に。
天皇の大御病を遙に聞かして。よみ給ひけるとしたるなり。○枳瀾我梅能。君之目之なり。守部云。目
とは逢見奉る事を云。萬葉にも。妹之目欲など多くよみたり。今世に目見といふ目もこれなり。さて
天皇は既に崩坐して。現世には坐々ねとも。なほ其御喪船をさして。君之目とよみ坐しとなり。○姑哀
之枳舸羅備。戀隨爾なり。姑哀之枳は。萬葉に。毛々等利能。己惠能己保志枳。また故保斯苦阿利家武。
麻都良佐欲比賣。などあり。比哀通し云るなり。守部云。舸羅は。此は萬葉に。隨また隨意を。なからと
も。また萬仁とも訓る。其なからの略にて。中古歌に。物なからを物からとよめる類なり。されは。

此は戀しき故にと云にはあらず。混すへからすと云り。解にも。しか。○婆底底威底は。本に婆を婆に訛れ

り。今中臣本通證引一本釋紀等に據て改。解云。泊而居而なり。前文に。歸就于海。泊於一所。とある
是なり。と云り。守部云。混而居而なり。皇太子の。天皇の御座極廣庭宮を罷て。己命の木丸殿に。座しける間に。崩坐しを詔ふなり。

行囊抄云。齊明天皇の朝倉宮は。上。座にて。今も其故地を宮野と云。橋村も其處に在り。又木丸殿は。下座に
在て。其間四里許隔てたり。と云り。是と合せて。右の意を知へし。然るに。私記に泊。船居。於海浦。と云る。諸抄皆隨ひたるは。理違へり。
彼前文に。歸就于海。泊於一所。とあるは。天皇既に崩坐して。其喪船を彼處の海に迎へ給ふ時の事にこそあれ。と云れたるは。強言なる

し。○舸矩野姑悲武謀。如此哉將戀もなり。天皇の御喪船とは離り坐て。其處に坐とは聞食なからに。
得ざるまじき御事ともありて。まみえまゐらせす。かくやも戀奉ることかなと。いたく歎き給ふ御歌
なり。謀は。即其歎息の聲なりと云り。守部は此御句を解て。彼離居坐て。御臨終にも達せ給はざりしを。痛く後悔して
詔ふ詞なり。一首の意は。朝夕君に見えま欲しと思ひながら。救軍の事多きま
に。此木丸殿に離り居て。今さら如此哉も。戀奉る事か。かへすくも。○枳瀾我梅弘報梨は。欲君之目にて。上の句を
君を戀奉りながら。と詔ふなりと云り。いかゞあらむ。なほよく考へし。○枳瀾我梅弘報梨は。欲君之目にて。上の句を
打かへし給へるに。其かへすくも。御母を戀奉る御心見えて。いとあはれなる御歌なり。○乙酉は二
十三日なり。○泊于難波。薩摩本に泊を至に作れり。

十一月壬辰朔戊戌。以天皇喪。殯于飛鳥川原。自此發哀。至于九日。本
世記云。十一月。福信。所獲唐人續守言等。至于筑紫。或本云。辛酉年。百濟佐平福信。所
獻。唐俘。一百六口。居于近江國聖田。庚申年。既云。福信獻。唐俘。故今存。注其決。焉。

戊戌は七日なり。○飛鳥川原。飛鳥村。川原村隣り。共に既出。さて略記に。改葬大和國高市郡越智大

握間山陵。十一月とあるは。即ち此時の殯歛處なり。○注日本世記。京極本に。記を紀とあるは誤なり。○續守言。天智紀及釋紀に。續を續とあり。此二字古く通じ用たり。○梨田。倭名抄。近江國栗本郡治田發多とあり。○庚申年は六年なり。○其決。決は缺の誤字なるへし。これは日本世記に依て。史の缺を補ひ注したり。とあるへし。

日本書紀卷第二十六 終

薩摩本に終字なし。

日本書紀通釋卷之六十一

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第二十七

天命開別天皇 天智天皇

天皇初葛城皇子と稱す。一御名中大兄。又開別皇子とも申せりしこと。前紀に見えたり。開別と申す御名は。開と申すが本よりの御名にて。別は美稱なり。大安寺緣起に。爾時近江宮御宇天皇奏久。開伊。鬢。墨刺乎刺。肩。負。鋸。腰刺。斧。奉。為。奏支。とあるにて知へし。さて天命二字は。天下知看し。上にて。冠らしめたる御名と聞えたり。集解云。按天皇恭遜。待レ時而登レ天位。如レ有レ命所。開故。以爲レ論。とあり。此說に依らば。天命二字は後の御謚にもあるべし。さて又扶桑略記に。此天皇を田原天皇と號すともあり。○天智と申す字は。韓非子解老篇に。寄於天聰。以聽。託於天智。以思慮。とあり。

天命開別天皇。息長足日廣額天皇太子也。母曰天豐財重日足姬天皇。天豐財重日足姬天皇四年。讓位於天萬豐日天皇。立天皇爲皇太子。

天智天皇紀

天萬豐日天皇后五年十月崩。明年皇祖母尊即天皇位。七年七月丁巳崩。皇太子素服稱制。是月蘇將軍與突厥王子契苾加力等。水陸二路。至于高麗城下。皇太子遷居于長津宮。稍聽水表之軍政。

息長足日廣額天太子。舒明紀云。立寶皇女。爲皇后。生二男一女。一曰葛城皇子。註に。近江大津宮御宇天皇とあり。略記に舒明天皇第二子とあり。○爲皇太子。天皇の皇太子と爲まじし事。已に舒明紀皇極紀。また革曆勘文等に見えて。既に上に云り。○後五年のことも。既に齊明皇極紀に云り。○丁巳。二十四日なり。○素服のこと。既に仁德紀に云り。類史。桓武天皇延暦八年十二月。皇太后崩。天皇服錫紵。二十五年三月辛巳天皇崩。上着服。服用遠江貫布。頭巾用皂。厚絹。百官初素服。令義解。錫紵者細布。即用淺墨染也。なごあり。○稱制。中原師香皇代紀に。天皇辛酉七月受禪。元年壬戌即位。この稱制を受禪と書されたるなるへけれと非なり。○蘇將軍は。蘇定方なり。通鑑に。唐高宗龍朔元年。蘇定方征高麗。當此歲。ごあり。唐書蘇定方傳云。爲遼東行軍大總管。俄徙平壤道。破高麗之衆於湏江。遂圍平壤。會大雪。解圍還。ごあり。○突厥。通鑑云。韻會。突厥世居金山。工於鐵作。金山狀如兜鍪。俗呼兜鍪爲突厥。因爲國號。通鑑注。秦漢曰匈奴。唐曰突厥。即今韃靼。ごあり。隋書突厥傳に。匈奴之別種也。ごあり。姓阿史那氏。又北史等にも見えたり。今トルキスタムと云國なり。但し國都は異なりと云り。○契苾加力。唐書契苾加

力傳云。鐵勒可汗之孫也。顯慶中。爲湏江軍行軍大總管。與蘇定方及劉伯英。伐高麗。不克。龍朔初。復拜遼東道行軍大總管。率諸蕃二十五軍進討。次鴨綠水。高宗紀云。龍朔元年庚辰。任雅相。爲湏江道行軍總管。契苾何力爲遼東道行軍總管。蘇定方爲平壤道行軍總管。蕭嗣業爲扶餘道行軍總管。右驍衛將軍。程名振爲鏐方道行軍總管。左驍衛將軍。隨孝恭爲沃沮道行軍總管。率二十五軍。以伐高麗。なごあり。さて契苾は姓なり。○高麗城下。東國通鑑云。高句麗寶藏王二十年秋八月。蘇定方破高句麗軍於湏江。遂圍平壤城。ごあり。これ即高麗城下なり。○遷居于長津宮。本に子を子に誤れり。今諸本に據て訂す。考本には乎に作れり。長津宮は前紀に出。○稍聽水表之軍政。大織冠傳に。稍を猶に作る。中臣本に稱に作る。また大織冠傳に。水を海に作れり。さて同傳に。此文に繼て云く。時謂侍臣曰。傳聞。大唐有魏徵。高麗有蓋金。百濟有善仲。新羅有庚淳。各守一方。名振萬里。此皆當土俊傑。智略過人。以此數子。比朕內臣。當出跨下。何得抗衡。と云事あり。

八月遣前將軍大華下阿曇比羅夫連。小華下河邊百枝臣等。後將軍大華下阿倍引田比羅夫臣。大山上物部連熊。大山上守君大石等。救於百濟。仍送兵仗五穀。或本續此末云。別使大山下狹井連檳榔。小山下秦造田來津。守護百濟。

前將軍後將軍は。前隊後隊の將軍なり。前は前軍の義なり。前任の前に非す。○河邊百枝臣。天武紀六年に。爲民部卿とあり。○守君大石等。前紀に流守君大石於上毛野國とあり。其後赦されて歸りしなり。○救於百濟。扶桑略記に。遣一萬七千人とあり。○兵仗。本に仗を杖に誤れり。今改む。○注狹井連。狹井は大和國城上郡の地名なり。姓氏錄左京神別。佐爲連。饒速日命六世孫。伊香我色乎命之後也。山城。佐爲宿禰同上。佐爲連。同八世孫物部牟伎利足尼之後也。大和。佐爲連。神饒速日命十世孫。伊已止足尼之後也。とあり。但し天孫本紀に據に。物部五十琴宿禰は。贈昨宿禰の子にて。饒速日命には九世孫なり。麥入宿禰は。五十琴宿禰の子にて。饒速日命十世孫なり。されど伊香我色乎命の後とあるはたかはず。さて天孫本紀には。麥入宿禰連の弟に。物部石持連公。佐爲連等祖。また麥入宿禰子十一世。物部御辭連公。佐爲連等祖。ともあり。天武十三年十二月。狹井連賜姓曰宿禰とあり。

九月。皇太子御長津宮。以織冠授於百濟王子豐璋。復以多臣蔣敷之妹妻之焉。乃遣大山下狹井連檳榔。小山下秦造田來津。率軍五千餘人。衛送於本郷。於是豐璋入國之時。福信迎來。稽首奉國朝政。皆悉委焉。十二月。高麗言。惟十一月。於高麗國寒極。沮凍。故唐軍雲車衝。鼓鉦吼然。高麗士卒膽勇雄壯。故更取唐一壘。唯有二塞。亦備夜取。

之計。唐兵抱膝而哭。銳鈍力竭。而不能拔。噬臍之耻。非此而何。釋道顯云。

言春秋智之志。正起于高麗。而先擊百濟。百濟近侵甚苦。故爾也。

織冠。大化三年制。十三階の内第一二階を云。○五千餘人。本に人字を脱せり。今考本に據る。○豐璋入國。東國通鑑云。唐龍朔元年春正月。百濟宗室福信等。立故王子扶餘豐爲王。豐嘗質於倭。福信起兵。與浮屠道琛。據周留城。迎立之。西北部皆應。引兵圍劉仁願於熊津城。とあり。○高麗言。本に麗字を脱せり。今中臣本及通證引一本に據。○寒極沮凍。漢地理志曰。沮水出遼東塞外西。南至樂浪縣。西入海。明一統志曰。沮水在朝鮮國平壤城東。一名大通河。中有朝天石。唐蘇定方破兵于沮水。即是。唐書蘇定方傳曰。破高麗之衆於沮江。奪馬邑爲營。遂圍平壤。會大雪。解圍。とある。此時の事なり。今大同江と云。輿地勝覽。大同江。注史記漢興修遼東古塞。至沮水爲界云。本國自有沮水。而今案所知的者。則大同江也。○雲車。後漢光武紀に。雲車十餘丈。注雲車即樓車。稱雲言其高也。升之以望敵。猶墨子云。公輸般爲雲梯之械。とあり。○衝輜。本に輜を棚に作る。今中臣本釋紀及本書傍注に據る。通證云。今按當訓。都伎俱留末。中臣本の訓にフキクルマとあり。釋紀の訓には。フククルマとあり。廣韻。棚音輜。漢書叙傳。衝輜閑々。後光武紀。衝輜撞城。注許慎云。輜。樓車也。卓氏藻林。衝衝車也。棚有樓車。以之撞城。とある義なり。本に棚をコシキとよめり。和名鈔。穀輜所湊也。漢語抄云。車乃古之岐。俗云筒。とあるは。和訓栞に腰木の義なりと云り。されど猶前の訓によるへし。○銳鈍力竭云々。

此時の事を東國通鑑にも。唐龍朔二年秋八月。蘇定方破高句麗軍於湏江。奪馬邑山。又云。會風雪寒
互。人馬疲憊凍死。とあり。蘇定方傳を引て云るもおなじ。○注釋道顯云。日本世記の文なるへし。○春秋
智。本に智字を脱せり。今考本に據る。上に金春秋とある人なり。○先擊百濟。本に擊を聲に作る。今
中臣本に據。○苦急。考本に苦を告に作れり。按に此文意得かたきを。つうく考るに。はじめ春秋智。
高麗百濟のしは。自國を攻るを苦しみて。高麗に使を遣りて和を謀りしに。高麗にて其請を聞かさ
りしかは。齊明紀高麗沙。それを春秋智か。心に痛く憤りしより。まつ高麗を先に伐んど。豫ては定めし
かとも。高麗は途遠きか故に。まつ百濟を擊しとなるへし。されど百濟近侵甚苦急故爾也と云る文。
聊意得かたし。

是歲。播磨國司守岸田臣麻呂等。獻寶劍。言於狹夜郡人禾田穴内
獲焉。又日本救高麗軍將等。泊于百濟加巴利濱。而然火焉。灰變爲
孔。有細響。如鳴鏑。或曰。高麗百濟終亡之徵乎。

國司守。本に守字を脱せり。今考本に據。○岸田臣麻呂。孝德紀二年に。漕田に作れり。本に麻呂を磨
一字に作る。今諸本に據。○狹夜郡。和名鈔。播磨國佐用郡佐與。風土記に讀容に作り。然名けたる由を
も記せり。○日本救高麗軍將。前に見えず。高麗にて急を告て。軍を乞へること。元年に見えたれば。

これは次年の事なるへし。○加巴利濱。詳ならず。○有細響。或人云。積たる灰の。自ら穴を作りたる状
をなせるにやと云り。

元年壬戌
元年春正月辛卯朔丁巳。賜百濟佐平鬼室福信。矢十萬隻。絲五百斤。綿
一千斤。布一千端。韋一千張。稻種三千斛。三月庚寅朔癸巳。賜百濟王布
三百端。

元年春正月。扶桑略記及平氏傳曆に。元年壬戌正月三日即位。中原御書皇代記亦同。とあり。年代記云。天皇諒闇至
孝。而不稱即位。とあり。○丁巳。二十七日なり。○十萬隻。本に隻を侯に誤る。中臣本及釋紀に據。○稻
種三千斛。略記に引るに三字なし。○同書に。壬戌年正月。蘇我宿禰武羅自任右大臣。とあり。三年下に
注す。○癸巳。四日なり。

是月。唐人新羅人。伐高麗。々々乞救國家。仍遣軍將。據䟽留城。由是
唐人不得略其南堺。新羅不獲輸其西壘。夏四月。鼠產於馬尾。釋道
顯占曰。北國之人。將附南國。蓋高麗破而屬日本乎。

䟽留城。詳ならず。高麗の西南の境と見えたり。集解云。齊明天皇六年紀所謂。怒受利山。即周留城也。

とあるは。いかゞ。怒受利山は。百濟の東境とあれば。もとより異處なり○其南界は。高麗の南界なり。西壘も高麗の西壘なり○不獲輪。釋私記曰。輪可讀於止須。案穀梁傳。輪者墜也。とあり。されど考本に。一本輪とあり。然るへし。舊訓にイヅルと訓るも合へり。出入の出の義なり。これを私記に。案輪者輪之意なりと

て。云れたる説は。輪の字に附ての説なれば。よからず。東國通鑑云。唐龍朔二年。新羅文武王二年春正月。新羅王遣金庾信。金仁問等九將軍。與留鎮劉仁願。率兵數萬。以車二千餘兩。載米四千石。租二萬二千餘石。赴平壤。至風樹村。氷滑道險。車不得行。并駄牛馬。至七重河。人皆懼。涉不敢先。庾信先濟。諸軍繼之。入麗境。至蒜壤。人皆困乏。とある。此時の事なり○北國之人將附南國。鼠は子にして北方なり。馬は午にして南方なり。故如此占へるなり。集解に。源平盛衰記。仁安二年事を引て曰。鼠一夜巢於馬尾。而產子。相國大驚。使陰陽頭安倍泰親占之。曰。重慎也。退語于人曰。平家滅亡之兆。近則相國薨。遠則平氏亡。夫子北方。午南方。鼠不得犯馬。於鼠既巢于其尾。是下陵尅上。然則敵起于北。入於南。平氏奔出都外之兆。と云事を載せたり。いとよく似たる占なり。

五月。大將軍大錦中阿曇比羅夫連等。率船師一百七十艘。送豐璋等百濟國。宣勅以豐璋使繼其位。又予金策於福信。而撫其背。褒賜爵祿。于時豐璋等與福信稽首受勅。衆爲流涕。六月己未朔丙戌。百濟

遣達率萬智等進調獻物。

五月の上。本に夏字あるは衍なり。今考本中臣本に依る○大錦中。京極本考本一本に。中を下に作れり。按に大小錦冠は。孝徳天皇三年に始て定むる所にして。同五年に。大華上下に改め定められたり。されは上文の署する所によるに。こゝの大錦中は。大華下に作るべきなり○以豐璋。本に璋の下に等字あるは衍なり。今考本に依て削る○丙戌は二十八日なり。

冬十二月丙戌朔。百濟王豐璋。其臣佐平福信等。與狹井連。名朴市田來津。議曰。此州柔者。遠隔田畝。土地磽确。非農桑之地。是拒戰之場。此焉久處。民可飢饉。今可遷於避城。々々者。西北帶以古連旦涇之水。東南據深渥巨堰之防。繚以周田。決渠降雨。華實之毛。則三韓之上腴焉。衣食之源。則二儀之隩區矣。雖曰地卑。豈不遷歟。於是朴市田來津。獨進而諫曰。避城與敵所在之間。一夜可行。相近茲甚。若有不虞。其悔難及者矣。夫飢者後也。亡者先也。今敵所以不妄來者。州柔設置

山險盡爲防禦。山峻高而谿隘。守易而攻難之故也。若處卑地。何以固居而不搖動。及今日乎。遂不聽諫。而都避城。是歲爲救百濟。修繕兵甲。備具船舶。儲設軍糧。是年也太歲壬戌。

百濟王。王字本に脱せり。今中臣本考本信友校本に據。下文にも王字あればなり。○狹井連。本に井を并に誤れり。今正せり。さて此關名を。前文には檳榔とあり。○朴市田來津。上文に秦造に作れり。○州柔。東國通鑑には。周留城とあり。州柔周留同韻通す。唐書百濟傳に。從子福信據周留城。反とあり。○磽确は。後漢書注に。瘠薄之地とあり。○避城。中臣本信友校本に。避を辟に作れり。文献備考。全羅道。碧骨郡。辟城縣。本辟骨。今金堤郡。百濟時號辟骨。辟碧音同。疑是。○西北帶以古速且涇之水は。詳ならされど。按に右の金堤郡なる辟骨を以。避城と定めて。其地理を考ふるに。これも備考に。金堤碧骨堤。一名金堤。在南十五里。母嶽象頭山之水。皆會於此。三國時開創。新羅元聖王時增築。高麗顯宗仁宗再修國中大堤。此與古阜郡訥堤益山郡黃登堤。通稱爲三湖。忠清全羅之稱湖西湖南以北と云る。もしくは古速且涇の水と云るにやあらん。○二儀之隕區。二儀は天地なり。隕區神武紀に隕區と訓り。正字通に隕隕通とあり。本訓クムシヲ。秘閣本にクムシラとあり。新撰字鏡にも。隕藏也。久牟志良と注せれば。其方なるへし。されと言義詳ならず。○地卑。次に卑地をミシカキトコロとよめるに同じ。卑

地は低所を云。榮花物語に。この山の頂を平らけさせ給ひて。高き所をはけつり。みしかき所をおきなとせさせ給ひて。とあり。孝徳紀に高下。大被詞に短山などあり。○亡者。本に亡を己に誤れり。今正せり。○谿隘。本に隘を溢に誤る。今正せり。○守易而。本に易を脱す。今考本集解本に據る。○固居而。本に固を國に作る。釋紀に因に作る。今中臣本に因る。○是年也。本也字を脱して。戌字の下に在り。今考本に依る。○壬戌。年代記を考るに。唐高宗龍朔二年にあたり。

二年癸亥

二年春二月乙酉朔丙戌。百濟遣達率金受等。進調。新羅人燒燔百濟南畔四州。并取安德等要地。於是避城去。賊近。故勢不能居。乃還居於州柔。如田來津之所。計是月。佐平福信。上送唐俘續守言等。二月。遣前將軍上毛野君稚子。間人連大蓋。中將軍巨勢。神前臣譯語。三輪君根麻呂。後將軍阿倍引田臣比羅夫。大宅臣鎌柄。率二萬七千人。打新羅。

内戌は二日なり。○達率。本に率字を脱せり。今中臣本考本釋紀に據る。○安德。東國通鑑。德安に作る。本は倒せるならん。さて德安は。文献備考忠清道に。高句麗德近郡。新羅德殷郡。高麗德恩郡。今恩津縣。とあり。通鑑云。唐龍朔二年。新羅文武王二年春二月。新羅欽純天存。領兵取百濟居州城。斬首七百級。

攻_二居督沙平二城。降_レ之。又攻_二德安城。斬首一千七十級。とあるは。去年のこゝを。此年に誤り載せたるなるへし。○間人連。用明紀に出。孝徳紀に中臣間人連とあり。○巨勢神前臣は。巨勢氏の神前に住めるか。姓となりしなるへし。倭名抄近江國神前郡あり。○根麻呂。本に麻字を脱せり。今諸本に據る。○大宅臣。推古紀に出。○打新羅。考校本及扶桑略記。打を伐に作る。

夏五月癸丑朔。犬上君名闕馳告_二兵事於高麗。而還見_二糺解於石城。糺解仍語_二福信之罪。六月。前將軍上毛野君稚子等。取_二新羅沙鼻岐。奴江二城。百濟王豐璋。嫌_二福信有_二謀反心。以_レ革穿_レ掌而縛。時難_二自決。不知_二所爲。乃問_二諸臣曰。福信之罪既如此焉。可_レ斬以不。於是達率徳執得曰。此惡逆人。不_レ合_二放捨。福信即唾_二於執得曰。腐狗癡奴。王勒_二健兒。斬而醢首。

犬上君。本に君字を脱せり。今中臣本に據る。○糺解。前紀に百濟王子糺解とあり。○稚子。秘閣本に子字なし。○沙鼻岐。奴江二城。サヒキ。スエと訓へし。沙鼻岐は。文献備考新羅に。三岐縣本三支縣一云麻枝とある。三岐なるへし。後に高麗にて三岐縣顯宗入と云。本朝入_二三嘉。在_二北五十里。とあり。それなるへし。

奴江は詳ならず。これを沙鼻。岐奴江と訓るもあれど。沙鼻は百濟に近き地にあらず。叶ひかたし。○福信有謀反心。東國通鑑云。福信專權。與_レ豐濩相猜。謀_レ殺_レ豐。々帥_二親信。掩斬_レ之。遣_二使高勾麗倭國。乞_レ師以拒_二唐兵。唐書劉仁軌傳云。扶餘豐猜貳。表合內携。勢不_レ支_レ久云々。などあり。○可斬以不。本に可を所に作る。今中臣本に據る。本に以字なし。中臣本に據る。○醢首。倭名抄醢。之之比之保。肉醬也。とあり。かゝる殘忍なる刑は。此國に於ては。希有くもあらねど。此時の形勢をつらく按るに。唐書に扶餘豐猜貳とあるか如く。漸福信を猜忌する心そありけん。そこへ附込て。彼姦猾なる新羅より。離間の謀を行ひしものと見えたり。この事は。東國通鑑又唐書などには見えねど。續紀天平神護二年。百濟王敬福か傳に。福信剋_二復社稷。遠迎_二豐璋。々々以_レ禮殺_二福信。とあるにて明らかし。百濟再興の元勳を斬り。己れも遂に亡ひたりしは。まことに可惜しき事なりかし。

秋八月壬午朔甲午。新羅以_二百濟王斬_二己良將。謀_レ直入_レ國先取_二州柔。於是百濟知_二賊所_レ計。謂_二諸將曰。今聞_二大日本國之救將廬原君臣。率_二健兒萬餘。正當_二越_レ海而至。願_二諸將軍等。應_二預圖_レ之。我欲_二自往_レ待_二饗_二白村。戊戌。賊將至於州柔。繞_二其王城。大唐軍將。率_二戰船一百七十艘。陣_二烈於白

村江。戊申。日本船師初至者。與大唐船師合戰。日本不利而退。大唐堅陣而守。己酉。日本諸將與百濟王不觀氣象而相謂之曰。我等爭先。彼應自退。更率日本亂伍中軍之卒。進打大唐軍。大唐便自左右夾船。繞戰。須臾之際。官軍敗績。赴水溺死者衆。艦舳不得廻旋。朴市田來津。仰天而誓。切齒而嗔。殺數十人。於焉戰死。是時。百濟王豐璋與數人乘船。逃去高麗。

甲午は十二日なり。○盧原君臣。君は姓。臣は名なり。姓氏錄右京皇別。盧原公。笠朝臣同祖。稚武彥命之後也。孫吉備建彥命。景行天皇御世。被遣東方。伐毛人及凶鬼神。到于阿倍盧原國。復命之日。以盧原國給之。國造本紀。盧原國造。志賀高穴穗朝代。以池田坂井君祖。吉備武彥命兒。意加部彥命。定賜國造。とあり。倭名抄駿河國盧原郡是なり。氏人は。續後紀四。右京人遺唐譯語盧原公有守。及兄栢守等。賜姓朝臣。とあり。按に紀に五百原君を。日子刺肩別命之後と爲は。諸書と合はず。日子刺肩別命は。稚武彥命の御兄なり。○待饜白村。本に待を時に作る。今活字本中臣本に據る。次白村江とあり。唐書東國通鑑に。白江口とあり。又白沙とも云。さて其は何れの地と考ふるに。文献備考。忠清道舒川

縣泊浦。在東十里。源出夫蘇山。南流入于西海。とある泊浦の下流なるへくおほゆ。今舒山浦と云。次に引通鑑唐紀の文に據るに。海水皆赤とあるにても。西海に出づる處なるへければ。地理よく叶へり。さて其江口より潮れば。熊津までも通すること。自熊津入白江とあるにも叶へり。○戊戌。十七日なり。○繞其王城。繞を秘閣本に統に作るは誤りなるへし。唐書に。周留城賊巢穴。群凶聚焉。若克之。諸城自下。於是仁師仁願。及法敏。帥陸軍以進。とあり。王城は即周留城なり。○陣烈。京極本集解本に。烈を列とあり。通して書り。○戊申。二十七日なり。○師初至者。本に初師至とあり。今考本中臣本に依る。○己酉。二十八日なり。○亂伍。本に伍を倍に誤る。今諸本に據て訂す。○打大唐軍。中臣本に打を伐に作る。さて中臣本に。唐軍の間に。堅陣之の三字あり。○之際。本に際を除に作る。今秘閣本中臣本釋紀等に據る。○官軍敗績云々。通鑑唐紀。龍朔三年九月戊午。熊津道行軍總管右威衛將軍孫仁師等。破百濟餘衆。及倭兵於白江。拔其周留城。初劉仁願劉仁軌。既克真峴城。詔孫仁師。將兵浮海助之。百濟王豐。南引倭人。以拒唐兵。仁師與仁願仁軌。合兵勢大振。諸將以加林城水陸之衝。欲先攻之。仁軌曰。加林險固。急攻則傷士卒。緩之則曠日持久。周留城虜之巢穴。群凶所聚。除惡務本。宜先攻之。若克周留。諸城自下。於是仁師仁願。與新羅王法敏。將陸軍以進。仁軌與別將杜爽扶餘隆。將水軍及糧船。自熊津入白江。以會陸軍。同趣周留城。遇倭兵於白江口。四戰皆捷。焚其舟四百艘。烟炎灼天。海水皆赤。百濟王豐。脫身奔高麗云々。とあり。東國通鑑にも。此時の

事を記して。唐咸亨二年。新羅文武王十一年。王報書。其略曰。至龍朔三年。總管孫仁師。領兵來救。府城。我兵亦發。同至周留城下。時倭人來助百濟。兵船千艘。泊于白沙。百濟精騎陣于岸上。我以驍騎先破岸陣。周留失膽。遂即降下。南方已定。とあり。○逃去高麗。通鑑唐紀に。百濟王豐。脱身奔高麗。王子忠勝忠志等。帥衆降。百濟盡平云々。唐書に。扶餘豐脱身。奪其寶劍。などあり。

九月辛亥朔丁巳。百濟州柔城。始降於唐。是時國人相謂之曰。州柔降矣。事無奈何。百濟之名絕于今日。丘墓之所。豈能復往。但可往於氏禮城。會日本軍將等。相謀事機。所要。遂教本在枕服岐城之妻子等。令知去國之心。辛酉。發途於牟氏。癸亥。至氏禮。甲戌。日本船師。及佐平余自信。達率木素貴子。谷那晋首。憶禮福留。并國民等。至於氏禮城。明日發船。始向日本。

丁巳は七日なり。○始降於唐。東國通鑑に。豆陵尹周留等城皆下。唐書に。王子扶餘忠勝忠志等。率其衆。與倭人降。とあり。○丘墓之所。萬葉集に。吾妹子之奥柳。また菟名日處女乃奥城。などあり。言義は奥津城にて。奥まりたる處に。一搦への城をなせる義なり。○氏禮。詳ならず。○事機は。萬葉に事計。とあり。

た言量ともあり。○枕服岐城。詳ならず。○辛酉。十一日なり。○牟氏。詳ならず。本に氏を互に作る。今諸本に據る。○癸亥。十三日なり。○甲戌。二十四日なり。○余自信。既出。通鑑唐紀。上のつゞきに。百濟盡平。唯別帥遲受信。據任存城。不下。とあり。姓氏錄右京諸蕃。高野造。百濟國人佐平余自信之後。とあり。續紀に。桓武天皇外祖父。高野朝臣乙嗣とあるは。此裔なり。外戚なるを以て。朝臣を賜へるなるへし。○木素貴子。此人下文に。関兵法とあり。姓氏錄諸蕃。飛鳥部。百濟國人木吉志之後也。とあり。吉一本古林連。百濟國人木貴公之後也。林史は林連同祖とあり。木吉志木貴公のうち。一の誤あるへし。恐らくは木素貴子なるへし。持統紀に。木素丁武と云ふ人あり。○谷那晋首。此人も下文に関兵法とあり。神功紀に。有水源。出自谷那鐵山。とあり。聖武紀に。賜谷那庚受難波連。とあり。姓氏錄諸蕃高麗に。難波連。高麗國好太王之後也。とあり。此文を。松下見林云。東國通鑑に據に。好富。さらはもとは高麗人なるか。百濟に貫せるなるへし。○憶禮福留。此人も関兵法とあり。姓氏錄諸蕃。石野連。百濟國人近速古王孫。憶賴福留之後也。とあり。廢帝紀に。憶賴子老等四十人。賜石野連。とあり。さて余自信以下四人。下文十年紀に見えたり。○向日本。右の四人向日本。とはあれども。唐書劉仁軌傳には。獨曾帥遲受信。據任存城。未下。仁軌使首領沙吒相如。墨齒常之。俾取任存。自効。即給鎧仗糧糒。拔其城。遲受信委妻子。奔高麗。百濟餘黨悉平。とあるによれば。余自信は高麗に向へるなり。さて後に皇國には來れるか。詳ならず。

三年春二月己卯朔丁亥。天皇命大皇弟宣增換冠位階名及氏上民部家部等事。

丁亥九日なり。○天皇。通證に。据上下例。當作皇太子。とあり。按に本紀中。下文七年即位に至るまで。天皇と書るものなし。こゝは取はつして書るものと見えたり。通證の説さもあるへし。○大皇弟。類史には大を太に作れり。さて皇太弟又太弟とも稱るは。儲位にましますか故なり。此は天武天皇と申す。按に此時天智天皇。まことは未だ位に即給はず。猶皇太子と申せるか故に。天武天皇を皇太弟とは申せるなり。大日本史云。本書例。大凡立皇太子。必再書。於前紀。書曰。某年立某皇子。爲皇太子。至嗣帝紀。書曰。某天皇某年立爲皇太子。特至天智紀。不書立皇太子。至天武紀。始曰。天命開別天皇元年。立爲東宮。既與前後書例異。且其書大皇弟東宮大皇弟者。名稱書法亦不明白。と云り。さる論なり。さてこの大皇弟を。皇太弟と書るものあるにつきて。信友か。據上下例。大皇弟當作皇太弟。と云れたれど。本紀には大方大皇弟とあれば。しか定めかたし。但し大織冠傳の稿本には。本紀の如く大弟に作れり。されはしか。大皇弟とあるを。元覽本には。遺く皇書るもありしなるへし。さて大皇弟にまして。御政事を興り聞看し事は。此を始めて。つき／＼に見えたるにて明らけきを。なほ其證は。大織冠傳に云。十四年。此十四年は。白鳳十四年。癸亥にて。即此前年なり。皇太子延政。契濶早年。情好惟篤。義君臣。禮但師友。出則同車並騎。入則接茵促膝。政尚簡寬。化存仁惠。遂使德被寰中。威懷

海外。是以三韓服事。萬姓安寧。故高麗王贈內公書云。惟大臣仁風遠扇。威德遐覃。宣王化於千年。揚芳風於萬里。爲國棟梁。作民船橋。一國之所瞻仰。百姓之所企望。遙聞喜抃。馳慶良深。とある。皇太子攝政とあるにてたしかなり。○冠位階名。本に冠下倍字あり。今中臣本。及一本に家本无。この家本とあるは。下部家本なるへし。とあるに據る。○氏上は。即氏族長なり。天武紀に氏長とあり。文武朝には氏助あり。中古に氏長者と云か如く。其氏上なる家を定めしなり。天武紀に。物部雄君連。忽發病而卒。天皇聞之。大驚云々。賜氏上。續紀四に。正五位下大神朝臣安麻呂。爲氏長。同六に。大倭忌寸五百足。爲氏上。合主三神事云々。同一に。詔甲子年定氏上。時。不所載氏。合被賜姓者。自伊美吉以上。並悉合申。とあり。甲子年は。即今年なれど。此時氏上を定め給ふのみならず。大方の氏姓を定給ひしこと。不所載氏。合被賜姓。とあるにて知られ。合字も續紀一本に今に作りて。よく通れり。○民部のこと。既に云り。○家部は。これをまた私民部とも云り。後世の家人と云かことし。亦家人部とも云。集解に。謂家令。和名抄。肥後國益城郡郷名宅部あり。

其冠有二十六階。大織。小織。大縫。小縫。大紫。小紫。大錦上。大錦中。大錦下。小錦上。小錦中。小錦下。大山上。大山中。大山下。小山上。小山中。小山下。大乙上。大乙中。大乙下。小乙上。小乙中。小乙下。大建。小建。是爲二十

六階^ト焉。改^テ前^ノ華^ヲ曰^ク錦^ト。從^テ錦^ニ至^ル乙^ニ。加^シ六階^ト。又^テ加^シ換^テ前^ノ初^ノ位^ト一階^ト。爲^シ大^ニ建^シ小^ニ建^シ二階^ト。以^テ此^ヲ爲^シ異^ニ餘^ト並^ニ依^テ前^ノ。

大織小織。本に小織二字脱せり。今中臣本考本集解に據る○大織小織。孝德紀に大織小織とあり。いづれも縫物の義にて同じ○從錦至乙加六階。本に六を十に作る。今京極本集解に據る。谷森善臣云。十階の十字は。京極本に六とあるをよろしき。釋紀に引ける私紀に。七に作るへきかと云説あれど。よからず。其故は。從錦至乙の大小錦。大小山。大小乙に。もと上下ありて十二階なりしを。大小錦大小乙の上下階の間に。中と云階を加へて。十八階とし給ひし故に。從錦至乙加六階とは記されたるなり。さて次に立身と云初位。もと一階なりしを。大建小建と改て。二階と爲と見えたるは。是又一階を加へ給ひしにて。大化五年の制十九階なりしを。今二十六階となし給ひしなれば。總計は七階を増加へ給ひしなれども。上文は錦冠より乙冠までの間に。加へ給ひし階数を云へるなれば。六階とあるか正しきなり。釋藤進士の説は。總へてを數へて七に作るへし。と云へるなればよからず。當昔其説の用ゐられさりしは諾なり。と云れたるは。よろしき説なり。考本に。七階に作れるは。釋の説に據て。改めしものと見えたり。されはとりかたし。

其大氏之氏上^ト。賜^シ大刀^ト。小氏之氏上^ト。賜^シ小刀^ト。其伴造等之氏上^ト。賜^シ干楯^ト。

弓矢。亦定^シ其民部家部^ト。

大刀小刀。倭名抄。大刀和名太知。小刀和名加太奈。とあり。加太奈は片^カ及^ヘなり。諸^モ及^ビに對する名なり。萬四に。劔^{ツルギ}太刀。名^ナ惜^シ雲^{クモ}。吾^ガ者^ニ無^シ。十一十二にも。このつゞけあり。萬葉枕詞解云。これは名の枕詞とせるなり。さて那とは。古^コ及^ヘあるものを云しと見えたり。ナと云所由は。藤由にてもやあらん。多知と云も斷の意。又都留岐の岐も。別の意なるを思へ。劔の片及なるものを。カタナと云にて知へし。鋤^{カネ}鉞^ノなど云る如きナも。及^ヘを云なるへし。と云り。さて古語拾遺に。天武天皇御世に。其二曰^ク朝臣^ト。以^テ賜^シ中臣氏^ニ。命^ヲ以^テ大刀^ト。其三曰^ク宿禰^ト。以^テ賜^シ齊部氏^ニ。命^ヲ以^テ小刀^ト。是也。と云事あり。池邊眞樺云。此事疑はし。天智天皇御世に。大氏之氏上賜^シ大刀^ト。小氏之氏上賜^シ小刀^ト。とありて。また此條に加へられたるは。此時にも此事ありしにや。紀には賜とあれば。其氏上の家符に。賜はれる事と聞ゆるを。拾遺には命とあるも違へり。命とあれば。氏上の人刀佩く事と聞ゆ。但し氏上の人のみ。大刀はくへ。其は決めたかたけれど。右の細書に引る如く。此十年また十二年に。氏上を定まよしの事は。何書にも見え。其は決めたかたけれど。右の細書に引る如く。此十年また十二年に。氏上を定られたる事あれば。此時朝臣以上を大氏とし。宿禰以下を小氏として。大刀を給へる事有しか。紀には漏されたるならん。さらすは。十年又十二年の詔の終にあるへきを。其事の無きは。果は漏されたるならん。してられたるなり。然れば命とあるも。たゞ給ふ事には非るにや。さて此刀を給ふ事。後々は見えざる事なるを。ひゞり出雲國造に。幸^{サチ}負^フ物^{モノ}とて。國造に任るる時。金^{ツクリ}裝^ツ横^ツ刀^ノ一口を賜ふ事。臨時祭式に見えたるは。古の制の存れるなり○定民部家部。栗田寛云。按に孝德帝の時。臣連等の部民を。

悉く公民と爲し。是に至りて又民部家部を定給ふは。蓋彼大小家々に隸する。民部家部を。今急に收め難き形勢を見給ひて。姑くこれを寛くし。漸に收めんと思はしなりて。今其制を定め給へるものなり。さて天武紀四年二月に到りて。詔して。甲子年。諸氏被_レ給部曲。自今以後除之。とあるにて見るへし。甲子年は即是としなり。と云り。

三月。以_二百濟王善光王等_一。居于難波。有_レ星殞於京北。是春地震。

善光王。通證云。下王字疑衍。とある。さることなり。此人は百濟義慈王璋の子にて。豊の弟なり。天武紀に。百濟王良虞。代_二百濟王善光_一とあり。良虞は善光の子なり。さて持統紀五年には。余禪廣とあり。禪廣は善光なり。續紀天平神護二年。百濟王敬福薨。其先義慈王。遣_二其子豊璋及禪廣_一入侍。武烈云。遺_二其弟豊及禪廣_一入侍。とあるへきなり。續紀豐璋とせるは誤ならん。舒明紀考合すべし。泊_二後岡本朝廷_一。義慈王兵敗降_レ唐。其臣福信。尅_二復社稷_一。遠迎_二豊璋_一。豊璋以_レ潛殺_二福信_一。唐兵聞_レ之。攻_二三州柔_一。豊璋遁_二于高麗_一。禪廣因不_レ歸_二國_一。藤原朝廷。賜_レ號曰_二百濟王_一。卒贈_二正廣參_一。有_二三子_一とあり。右の續紀によれば。國には歸らざるか如くなれど。一旦歸りて。又此時に來りしにや。略記に。百濟國善光王。入_二本朝_一。居_二住難波_一とあり。さて此事を五月に係たり。○居于難波。倭名抄攝津國百濟郡東部南部西部あり。此人の部曲の裔の。住し地なるへし。

夏五月戊申朔甲子。百濟鎮將劉仁願。遣_二朝散大夫郭務悰等_一。進_二表函與_一

獻物。

甲子は十七日なり。○百濟鎮將劉仁願。唐書劉仁軌傳云。顯慶五年。初蘇定方既平_二百濟_一。留_二郎將劉仁願_一守_二其城_一。故將福信。迎_二故王子扶餘豐_一立_レ之。引_二兵圍_二仁願_一。詔_二仁軌_一爲_レ援。通鑑唐紀云。龍朔三年。國東通鑑は一年の差あり。詔_二劉仁軌_一將_二兵鎮_二百濟_一。召_二孫仁師劉仁願_一還。とあり。顯慶五年は。齊明天皇の七年。龍朔三年は天皇の三年にあたり。鎮將は唐制に。上鎮將一人。正六品下。通典曰。鎮將後之通班也。とあり。大日本史云。按唐書。劉仁願先_レ是歸_二唐_一。留_二鎮_二百濟_一者。劉仁軌也。下倣_レ此。と云り。唐紀に。此年冬十月庚辰。檢校熊津都督劉仁軌上言云々。上深納_二其言_一。遣_二右威衛將軍劉仁願_一。將_二兵渡_レ海。以代_二舊鎮之兵_一。仍勅_二仁軌_一俱還。とあれば。此十月に。仁願再_レ鎮將になりしにもあるへけれど。此時はなほ劉仁軌なるへし。○朝散大夫。唐書百官志云。從五品下。曰_二朝散大夫_一。六典。隋文帝置_二朝散大夫_一。爲_二正四品散官_一。煬帝改爲_二從五品下_一。とあり。○郭務悰。通證引_二海外國記_一云。天智天皇三年四月。大唐客來朝。大使朝散大夫上柱國郭務悰等三十人。百濟佐平禰軍等百餘人。到_二對馬嶋_一。遣_二大山中采女_一通信。侶僧智弁等來。喚_二客於別館_一。とあり。○進表函與獻物。又云。於是智弁問曰。有_二表書并獻物_一以_レ不。使人答曰。有_二將軍牒書一函并獻物_一。乃授_二牒書一函於智弁等_一。而奉上。但獻物檢看而不_レ將_二也_一。とあり。

是月。大紫蘇我連大臣薨。六月。島皇祖母命薨。

連大臣。連名なり。又連子とも云。續紀天平元年八月下に。近江朝大臣大紫連子とあり。また石川年足者。岡本朝大臣。大紫牟羅志曾孫也。ともあり。さて公卿補任に。天智天皇御世大臣。大紫蘇我連子臣。元年爲大臣如故。一代要記。任日不詳。字藏大臣。馬子大臣之孫。雄正子臣之子。右大臣石川麻呂之弟也。扶桑略紀に。二年三月右大臣武羅自薨。年五四。また元年正月。蘇我宿禰武羅自。任右大臣とあり。本紀には右大臣に任せしこと既たり。大日本史云。未詳除廢年月。或云。三月任。尋薨とあり。さて注の五月は。恐くは三月の誤なるへし。中臣本には此八字なし。○島皇祖母命。天皇の御祖母なり。帝王系圖曰。糠手姫皇女。號島皇祖母尊。押坂彥人大兄皇子妃。舒明天皇母。諸陵式に。押坂墓。田村皇女。在城上郡舒明天皇陵内。と云り。皇極天皇の御母をも。吉備島皇祖母命と申せり。島はいつれも。其居給ふ所の地に因て申すなり。後に島宮と云る所なるへし。

冬十月乙亥朔戊寅。發遣郭務悰等。是日。勅中臣内臣。遣沙門智祥。賜物於郭務悰。戊寅。饗賜郭務悰等。

戊寅。四日なり。○發遣の上。通證に當有宣字と云り。本のまゝならば。さもあるへけれど。此下の勅字なき本によらは。宣の字なくともあるへし。○是日勅。本に勅字。是字上にありて。上文に屬せり。今考本集解等に依て改め訂せり。信友も然云れたり。○戊寅饗賜郭務悰等。干支誤れり。中臣本には戊寅二字なし。さらは削るへし。秘閣本には。戊寅以下此七字すへてなし。それもよろし。但し等字は上の郭務悰に

屬せり。

是月。高麗大臣蓋金。終於其國。遣言於兒等曰。汝等兄弟。和如魚水。勿爭爵位。若不如是。必爲隣矣。十二月甲戌朔乙酉。郭務悰等罷歸。

蓋金終。齊明紀に。日本世記を引て云く。新羅春秋智。不得願於内臣蓋金。唐書高麗傳に。太宗時。蓋蘇文當國。立建武弟之子藏爲王。自爲莫離專國。などあり。蓋金蓋蘇文同人なり。○遣言於兒等。通證に。此六年男生出奔於唐之張本とあり。通鑑唐紀に。乾封元年五月。高麗泉蓋蘇文卒。長子男生。代爲莫離支。初知國政。出巡諸城云々。此文六年の下に引り。○乙酉。十二日なり。○郭務悰等罷歸。通證引海外國記曰。九月大山中津守連吉祥。大乙中伊岐史博德。僧智弁等。稱筑紫太宰辭。實是勅旨告客等。今見客等來狀者。非是天子使人。百濟鎮將私使。亦復所資文牒。送上執事私辭。是以使人不得入國。書亦不上朝廷。故客等自事者。略以言辭奏上耳。十二月。博德授客等牒書一函。函上著鎮西將軍日本鎮西筑紫大將軍牒。在百濟國。大唐行軍總管使人朝散大夫郭務悰等至。披覽來牒。尋省意趣。既非天子使。又無天子書。唯是總管使。乃爲執事牒。々は私意。唯須口奏。人非公使。不令入京とあり。

軍防令また兵部式。三代實錄七にも出。水城は。筑前國御笠郡にあり。水を貯へたる一構の城にて。海邊の戌なり。續紀天平神護元年。太宰少貳采女朝臣淨庭。爲修理水城專知官。とあり。萬葉六に。太宰府大伴卿兼任大納言。向京上道。此日馬駐水城。觀望府家云々。丈夫跡。念在吾哉。水莖之。水城之上。爾泣將拭。とあり。集解に。貝原筑前名寄曰。御笠郡水城堤。高四間。基十五間。長東西四百間。堤内今爲田。とあり。また通證に。松下氏曰。後宇多天皇弘安四年。高麗賊船五百艘。與蒙古十萬軍船。共至八角島。見元史。時關東大軍。及九國二島兵。悉集于水城。更修水城。數十里間。以大石築之。高一丈餘。其上平坦。乘馬直下。賊船。とあるは。古の水城とは處異なれど。其さまを大凡に知へし。八幡愚童記に。此時の事を記して。蒙古寄たりと。島より博多へ告たれば。夜中の事にはあり。周章騒動呼。東西。南北集兵おひたし。元より海邊に。數百町石築。地を面キフニ。一丈(一本三丈)より高。此方はのへにして。馬に乗ながら馳上り。賊船を見下て。さげ矢に射る様じう。誘たる。其上に火を燒き。城口をひしく據たり。とあり。 ○武鄉追考。按に水城は。水を貯ふる城にはあらずして。海水に築出。大石を以築き。或は堤を高くして。賊船を直下に伺ひ。矢を届かじめ。また馬に乗ながら。直に賊船に下ることなどに。便利ならしめたる。一構の城と見えたり。水に築立たるか故に。水城とは云しものなるへけれ。水を貯へん爲の城と云るは。字に泥める説なるへし。なほ考へし。

四年乙丑

四年春二月癸酉朔丁酉。間人大后薨。是月。勸按百濟國官位階級。仍以佐平福信之功。授鬼室集斯小錦下。其本位。復以百濟百姓男女四百餘人。

居于近江國神前郡。三月癸卯朔。爲間人大后。度三百三十人。是月。給神前郡百濟人田。

間人大后薨。孝德皇后なり。下文六年紀に。合葬天豐財重日足姬天皇。與間人皇女。於小市岡上陵とあり。諸陵式。龍田清水墓。在平群郡。間人女王。大和志に。在龍田村南小吉田村。墓上有寺。曰清水山吉田寺。蓋合葬之後。墓地猶存不廢者也。とあり。○注其本位達率。考云。福信の功を賞するか爲に。位を進むるは。集解も福信か子なるへしと云り。さることなり。福信か冤罪は。此時に集斯か申し立て。明らかに聞召れしなるへし。百濟國の官位階は既に云り。其官十六品の内。長左平。次大率。とあるか達率なるへし。されは其二等の階なり。○神前郡。倭名抄神崎とあり。姓氏錄左京諸蕃。神前連。百濟國人正六位上賈受君之後也。續紀神龜元年五月。正六位下賈受君。賜姓神前連。とあるは。此地に因て賜へる姓なり。○度三百三十人。かくそこはくの民を出家せしむることのはじめ。此に起れり。其後漸々に數をまして。天平十七年九月。天皇不豫の御時には。三千八百人を度せしめ給ひき。

秋八月。遣達率答休春初。築城於長門國。遣達率憶禮福留。達率四比福夫於筑紫國。築大野及椽二城。耽羅遣使來朝。

答休春初。此人下に関兵法とあり。さて本に初字を脱せり。今中臣本及下文に據る。答休。懷風藻に塔本とあり。集解云。休字字書無。神功皇后紀比自休。左點音益とあり。此氏は。續紀神龜元年五月。賜正八位上答本陽春麻田連。姓氏錄右京諸蕃麻田連。出自百濟國朝鮮王淮也。とあり。集解云。據東國通鑑。朝鮮名箕準氏。自其先殷箕子入朝鮮。立國九百餘年。至準爲燕人衛滿誘逼。徙馬韓。又二百年亡。と云り。氏族志云。按朝鮮與百濟異族。姓氏錄。蓋以下其子孫由百濟投化。故列之百濟部中。也。と云り。此氏は。右の陽春の外に。續紀十八に。答休忠節と云人あり。長門國。長門國名始て見えたり。近藤清石云。弘私記に。穴門今日長門國。拾芥抄に長門元云穴門と見ゆれば。長門國は穴門國の改まれるにて。論なきか如し。されど穴門國は。上に云る如く。今の厚狹豊浦大津美禰の四郡のなれるにて。この外に阿武あり。されは長門國は。たゞ穴門國の改まれる名にはあらず。孝徳天皇の御代より後に。穴門國に阿武をそへて。繼體紀に見ゆる長門の名を。國號にしたまへるなるへし。繼體紀に見えたる長門は。國號にあらず。長門國は。穴門國に阿武をそへて。はじめて起れる國號なるをや。と云り。なほよく考へし。四比福夫。此氏姓氏錄に載せず。續紀神龜元年五月。賜四比忠勇推野連とあり。内藤廣前云。和銅七年十一月紀。有大倭國有智郡女曰比信紗。天平神護二年三月紀云。昆河守賜姓推野連。曰比當。作四比。昆亦四比二字之譌。皆與此同姓也。と云り。筑紫國の上。京極本に於字あり。○大野及椽。倭名抄筑前國築城郡大野嶋木。とあり。嶋木詳ならず。今標木原村ありと云り。或人云。嶋は字鏡集ヤトリキ。類聚名義抄フツシ。禮書にホヤと訓た。是れは。オヨと訓る例を見ず。又然る地名も。彼郡にはきかれずと云り。今按に豊前

にはあるへからず。なほこれは筑前なるへし。萬葉四。不念乎。思常云者。大野有。三笠杜之。神思知三。注云。大野は和名抄筑前國御笠郡大野これなり。五卷に大野山紀利多知和多流云々。三笠杜は。同國御笠郡御笠これなり。和名抄によれば。大野と御笠とは。同郡別郷なれと隣りにて。御笠杜と云地は。大野に屬たりし故に。大野在御笠杜と云りしにそあらん。さるは貝原氏が筑前名寄に。大野山は御笠郡御笠森の邊より。東南の方四王寺山の西のふもと。すへて大野といふよしとるし。御笠郡御笠森と云は。今の雜掌の隈の町の東北にありて。大道より二丁ほどありて。山田村に屬す。今は昔の森の楠二株あり。其しるしはかり残りとしるせり。これにてその隣近なるよし思へし。類史佛道部。延暦二十年正月。停太宰府大野山寺行四天王法。其四天王像。及堂舍法物等。並遷便近寺。大同二年十二月。太宰府言。於大野城鼓峰。興建堂宇。安置四天王像云々。四年九月。復令太宰府大野城鼓峰。行四天王法。と見ゆ。國府も此郡にあり。右等に依れば。この大野は。豊前國にはあらず。筑前國なること明らけし。されど及椽は今詳ならず。豊前國にもさる地名なし。さて續紀文武二年五月。令太宰府。繕治大野基肆鞠智三城。とあり。考證にこれをも。和名抄豊後國大野即此と注せるは。據をしらす。かく考へ畢りてよく思ふに。こゝは大野及椽二城とよみて。なほ大野は筑前なること本よりなるか。椽は續紀に基肆とある處なるへし。基肆は和名抄肥前國基肆なり。さて鞠智も同抄に。肥後國菊池郡とあり。いづれも太宰の管國なれば。府に命し給ふこと本よりなり。豊前志の説は信かたし。○耽羅。扶桑略記二月の下

に。新羅に作る。

九月庚午朔壬辰。唐國遣朝散大夫沂州司馬上柱國劉德高等等。謂右戎衛郎將上柱國。百濟將軍朝散大夫柱國郭務棕。凡二百五十四人。七月二十八日。至子對馬。九月二十日。至子筑紫。二十二日。進表函焉。冬十月己亥朔己酉。大閱于菟道。十一月己巳朔辛巳。饗賜劉德高等。十二月戊戌朔辛亥。賜物於劉德高等。是月。劉德高等罷歸。是歲。遣小錦下守君大石等於大唐云々。
等。謂小山下坂合部連石積。大乙吉士岐彌。吉士針間。蓋送唐使人乎。

壬辰。二十三日なり。○沂州。河南道なり。明には山東兗州に屬せり。○司馬上柱國劉德高。本に司馬の下。一の馬字あるは衍なり。今中臣本考本に據る。通證に。事物紀原曰。周禮。天子之五官有司馬。魏晉以後。刺史帶將軍開府者。則置之。自此始爲三州郡官。とあり。上柱國は。通證に。勳一等視正二品。紀原曰。楚寵官也。見戰國策。後魏始立柱國大將軍。隋置上柱國。唐爲勳官。とあり。さて等。下賈獻二字などあるへしと云説あれど。なくてもよろし。○注右戎衛郎將上柱國。唐書百官志云。十六衛。注曰。顯慶五年。改左右兩軍衛曰左右戎衛。とあり。さて上柱國の下に。姓名を脱したり。○百濟將軍朝散大夫柱國。本に朝散の散字を脱す。今中臣本考本に據る。周禮司寇刑官條に。朝散大夫。掌都下之

國治云々。とあり。柱國は。通證に勳二等視從二品。とあり。考本中臣本。柱上に上字あり。通證に。柱國上柱國。下開名。とあれど。この二字は。晉にはあらざるへし。○二百五十四人。略記に二百五十人に作る。九月二十日。至子筑紫。二十二日。進表函。此時貞惠も送られて。京師に歸りしこと。貞惠傳に見えたり。○己酉。十一日なり。○大閱。周禮注。謂大閱。兵而習戰也。とあり。○辛亥。十四日なり。○劉德高等罷歸。略記云。又百濟國男女二千餘人。移于東國。不_レ論_レ縑素。皆賜_レ官食。とあり。○是歲。本に歲字を脱せり。今中臣本及信友校本に據て補。○小錦下。本に下字を脱。今考本に據て補。○注小山下。本に下字を脱。今考本に據て補。下文には大山下とあり。○大乙。本に大下小字あり。今中臣本釋紀に依て削る。乙の下に上もしくは下字あるへし。○吉士岐彌。本に吉士二字を脱す。今中臣本に據て補ふ。岐彌は名なり。○蓋送唐使人乎。東國通鑑に。唐麟德二年乙丑。仁軌領新羅使者。及百濟耽羅倭人四國使。浮海西還。當此年。と通證に云り。

五年丙寅

五年春正月戊辰朔戊寅。高麗遣前部能婁等進調。是日。耽羅遣王子始如等貢獻。三月。皇太子親往於佐伯子麻呂連家。問其所患。慨歎元從之功。夏六月乙未朔戊戌。高麗前部能婁等罷歸。秋七月。大水。是秋復租調。冬十月甲午朔己未。高麗遣臣乙相奄那等進調。
大使臣乙相奄那。副使達相通。二位玄武若光等。是

冬。京都之鼠。向近江移。以百濟男女二千餘人。居于東國。凡不擇錙素。起癸亥年。至于三歲。並賜官食。倭漢沙門知由。獻指南車。

戊寅は十一日なり○前部。後漢書高句麗傳注。高麗五部。一曰內部。一名黃部。二曰北部。一名後部。三曰東部。一名左部。四曰南部。一名前部。五曰西部。一名右部○王子始如。中臣本に始を始に作れり○元從之功。皇極紀に云り○戊戌。四日なり○復租調。租と調となり。復は除くを云。既に出○己未。二十日なり○乙相奄事。乙相。齊明紀に出。字彙補。鄴都同。とあり○注達相通。通證云。達相官名。猶乙相とあり。通は名なり○二位玄武若光。通證に。二位猶大使副使之類。玄武猶乙相達相とあり。若光は名なり○緇素。又云。西域記音釋。緇素。黑白也。今世僧俗之謂也。とあり○癸亥年は。二年なり○知由。皇極紀四年に智喩とあり。略記には。大唐沙門智由貢指南車とあり。本年正月に係たり。

六年丁卯

六年春二月壬辰朔戊午。合葬天豐財重日足姬天皇。與間人皇女。於小市岡上陵。是日。以皇孫大田皇女。葬於陵前之墓。高麗百濟新羅。皆奉哀於御路。皇太子謂群臣曰。我奉皇太后天皇之所勅。憂恤萬民之故。不起石槨之役。所冀永代以爲鏡誠焉。

戊午は二十七日なり○合葬云々。異本大織冠傳裏書に。前年八月葬齊明帝とあり。藤貞幹云。按に異本大織冠傳。丁卯歲二月。遷都于近江國。而日本紀丁卯歲。二月二十七日。葬齊明帝。可疑。とあり○間人皇女。前には太后と書し。此に皇女と書するはたかへり。されどみな其探る處の本文に従ひたるにて。舊文のまゝなるへし○小市岡上陵。諸陵式に。越智岡上陵。飛鳥川原宮御宇皇極天皇。在大和國高市郡。兆域東西五町。南北五町。陵戸五烟。とあり。大澤清臣云。陵今越智車木二村間の丘山。字北天皇山南谷口山にあり。太田皇女墓は。谷口の方にあり。と云り。さて此御葬のこと。略記には。齊明天皇七年崩下に。改葬大和國高市郡越智大握間山陵。十一月とあるは。此時の事にはあらず。此より前に葬り奉りし處なり。齊明天皇崩後七年を経たり。かゝる間。徒に殯宮に留めまつりしにはあるへからず。さて間人皇后を。夫君の磯長陵に合せ葬るべきを。小市陵に耐する故は詳ならず。この事大日本史にも疑たり○皇孫大田皇女は。天皇の皇女にて。天武天皇の妃に坐り。こゝに皇孫と申すは。皇祖母の御陵に對へて云なり。ミマコはミヒコと訓へし○陵前之墓。大和志に。俗呼石冢とあり。さてこの皇女は。齊明帝七年に。車駕に従ひて。備前大泊海に至りて。御子を生給へり。其薨年を載せず。此に至りて。今耐せ葬れるなり○御路は。送葬の御路なり○皇太后天皇は。齊明天皇を申すなり。皇太后を以て句とするは誤なり。後に持統天皇をも。しか申しこと。靈異記大神高市萬侶條にあり○石槨之役。石槨は。記玉垣宮段に。大后比婆須比賣命之時。定石祝作とあり。記傳云。

祝字は棺の誤なり。内棺は。上代より木以造れりと見ゆれば。此に石棺とあるは。外棺なるへし。さきに。大和國を見めぐりし時。十市郡安倍村の近き處に。窟のあるや。深く入て。奥に石棺の上は。屋根の形に作りて。高さも堅も横も。六尺ばかりなるか立るを見つ。此正しく。上代の貴人の墓と見えたるは。石棺と云るは。かゝる物なるへし。なほ外なる總ての石構までをかけて。皆伊斯紀と云けんかし。姓氏錄左京神別に。石作連。火明命六世孫。建真利根命之後也。垂仁天皇御世。奉爲皇后日葉酢媛命。作石棺。献之。仍賜姓石作。大連公也。また山城攝津和泉に。石作連云々など見ゆ。和名抄に山城國乙訓郡石作郷。以之郡。尾張國中島郡石作郷などもあり。さて石棺を造る工は。世に舊よりも有つらむを。此御世に。更に其部を定められたるなり。此世に。始めて石棺を作れりと云にはあらず。と云り。かくて此に不起石柩之役。所冀永代以爲鏡誠焉。とあれど。此後もなほ此事止たりとは見えす。これも記傳に云れたり。但し一旦は止め給ひしかども。此後議ありて。又起し給へるなるへし。萬葉十六。事之有者。小泊湖山乃。石柩。隱者共。國。莫思吾背。これ此頃も石棺のありし證とすへし。

三月辛酉朔己卯。遷都于近江。是時天下百姓。不願遷都。諷諫者多。童謠亦衆。日々夜々失火處多。六月葛野郡獻白鷄。秋七月己未朔己巳。耽羅遣佐平椽磨等。貢獻。

己卯は十九日なり。○遷都于近江。略記及一代要記云。正月遷滋賀郡大津宮。大織冠傳には三月に作り。太子異本には二月に作れり。太子傳拾遺記には。七年戊辰正月。自岡本宮。移近江國志賀郡大津宮。とありて。本紀と合はず。年代記に

は。八年遷都とあり。今按に。扶桑略記にも。此年二月三日。天皇寢大津宮云々。の文を見れば。なほ此年遷都ありしさまなり。されど百姓の遷都を願はざるによりて。まことの遷都ともなく。たゞ爰にまじを以。際やかなる遷都の令は。なかりしものなるへし。かれ互に傳の違ひはあるならんとおほゆ。さてかく遷都を願はさりし趣は。萬葉集なる人麻呂朝臣の歌に。玉手次畝火之山乃。榎原乃日知之御世從。阿禮坐師神之盡。櫻木乃彌繼嗣爾。天下所知食之乎。天爾滿倭乎置而。青丹吉平山乎越。何方御念食可。天離夷者雖有。石走淡海國乃。樂浪乃大津宮爾。天下所知食兼。とある。何方御念食可云云。大津宮爾天下所知食兼の句にて。さはかり御世々々。しきまじ倭國を置て。かゝる由縁もなき夷に。都を定め給ひしは。そも何方なる事と。なほ此朝臣も。其頃の事を思ひて。難めまつりしこと。言外に溢れたり。かゝるさまの童謠など。いとく多かりしなるへし。さて此都を。大津宮と名けし所以は。岡部東平云。天皇御母帝ととも。筑紫に幸して。娜大津宮に居し。か。帝遂に筑前にて崩し給へり。故天皇母帝を追慕して。娜大津名を取りて。近江の帝都に號け給へるなり。と云り。此説然るへし。なほ此事足鼎に委く云。なほ此事足鼎に委く云。なほ此事足鼎に委く云。なほ此事足鼎に委く云。大織冠傳に。鎌足公を追悼し給ふ御言に。先帝陛下。平生之日。遊覽淡海及平浦宮地。猶如昔日。朕每見此物。未嘗不極目傷心也。と詔へる言あるをみても知られたり。さてこの宮蹟は。倭名抄滋賀郡錦部爾之郷。今錦織村と云。其處に御所内と稱する地あり。一に祇園田と云。方二町餘。南に面せり。巨巖竦立ち。清泉涌出つ。今に往々斷礎瓦片土中より出。且此

一帯地に。勸學堂。皇子山。車大路。西大路等の號ありと云り。これ大津宮の蹟なり。今の天津驛は古への大津に非すと。輿地誌略にも既に云り○諷諫。曾倍は神武紀に出。阿佐牟留も既に云り。一訓にはイサムルとあり。
 ○失火を。保夜計と訓るは。儀式帳倭姫命世記等に見えたり。ミツナカレは水流にて。火焼を忌たる反語なり。仙臺間語と云もの。下總にては。火焼たるを水に遭ふと云詞のこれりと云り。これらにて知へし○此處に附て云。天智天皇外記といふ書に。藤原幹か書るものなり。五月。皇太子即天皇位。異本大立。大海人皇子。爲皇太弟。日本紀。以大友皇子。拜太政大臣。中臣鎌足爲内大臣。以蘇我赤兄爲左大臣。中臣金爲右大臣。○事始云。内大臣或稱内。其位在左右大臣上。とあり。諸書と異なり。疑はしき書なり○白鷲。倭名抄。燕和名豆波久良女。新撰字鏡。鴻豆波比良古。又鷓鴣鷓鴣等をもしかよめり○己巳は十一日なり○耽羅遣。本に遣字を脱せり。今考本に據て補○椽磨。中臣本椽を椽とあり。活字本に祿に作る。

八月。皇太子幸倭京。冬十月。高麗太兄男生。出城巡國。於是城內二弟。聞側助士大夫之惡言。拒而勿入。由是男生奔入大唐。謀滅其國。

側助の訓。齊明紀に引字を爲伊と訓り。已に云り。側は猶傍と云か如し○男生奔入大唐。唐書泉男生傳曰。男生字元德。高麗蓋蘇文子也。爲中衷大兄。知國政。久之爲莫離支。兼三軍大將軍。加大莫離支。出按諸部。而弟男建男產。知國事。殺其子獻忠。男生走保國內城。率其衆。與契丹靺鞨兵。內附。

遣子獻誠。訴諸朝。とあり。東國通鑑に。唐乾封元年。高勾麗寶藏王二十五年。高勾麗泉蓋蘇文死。子男生代爲莫離支。初男生九歲。以蔭補中衷小兄。猶唐謁者也。遷中衷大兄。知國政。凡辭令皆主之。進中衷位頭大兄。及蘇文子男生爲莫離支。兼三軍大將軍。加大莫離支。高勾麗男建。自爲莫離支。男生據國內城。降于唐。先是男生出按諸部。使其弟男建男產。留知後事。或謂二弟曰。男生惡君等。逼將除之。蓋先爲計。又有告男生者曰。二弟恐兄奪權。欲拒之。男生潛遣人。偵伺男建等。捕獲之。矯王命。召男生。男生懼不敢歸。男建殺男生子獻忠。自爲莫離支。發兵討男生。男生走保國內城。結契丹靺鞨。遣子獻誠于唐。求內附。とあり。高麗寶藏王二十五年は。天皇五年にあたり。一年の差あり。通鑑唐紀にも。乾封元年のこととせり。文も大方おなじ。本紀は前年のことを聞て。書るものなるへし。

十一月丁巳朔乙丑。百濟鎮將劉仁願。遣熊津都督府熊山縣令上柱國司馬法聰等。送大山下境部連石積等。筑紫都督府。己巳。司馬法聰等罷歸。以小山下伊吉連博德。大乙下笠臣諸石。爲送使。

乙丑は九日なり○熊津都督府。百濟の地なり。既出。文獻備考云。忠清道百濟熊川國郡。新羅熊州。高麗公州。今公州。唐書百濟傳に。百濟守熊津口。東國通鑑。唐顯慶五年。唐分百濟故地。置熊津。馬韓。東明。金連。德安。五都督府。各統三州縣。擢渠長。爲都督刺史縣令。以理之。唐書。武德七年。改總管。曰都督。總十州者。爲大都督。貞觀二

年。去大字。凡都督府有刺史以下。如故。熊山。熊津同地名なり。縣令は宋書百官志に。大者爲令。小者爲長。縣令長皆秦官也。とあり。筑紫都督府。大宰府なり。この事既に云り。續紀天平實字元年十二月。大政官奏。坂合部宿禰石敷。功田六町。奉使唐國。漂着賊洲。橫斃可矜。稱功未愜。依令下功。合傳其子。とめる石敷とある。この石積と同人なりとして。石積をイハシキと訓る説は非なり。石積は賊地にて死せし事見え。この人は天武紀十一年に。命境部連石積等。更肇俾造新字一部四十四卷。とある人なり。〇己巳。十三日なり。

是月。築倭國高安城。讚吉國山田郡屋嶋城。對馬國金田城。閏十一月丁亥朔丁酉。以錦十四疋。纈十九匹。緋二十四疋。紺布二十四端。桃染布五十八端。斧二十六。釵六十四。刀子六十一枚。賜椽磨等。

倭國高安城。河内志云。高安郡高安故城。在服部川村上方。俗呼志貴出城。文武天皇大寶元年八月。廢高安城。賜其材具於大和河内民人。河内名所圖會にも。高安郡川村の上に在と記し。其地を高安山と稱し。山上に大和國の堺を標せり。城址今は大和國に在と云り。かく大和河内の堺にある地なりければ。後にこそ。河内國の郡とはなりぬれど。此御世の頃は。大和に屬せし地なるへし。されはこそ。ここに倭國とは書れたりけめ。これを續紀考證に。按和銅五年六月紀。廢河内國高安城。此謂倭國。恐誤と云れたれど。しかにはあらし。さて天武紀に幸於高安城。續紀一に修理高安城。二に廢高安城とありて。同五に又行幸高安城とあり。

なほ通證云。國史。和銅五年。廢高安城。始置高見及大和國春日燈。以通平城焉。萬葉集。伊駒山詠燈。亦謂高安燈也。三代實錄曰。元慶二年。常澄宿禰某。八戸。史某六人。賜姓高安宿禰。先祖後漢光武皇帝孫。孝章皇帝之後也。裔孫高安公陽陪。天萬豐日天皇御世。立高安郡。とあり。〇屋嶋。海上に突出たる要害の地なり。今は陸につきたり。通證に。中山氏曰。嶋形似屋。故名。作矢嶋。非とあり。〇金田城。又云。或曰下縣郡與良鄉黑瀬城址。疑此。今按。孝德紀始言柵。至本紀正書城。實是城築之所。創雖上世有稻城。而出于一時。忽卒。不可爲法矣。而其多在西海者。當時有事於韓國也。又歌人所賞壺碑者。天平實字六年。修造多賀城時所建。在奥州宮城縣市川村北岡。此多賀城古城。有摹本。行于世。可見前世置城。亦有碑。以誌州界。里程修築。姓名也。と云り。〇丁酉。十一日なり。〇纈。通證云。倭名抄。纈讀由波太。新撰字鏡同訓。東宮切韻。纈結帛爲文綵也。今按。式有一目纈二目纈。蓋結機也。源氏談所謂括染。今俗所謂絞染是也。奧義抄。古歌。柏木乃。由波太染豆布。紫乃。合牟不。合波。灰乃心爾。二儀實錄曰。纈秦漢間有之。とあり。萬葉にも。結幡之袂著衣とあり。さて後には絞纈を字音に云り。人の名字などに云るもこれなり。〇緋。齊宮式に。緋。東繩四疋。なごあり。〇桃染布。通證云。當訓阿良會米。江次第。荒染。萬葉集。桃花襦。延喜衛門式。衛士。桃染布。衫。彈正式。縫殿式。退紅亦同訓。王建詩。肉色退紅嬌。注淺紅色。とあり。萬葉十二。桃花襦淺等乃衣。淺爾。とあるを見れば。名義は荒染なるへし。深色に對して。淺きを荒と云しなり。また新染にもあらむか。たゞ一重新に染しよて

の名か。桃花は花の色を以名けたるなり○斧。和名抄。乎能○鈿。本に鈿とあるは。鈿字の譌なり。鈿字に鈿奈多。大嘗祭儀。鈿鎌各一柄。なとあり。鈿を鈿に作り。鈿に改たるにて。鈿を杖につくり。杵に更たるか如し。 鈿。私記に。山鑿反。字書大鎌也。とあり。通證に。延喜大神宮式鈿。儀式帳作三奈岐鎌。又作三忌奈太。玉篇鈿大鎌也。奈多蓋薙斷也。とあれど。奈岐鎌は奈多とは異なり。儀式帳。奈岐鎌一柄。下の解に。今の世。奈伊加萬と奈多と同物なれど。昔は全同じきにはあらし。太神宮式。鎮祭宮地用物。これを不載。建久假殿遷宮記。鎮祭宮地奉立三心御柱。祭物の中にも見えす。後には略せられしか。大神宮式。度會宮所攝宮。地鎮祭用物の中。鈿あり。これを奈伊加萬とよめり。是と同物か。天智紀六年十一月鈿あり。玉篇鈿大鎌也。と見えたり。 とあり。武郷按に。信濃國諏訪郡諏方神社の祭物に。薙鎌あり。其形鎌に似て及なし。鳥魚の形に類せり。〱 七年に一度の御柱祭の時。これを用ゐる式あり。又常も神殿に備へ飾るなり。其形今云奈多と云ものとは。大に異なり。鎌の方に近し。儀式帳解に。奈伊加萬を奈多と同物とせしは。是からす。神宮には。既く鈿しものと見えたり。 此れは。鈿を奈多とも。奈伊鎌とも訓みしより。誤て同物とおもひしなり。さて此なる鈿は。舊くナタとよめるをみれば。奈伊鎌とは異なり。まかふへからす○賜椽磨等。中臣本に椽を椽に作る。さて耽羅使是にて罷歸れるなり。

七年戊辰

七年春正月丙戌朔戊子。皇太子即天皇位。或本云。六年歲次丁卯三月即位。

七年。本紀には壬戌年を元年として。本年戊辰を七年としたれど。天武紀に。四年十二月。天命開別天

皇崩とあるに依れば。此年を元年としたるなり。これ即位を以て元を紀するなれば。其方を正しかるべき。こゝに七年とあるは。舊記のまゝを記せしにて。かゝるも又古の一の記しさまなり○戊子。三日なり○皇太子即天皇位。秘閣本に天皇二字なし。按に先帝崩後。此七年に至りて位に即給ふは。甚不審也。一代要記に。天智天皇元年壬戌。諒闇至孝。不稱即位。經三年而即位云々。愚管抄も同じ。こゝに或人云。此天皇は。鎌足大臣を扶。大逆を亡し給ひしは。比類なき大功には坐しかと。太子に坐て大政に參。給ひし時より。皇統の次列を亂しは。此天皇の御心なり。卒其由を云は。舒明天皇崩坐て。速に御位に即給ふべきを。御母皇極天皇をして繼しめ給ひしは。群臣の服従奉らさりしにや。扱御母の天皇御世に坐なから。孝徳天皇に御位を譲り給ひしは。深き由のありけんとは。察ゆるものなり。神代以來。皇國に例なきことを始給へり。是支那國の惡習を用させ。後來爭亂の基を開給へり。扱孝徳天皇をば。難波宮に獨坐しめて。大御母及皇后を始め。公卿大夫を率誘ひ。大和の飛鳥に遷坐し。一年三月の間。天皇のあらぬ大御けしきをも。他所に見をなはし。御病篤く。今はと申す時に至り。皇后たちを率還給ひしをば。何と稱奉るべき。かくて天皇崩坐ては。有間皇子を御位をば繼給へきに。其ことなく。己尊も繼給はさりしは。群臣の諾はさりしにや。復御母を勸申し。再祚を踐しめ給ひ。扱有間皇子には。蘇我赤兄をして。不經を勸め奉らしめ。終に皇子を絞罪に處し。主謀の赤兄をば。其罪を問はずして。太宰帥に任。次て左大臣に進めしめ給ひしは。いかに申して可ならん。か

くて齊明天皇崩坐して後。七年も空位にせしは。古例を破るのみならず。いかなる故とも知かたけれど。先帝を慕給ふ至孝なご云るは。事實に疎き説ならずや。海外に三年の喪とは云へど。七八年の喪と云を聞かす。若至孝の御情より出つらんには。崩御より四年に當り。冠位の増制をも詔出たまひ。又六年に至て。人民不服の遷都をなし給ふなど。至孝の御所爲とも云かたかるへし。如斯即位の式を行給はさりしは。深由あることにて。今試に云まほしき事あれど。忌諱に觸つれば黙しつ。と云れたる。けに深由あることなるへけれど。今知によしなし。かくて此より以後。此御即位式に。萬習ひ給へるものと見えて。續紀慶雲四年秋七月壬子。天皇元即位於大極殿。詔曰。關毛威岐。近江大津宮。御字。大倭根子天皇乃。與天地共長。與日月共遠。不改常典止立賜。又聖武天皇即位。詔曰。淡海大津宮御宇天皇乃。萬世爾不改常典止。立賜敷賜開留隨法。また續後紀仁明天皇即位。詔曰。近江大津宮御宇天皇乃。初賜比定賜部留法乃隨爾云々。此等の文に据るに。此天皇始て禮法を定。即位の儀を行給へるなり。後世其儀を奉して。詔文には。必此天皇の故事を稱するなり○注六年云々。藤貞幹か天智天皇外記に引く所の。異本大織冠傳。日本決釋にも。此と同じく。月は五月に係たり。上に引り。帝皇系圖には。八年即位ともあり。

壬辰。宴群臣於內裏。戊申。送使博德等服命。二月丙辰朔戊寅。立古人

大兄皇子、女倭姬王、爲皇后。遂納四嬪。有蘇我山田、石川麻呂、大臣女。曰遠智娘。或本云。美濃津子娘。生一男二女。其一曰大田皇女。其二曰鷗野皇女。及有天下。居于飛鳥淨御原宮。後移宮于藤原。其二曰建皇子。啞不能語。或本云。遠智娘生一男二女。其一曰建皇子。其二曰大田皇女。其三曰鷗野皇女。或本云。蘇我山田麻呂大臣女。曰茅渟娘。生大田皇女與婆羅々皇女。

壬辰。七日なり○宴群臣於內裏。大織冠傳。七年正月云々。朝廷無事。遊覽是好。人無孛色。家有餘蓄。民咸稱太平之代。帝召群臣。置酒濱樓。酒酣極歡。於是皇太弟以長槍。刺貫敷板。帝驚大怒。以將執害。大臣固諫。帝即止之。これを異本には。前年五月の下に載たり。と云ことあり。いかなる事にかありけん。詳かならず○戊申。二十三日なり○扶桑略紀云。正月十七日。於近江國志賀郡。建崇福寺。また天皇外記に。事始を引て云。是月立皇子大友。爲東宮。と書して。前年廢皇太弟。可知と云り。この外記の文は信かたけれど。姑く此に附す。御臨臨には。此年大友皇子。拜太政大臣。とあり。此事十年の下に云り。考合すへし。○戊寅は二十三日なり○爲皇后。扶桑略記に。此下に。以大海皇子立皇太子。とあり。水鏡にも。七年二月。東宮に立給ふとあり。按るに。上に所引大織冠傳。正月の下に。既に皇太弟と書し。且他書に皇太子の稱を載せされは。恐くは非なるへし。又皇代記。帝皇系圖。紹運要略。紹運錄等に。此年爲皇太弟とあるも。亦合はず。こゝに信友が。右の大織冠

傳なる正月の文を引て云れけるは。皇太弟日來憤り給へる事のおはしけるか。さらても酒に酔しれ給ひて。ふと然る暴行爲給ひたるなるへし。かゝる暴行し給ひけるによりて。時から群臣の見るめにも。御慮をおきて。執事さんとさへ。爲させ給ひたりけんを。いくほどもなく。二月に皇太子に立て給ふへくもあらず。然れども。さる御失をも宥め給ふとして。例の鎌足公にそ。詔ひ合せ給ひたりけむ。やかて其月戊寅二十に。立皇后の時。品つけて。皇太弟と申すになし參らせられけるを。皇太子と書なせるにて。實は紹運要略。紹運録等に。天智七年戊辰爲皇太弟とあるを正しかるへき。鎌足公傳に。此年の正月の事に。皇太弟と書るは。後をめぐらして記せる文と。と云れたり。いかゞあらん。なほ考へし。四嬪。後宮職員令に。嬪四員。五位以上。とあり。○注美濃津子娘。孝德紀には造媛とあり。大和志に。添上郡美濃庄あり。是を或本と云るは。持統紀の始に。更名云々也とあるを云るなり。○大田皇女。上に出。天武の妃と成坐り。さて御名は地名か。乳母の姓に依れるか。○鷗野皇女。本に皇字を脱せり。今諸本に據て補ふ。鷗野は欽明紀に。河内國更荒郡鷗野邑とある地に。由ある御名にて。持統紀に鷗野讚良皇女とあり。○飛鳥淨御原宮は。天武天皇の宮なり。本紀に出。○藤原は。持統天皇の宮なり。本紀に出。○啞不能語。倭名抄疾病部。瘡瘰於布之。新撰字鏡瘡同訓。源氏物語におし。醫心方にも瘡を於之と訓り。今俗にも兩つなから呼り。言義は詳ならず。啞子之音と云はよからず。○注山田麻呂。本に山を小に誤る。今諸本に據て改む。○注婆羅々皇女。即ち鷗野皇女にます。

次有遠智娘弟。曰姪娘。生御名部皇女。與阿陪皇女。阿陪皇女及有天下。居于藤原宮。後移都于乃樂。或本云。名姪娘。曰櫻井娘。次有阿倍倉梯麻呂大臣。女。曰橘娘。生飛鳥皇女。與新田部皇女。次有蘇我赤兄大臣女。曰常陸娘。生山邊皇女。

姪娘。元明紀に宗我嬪と爲り。○御名部皇女。和名抄。攝津國百濟郡南部郷あり。其地名に據れるか。續紀慶雲元年。詔御名部内親王益封一百戸とあり。萬葉に。此皇女阿倍皇女と。御贈答御歌あり。○阿陪皇女。陪秘閣本倍とあり。地名か。はた乳母の姓によれる御名か。これ元明天皇にます。さて此の陪は閉に作るへし。天武紀續紀。みな阿閉とあり。阿陪阿閉同音なれども。清濁ありて自ら別なり。孝謙天皇の御名。阿倍と申すにて知へし。續紀。豐國成姬天皇。小名阿閉皇女。天命開別天皇之第四皇女也。母曰宗我嬪。蘇我石川麻呂大臣之女也。適日並知皇子。生天之眞宗豐祖父天皇。四年天皇崩。天皇御東樓。詔召八省卿及五衛督卒。告以下依遺詔。攝萬機之狀とあり。○乃樂。平城大宮なり。元明天皇以下七代の宮都なり。大和志云。添上郡平城都城。元明天皇和銅年間。遷都于此地。廣亘添上下郡云々。乃樂名義は。崇神紀に出。平城と書る所以も。草木を踏平すとあるより出たるなるへし。○注櫻井娘。大和志に。十市郡葛上郡等に櫻井村あり。○倉梯麻呂。本に麻呂を磨一字に作る。今諸本に依て改む。○

橘娘。大和志に高市郡橘村あり。さて天武紀十年二月。阿陪夫人薨。ごあるは。この橘娘なるへし。○飛鳥皇女。高市郡飛鳥に據れる御名なり。文武紀四年四月。淨廣肆明日香皇女薨。ごあり。萬葉二に。此皇女木庭殯宮之時。柿本朝臣人麻呂作歌あり。其歌に。飛鳥。明日香乃河之。上瀬云々。御名爾懸世流。明日香河。及萬代。早布屋師。吾王乃。形見何此焉。ごありて。此皇女明日香の地に御座まじけるなるへし。故御名にも負奉れるならむ。御夫は。天武皇子忍壁皇子にて。此歌は其皇子に奉れるなるへきよし。萬葉考又略解に云り。○新田部皇女。乳母の姓に據たる御名なり。天武天皇の妃ご成坐り。文武紀三年九月。新田部皇女薨。○山邊皇女。姓にも地名にも山邊あり。大津皇子の妃に坐けるよし。持統紀に見ゆ。

又有宮人生男女者四人。有忍海造小龍女。曰色夫古娘。生一男二女。其一曰大江皇女。其二曰川島皇子。其三曰泉皇女。又有栗隈首德萬女。曰黑媛娘。生水主皇女。又有道君伊羅都賣。生施基皇子。又有伊賀采女宅子娘。生伊賀皇子。復字曰大友皇子。

宮人。後宮職員令義解に。宮人謂婦人仕官者之總號也。ごあり。後漢皇后紀に。置美人。宮人。采女。三等ごあれど。令には宮人見えす。こよはた宮中に仕官する女なる由に。書きたるものなり。即次な

る伊賀采女も其内なり。○忍海造。忍海部と同姓なり。清寧紀忍海部造細目の下にあり。忍海部は記に。建豐波豆羅和氣王者。忍海部造。稻羽忍海部之祖。ごあり。○大江皇女。地名にも姓にも見ゆ。地名は山城國乙訓郡大江あり。文武紀三年十二月。淨廣肆大江皇女薨。ごあり。○川島皇子。地名は山城國葛野郡川島あり。持統紀五年八月薨す。天武天皇の皇子にも。亦川島皇子あり。説天武紀に云り。三代實錄貞觀七年六月。左京人六世無位三坂王。賜姓淡海真人。河島王子裔孫也。ごみゆ。これは天智ノ御子の方なるへし。○泉皇女。山城國相樂郡郷名水泉以豆美あり。文武紀大寶元年。侍伊勢齋宮。聖武紀天平六年二月。二品泉内親王薨。ごあり。○栗隈首。詳ならず。地名は山城國久世郡郷名栗隈あり。天武紀十二年九月。栗隈首賜姓曰連。ごあり。類聚符宣抄。村上帝時。左少史栗前宿禰扶茂あり。同氏なるへし。○水主皇女。ミスシと訓へし。モヒトリと訓る。は。ひか言なり。倭名抄山城國久世郡水主。式同郡水主神社。今綴喜郡と爲れり。姓にも水主直あり。聖武紀天平九年八月。三品水主内親王薨。ごあり。○道君。欽明紀に出。中臣本京極本に。道上越字あり。さらは越智氏なるへし。越智氏は饒速日命の後にて。宿禰あり。直あり。國造あり。されど君と稱する姓なし。考へし。さて君下恐らくは。女曰の二字脱しものか。○施基皇子。地名か姓か詳ならず。天武紀に芝基ごあり。續紀靈龜二年八月。二品志貴親王薨。天智天皇第七皇子也。寶龜元年追尊。稱御春日宮天皇。追諡田原天皇。光仁天皇之皇考也。諸陵式。田原西陵。春日宮御宇天皇。在大和國添上郡。兆城東西九町。南北九町。守戸五烟。ごあり。按に天武皇子にも亦磯基皇子ありて。混ひ易し。其説詳に天武紀に云り。○宅子娘。本に娘字脱せり。今中臣本京極本

に據て補。紹運録にも。母宅子娘伊賀采女とあり。さて通證に引信西國分二日。宅子媛伊賀國山田郡
 郡司之女也。此腹生三子。其一曰大友皇子。其二曰阿閉皇子。其三曰阿雅皇女。今按。此紀唯一皇子。
 蓋脫文也。伊賀風土記曰。阿拜郡阿閉山。倭名抄。伊賀郡阿我。伊賀史曰。元明天皇御宇。和銅己酉五月二十
 六日。安雅皇女薨。杉坂驛。六月二十六日葬于伊賀國。賜封田一如例。とあり。信友云。阿閉皇子。阿雅皇女。
 他書に見えず。杉坂の地未考
 へず。殊さらば葬于伊賀國とあれば。他國と聞えたり。察ふに大友皇子御事ありし後。御母宅子娘。本郷の伊賀に遷りて。幽居し 伊賀史
 給ひ。皇子も同じさまにて。共に伊賀にて。御身を没し給ひ。安雅皇女も其縁にて。伊賀に葬り給ひたりしにもやあらん。と云り。
 は。天永庚寅十二月大江廣房と。跋に見えたり。廣房は橋以綱の子にて。大江匡房の子と爲り。
 天永二年本姓に遷と。橋氏系圖に見えたり。 信友云。采女は伊賀
 郷人なり。但し扶桑略記。紹運要略等に云。母は采女伊賀宅子娘と。之に據れば伊賀氏なり。天武紀十三
 年。伊賀臣賜姓曰朝臣とあり。もしくは宅子娘の父。又兄弟にて。姓を賜へる歟。また伊賀名所記に。
 此國は御母君の古郷とて。大友こゝに屯し給ふ云々。といへり。考ふへし。或書に。三重縣阿山郡山田村。大字
 古より宅子娘の郷なりと
 云傳ふとあり。尋ねし。 ○伊賀皇子。通證に。永閑記曰。山田郡城内村。祭大友皇子。號城内權現とあり。
 信友云。又伊賀風土記に見えたり。さて此皇子。崩年を以て推考するに。大化四年に伊賀に生れ給へ
 るにて。御母の本郷を以。御名と爲るなるへし。又御母の伊賀氏なるか故にてもありけん。さて北畠
 親房卿の記置れたる讓狀を。伊賀記と題せる書に。伊賀當家領家受領之分云々。城村之内山田郡にあ
 り。大友御在城之所也。城村權現大友をまつる所也。とみえたり。此事伊賀名所記にも見えて。城内
 村城内權現と云へり。此は壬申の亂の時。御母方人に心屬したてまつれるものありて。此所に要害の

行宮所を。造らせ給ひたりけむ。かの國分に。宅子娘伊賀國山田郡々司之女也。と云るに。また東大寺
 に藏る。伊賀國の天平三年の大稅帳の署に。郡領に伊賀朝臣の氏人の在しは。もしくは其族なるへきに
 やども。思ひ合されて。かた／＼に由ありてきこゆ。但し伊賀を國と云るは。後の稱をもて。古を談
 れる言とすべし。又同じ時。大海人皇子。伊賀に入給ひては。ことにいちはやく。ふるまひおきてさ
 せ給へる事。書紀に見えたり。よみ見て知へし。是も其心よせ有ける人々を。はやく事向け歸順へ給
 はむの。御謀ひなりしなるへし。伊賀風土記。伊賀郡和歌山の下に。有清見御所。昔日淨見原天皇。與
 大友皇子。爭戰之地也。また阿蓋郡鳥飛山の下に。昔大友皇子來此山。暫休之。刀鋒多殘置云々。など見
 え。伊賀名所記に。若山は。清見原乃天皇。大友皇子と。御位を爭給ひし時。あまた／＼ひ國をせめい
 とみたまひけるに。此國は御母君の古郷とて。大友こゝに屯し給ふ事二月はかり。淨見原もにくるを
 追て。此國に至り給ひ。此若山に陣取給ひし。其處を今にきよみの御所といふなり。とはいへり○大
 友皇子。大鏡に第四皇子とあり。地名によれる御名なるへし。倭名抄。近江國滋賀郡大友。今大友村あ
 り。大津へ近き所なり。御父天皇。大津に遷都の後。其地を御封に給ひたるによりて。改給へるにか
 と。信友云り。皇子の采地なりしなるへし○此天皇の御子のこと。扶桑略記に。王子男六人。女十三人。
 三人即位。但一人不載系圖とあれど。本紀に十四人を載たり。此説と合はず。

夏四月乙卯朔庚申。百濟遣未都師父等進調。庚午。未都師父等罷歸。五月五日。天皇縱獵於蒲生野。于時太皇弟諸王內臣及群臣皆悉從焉。六月。伊勢王與其弟王接日而薨。未詳官位。

庚申は六日なり○未都師父。中臣本には未を末に作れり。次も同じ○庚午。十六日なり○五月五日は。甲戌朔戊子に當れり。さて此に五日と書せるは。例に違へり。然れど此は。端午節日を指て記せるか故なり。萬葉集に引くところの注文も同じ○蒲生野は。九年紀に蒲生郡廣野とあり。萬葉一に。天皇遊獵蒲生野時。額田王作歌。皇太子答御歌あり。此時の事なり。皇太子は即太皇弟なり。さて萬葉の左注に。此年を丁卯に作るは誤なり○縱獵。獵は獵に同じ。これは推古紀に所謂樂獵なり○太皇弟。本に太を大に作る。今類史に據て改む。萬葉集に引るには。天とあり。誤なり。○皆悉從焉。扶桑略記に。此下に載せたる文に。自常陸國進白雉并生角馬。勅造百濟大寺。今大安寺也。年月云々。又甘露降於難波。其形如綿。長五六尺。廣八寸。隨風飄落。其味甚甘。とあり○伊勢王。系詳ならず。齊明紀にも。七年六月伊勢王薨とあり。○注未詳官位。四字本に大書せり。今中臣本に據て小書とす。京極本に衍と爲り。集解には刪去れり。

秋七月。高麗從越之路。遣使進調。風浪高故不得歸。以栗前王。拜筑

紫學。于時近江國講武。又多置牧而放馬。又越國獻燃土與燃水。又於濱臺之下。諸魚覆水而至。又饗蝦夷。又命舍人等爲宴於所々。時人曰。天皇天命將及乎。

高麗。東國通鑑に據に。唐高宗總章元年。新羅文武王八年。高句麗寶藏王二十七年なり○越之路は。若狹越前を指す○栗前王。天武紀に栗隈王とあり。姓氏錄橘朝臣條に。敏達天皇々子。難波皇子男。贈從二位栗隈王。昭運錄に。敏達曾孫難波皇子の子。大倭王の子。とあり○拜筑紫學。通證云。即太宰帥。率古文作學。正韻同帥。とあり。畧記にはこれを始任太宰帥とあり○講武。持統紀に。兵士者。每一國四分而點其一。令習武事。又續紀三にも見ゆ○置牧而放馬。倭名抄。牧和名無萬岐。とあり。馬柵なり。厩牧令に詳なり。栗太郡志云。田上郷牧庄牧村あり。其他國中の處々に牧と云村多し。皆當時馬を養ふ地なるへしと云り。さて文武紀云。令諸國定牧地。放牛馬。牧名は延喜兵部式に出。また拾芥抄牧名部に見えたり。此時置ところとの異同は知られず○燃土燃水。通證云。燃土今亦爲薪。所謂石炭之類也。産于寺泊柿崎之間。燃水今謂之臭水。本草所謂石腦油。出于村上城邊黑川村。皆爲越後國とあり。なほ燃土の事は。集解に。越後國鯨波柿崎土人。取池中土。斫爲尺許。用爲薪。其引火如木。と云り。大和本草に。燃土とはスクモの類なるへし。スクモは。近江國野洲郡老曾村。觀音寺山の南の麓にあり。其邊の地をば

れは。スクモと云物多くいつ。土にあらず。石にあらず。柴のくさりかたまりたるか如し。火にてたけは能くもゆる云々とある。このすくもも同種なるへし。さて臭水は。今云石油なり。信濃越前佐渡にあり。濱臺之下。大織冠傳に濱樓とあるに同じ。湖水の濱臺なり。信友云。濱樓は天津の内裏に。湖濱の眺望よき樓を造られしなるへし。蟹蝦夷。本に蝦字を脱せり。今中臣本京極本通證引一本に據て補ふ。○天命將及乎。或人云。按に上に落字あるか。流言の意貫かすと云り。考へし。

九月壬午朔癸巳。新羅遣沙喙級滄金東嚴等。進調。丁未。中臣内臣使沙門法弁秦筆。賜新羅上臣大角于庚信船一隻。付東嚴等。庚戌。使布勢臣耳麻呂。賜新羅王輪御調船一隻。付東嚴等。

九月上。本に秋字あるは衍なり。今考本集解に據て刪る。○癸巳は十二日なり。○沙喙級滄。本に喙を喙に作るは誤。今考本に依て改。沙喙は。推古紀十八年。孝德紀大化五年條に出。本に級字脱せり。今中臣本通證所引一本に依て補。集解には沙字を補へ。東國通鑑。九日級伐滄とあり。○金東嚴。新羅王の族なり。○丁未。二十六日なり。按に次なる庚戌の一條。この上に在へし。○大角于。本于を千に作る。按東國通鑑。新羅太宗王七年條。新羅王云々。贈戰死者官有差。初置大角于。以大將軍金庾信爲之。在二十位之上云々。また文武王八年。以金庾信爲太舒發翰。加殊禮。金仁問爲大角于とあるに據れ

は。大角于は官名なり。據て千に改む。京極本には千とあり。○庚信船一隻付東嚴等。集解に庚を庾に作る。大織冠傳も同じ。隻を考本に艘に作る。次も同じ。この事大織冠傳云。秋九月。新羅進調。大臣即付使東嚴。賜新羅上卿庾信船一隻。或人諫之。大臣對曰。普天之下。莫非王土。率土之濱。莫非王臣也。とあり。○庚戌。十九日なり。○布勢屋。姓氏錄左京皇別。布勢朝臣。阿倍朝臣同祖。布勢或は富制。又普勢に作る。持統紀に。以布勢朝臣御主人爲氏上。御主人後阿倍朝臣と稱せり。續紀に阿倍布勢臣とあり。

冬十月。大唐大將軍英公打滅高麗。

英公は。李勣か英に封せられたる號なり。次に出。○打滅高麗。打を考の一本集解に伐に作る。唐書。太宗貞觀十八年。命英國公李勣等。發天下甲士。伐高麗。明年五月。車駕度遼。親率鐵騎圍遼城。高麗別將高延壽。以其衆降。高宗龍朔元年。征高麗。乾封元年。以李勣爲遼東大總管。伐高麗。總章元年。李勣拔平壤。降其王。高麗悉平。とあり。また同書李勣傳云。李勣字懋功。曹州離狐人云々。徙封英。治并州。高麗莫離支男生。爲其弟所逐。遣子乞師。詔勣爲遼東道行軍大總管。率兵二萬討之。破其國。執高麗男建等。裂其地。州縣之。とあり。通鑑唐紀に。總章元年九月癸巳。李勣拔平壤。勣既克大行城。諸軍出它道者。皆與勣會。進至鴨綠柵。高麗發兵拒戰。勣等奮擊大破之。追奔二百餘里。拔辱夷城。諸城遁逃。降者相繼。契必何力。先引兵至平壤城下。勣軍繼之。圍平壤。月餘。高麗王

藏。遣_二泉男產_一帥_二首領九十八人_一。持_二白幡_一詣_レ勸_レ以_レ禮接_レ之。泉男建_レ猶閉_レ門拒守。頻遣_レ兵出戰。皆敗。男建_二以_二軍事_一委_二僧信誠_一。々々密遣_レ人詣_レ勸。請_レ爲_二內應_一。後五日。信誠開_レ門。勸縱_レ兵登_レ城。鼓譟焚_二城四周_一。男建自刺_レ不_レ死。遂擒之。高麗悉平。なほ東國通鑑の文も大方同じ。後に引く。さて此後の事は。聖武紀に。渤海郡者。舊高麗國也。淡海朝廷七年冬十月。唐將李勣伐_二滅高麗_一。其後朝貢久絶矣。至是渤海郡王。遣_二寧遠將軍高仁義等二十四人_一。朝聘。また後紀に。天命開_レ別天皇七年。高麗王高氏。爲_レ唐所_レ滅也。後以_二天之眞宗豐祖_一。父天皇二年。大社榮始建_二渤海國_一。とあり。渤海國を立てしは。六十年の後なり。

高麗仲牟王。初建_レ國時。欲_レ治_二千歲_一也。母夫人云。若善治_レ國。可_レ得也。若_レ或本有_二不可得也_一。但當_レ有_二七百年之治_一也。今此國亡者。當_レ在_二七百年之末_一也。

仲牟王。東國通鑑に。漢建昭二年。高勾麗始祖高朱蒙元年。とあり。○欲治千歲。高麗好太王永樂大王なり。碑銘に。惟昔始祖鄒牟王之創_レ基也。出_レ自_二北夫餘_一云々。西城山上而建_レ都。永樂世位。因遣_二黃龍_一來下迎_レ王。王於_二忽本東岡_一。黃龍負_レ昇_レ天。顧_レ命_二世子儒留王_一。以_レ道與_レ治。大朱留王紹_二承基業_一云々。とあり。此鄒牟王即仲牟王なり。菅政友云。初建國時。欲_レ得_二千歲_一也といへるも。此永樂世位とあるも。相通はして同意なるを知へし。と云へるはさる事なり。○母夫人云。集解に。按東國通鑑。朱蒙諸弟將_レ害_二朱蒙_一。其母語_二朱蒙_一。避_レ之。由是觀_レ之。其母賢而有_レ謀。とあり。さてこの云字下に。不可得也の四字あるへき語勢

なり。次に云○注若或本有不可得也。若下に上字あるへしと通證に云り。さることなり。さらば此の本文はもと。母夫人云。不可得也。若善治_レ國可_レ得也。とありしか。後に脱したるを。又書入しものと見えたり。しか見されは語意きこえず。なほ中臣本釋紀に。若不可得也。大字に書たるにても。しか知らるゝなり。善本を見たらむには。右の説の如く必あるへくおもはるゝなり。さて集解には。有を作と改めて云く。據_レ訓誤とあり。さもあるへし○當在七百年之末也。東國通鑑云。唐總章元年云々。李勣拔_二高勾麗_一扶餘城。先_レ是。薛仁貴既破_二高勾麗_一軍於金山。爲_二先鋒_一。遂拔_二扶餘城_一。四十餘城皆降。侍御史賈言忠。奉_レ使自_二遼東_一還。帝問_二軍中云何_一。對曰。必克。昔先帝問_レ罪。所_二以_二不_レ得_レ志者_一。虜未_レ有_レ覺也。諺曰。軍無_レ媒中道回。今男生兄弟。鬪狠爲_二我鄉導_一。且高勾麗秘記曰。不_レ及_二九百年_一。當_レ有_二八十大將_一滅_レ之。高氏自_レ漢有_レ國。今九百年。勣年八十。虜仍荐餓。人常掠賣。地震裂。狼狐入_レ城。蚘穴_二於門_一。人心危駭。是行不_レ再舉_一矣。九月唐兵合_二新羅兵_一。攻_二平壤城_一。拔_レ之。高勾麗王高藏降。唐將李勣執_レ之。以歸。高勾麗亡。とあり。

十一月辛巳朔。賜_二新羅王絹五十疋_一。綿五百斤。韋一百枚。付_二金東嚴等_一。賜_二東嚴等物_一。各有_レ差。乙酉。遣_二小山下道守臣麻呂_一。吉士小鮪_レ於新羅。是日。金東嚴等罷歸。

乙酉。五日なり。○道守臣。姓氏錄左京皇別。道守朝臣。波多朝臣同祖。波多矢代宿禰之後也。和泉河内同上。河内道守臣亦同じ。また左京皇別。道守朝臣。開化天皇皇子。武豐葉類別命之後也。右京道守臣同上。山城攝津亦同じ。天武紀十三年十一月。道守臣賜姓曰朝臣。とあり。兩裔同姓分別することを得ず。氏族志云。按東大寺古文書。文武帝時。有御野肩縣郡人。道守部鹽賣。本實郡栗栖大里人。道守部邑等。除目大成鈔。堀河帝時。有讃岐掾道守宿禰成季。並不知何流。とあり。○於新羅。本に於字なし。今中臣本に據て補ふ。○天皇外記此年に。引日本決釋曰。十一月二十四日癸卯。行大嘗會。王者一度大祭始于此。とあり。此事諸書に見えず。甚疑はし。按に。古は大嘗とも新嘗ともいひて。其別なかりしか。これらの事は既に云り。後に至りて。御即位の年に行はるゝ大祀を。大嘗と稱し。毎年十一月行はるゝを新嘗といへり。其の新嘗大嘗の稱謂。始めて分れたるは。天武天皇白鳳元年癸酉にして。其は年中行事秘抄に。仁和書を引きて。國家大嘗會は。天武天皇の御世より起ると見え。皇年代略記にも。又同趣に見えたり。但し年中行事秘抄等にいへる趣は。大嘗の始をいふにはあらて。新嘗大嘗を分ちいふ事の始なる由なり。されはこの日本決釋に云る説は。いと疑はしきを。姑く此に引く。○扶桑略記に。十二月地震。筑紫地裂。廣二丈。長二千餘丈。嶺谷遷改。と云ことあり。

是歲。沙門道行盜草薙劍。逃向新羅。而中路風雨。芒迷歸。

盜草薙劍云々。古語拾遺云。草薙劍者。尤是天璽。自日本武尊愷旋之年。留在尾張國熱田社。外賊偷逃。不能出境。神物靈驗。以此可觀。とある。此時の事なり。尾張國熱田大神緣起に。此緣起文の託宣いふなれば。古きもの。天命開別天皇七年戊辰。新羅沙門道行。盜此神劍。將移本國。竊祈入于神祠。取劍裏袈裟。逃去伊勢國。一宿之間。神劍脫袈裟。還著本社。道行更還到。練禪禱請。又裏袈裟。逃到攝津國。自難波津。解纜歸國。海中失度。更亦漂著難波津。託宣曰。吾是熱田劍神也。然被欺妖僧。著新羅。初裏七條袈裟。脫出還社。後裏九條袈裟。其難解脱。于時吏民驚怪。東西認求。道行中心作念。若棄去此劍。則將免捉搦之責。乃拋棄神劍。々々不離身。道行術盡力窮。拜畢自首。遂當斬刑。とあり。いかなるしるしさまなから。いと詳なり。さて寶劍は。此時より熱田に還り坐さす。自此歲。朱鳥元年まで。留りて朝廷に坐せりと云る説は推量なり。この事天武紀に詳に云り。按に右の記に。僧著新羅。據るに。天命開別天皇七年十一月。外賊逃宮地山。到筑紫。時大神靈驗。賜國司女。於是奉通大神。因都坐。とあれは。筑紫まで逃到りしなり。○芒迷而歸。本に而字なし。今釋紀に因て補。さて扶桑略記に。道行盜草薙之劍。向本國。時風雨荒迷而遂持歸。とあり。遂持歸とあるは。寶劍の身を離れ給はねは。止事を得ず。さなから持て。もと船出せし難波の津に來れるなり。木國に向て持歸れるにはあらず。緣起に力窮自首とあるにて明らかなり。

日本書紀通釋卷之六十二

飯田武郷謹撰

天智天皇
八年己巳

八年春正月庚辰朔戊子。以蘇我赤兄臣。拜筑紫率。三月己卯朔己丑。耽羅遣王子久麻伎等貢獻。丙申。賜耽羅王五穀種。是日。王子久麻伎等罷歸。夏五月戊寅朔壬午。天皇縱獵於山科野。大皇弟藤原內大臣。及羣臣。皆悉從焉。秋八月丁未朔己酉。天皇登高安嶺。議欲修城。仍恤民疲。止而不作。時人感而歎曰。寔乃仁愛之德。不亦寬乎。云云。是秋。霹靂於藤原內大臣家。九月丁丑朔丁亥。新羅遣沙浪督儒等進調。

戊子は九日なり○三月。本に月字脱たり。據中臣本補○己丑。十一日なり○丙申。十八日なり○壬午。五日なり○山科野は。山城志云。宇治郡山科郷有山科野。とあり○藤原內大臣。上文には中臣內臣とあるを。こゝにかくあるは誤なり。この時未藤原の姓を賜はらず。藤原はもと地名にて。この臣の住める處なれば。この藤原をも。姓にはあらて地名なりと云て。藤原尙在なると云意にかけらるもの

なりと。信友は云れたれと。信かたし。これは後より廻らして。書るものごすへきなり。さて又內大臣も。此時いまた大臣の位を賜はりし事なければ。これも後より書るものなり。此次なる文も同じ○例の外記に。この下に日本決釋を引て。六月勅制朝賀儀と書り。他書に見えず○己酉は三日なり○高安嶺。六年紀に倭國高安城とあり○藤原內大臣家。これ即藤原の家なり。藤原系圖に。藤原地名。在二大和國。鎌足之所住也。大和志に。高市郡大原村。有藤原。即此。とあり。藤原都の宮地もこゝなり。萬葉記。藤原。されど此時未姓を賜はりしことなきは。上に云るか如し。さて又內大臣も。こゝにてはなほ內臣とあるへし○丁亥。十一日なり。

冬十月丙午朔乙卯。天皇幸藤原內大臣家。親問所患。而憂悴極甚。乃詔曰。天道輔仁。何乃虛說。積善餘慶。猶是無徵。若有所須。便可。以聞。對曰。臣既不敏。當復何言。但其葬事。宜用輕易。生則無務於軍國。死則何敢重難。云云。時賢聞而歎曰。此之一言。竊比於往哲之善言矣。大樹將軍之辭。賞詎可同年而語哉。

乙卯。十日なり○藤原內大臣。こゝも中臣內臣とあるへきこと。上に云るか如し○若有所須。通證云。

字典須資也。用也。與_レ需通。とあり○不敏の訓。景行紀に不敏。仁德紀に不賢をもよめり○軍國。通證に。軍國如_レ言_三千乘之國。以_レ軍計也。とあり。國は軍を以て立るか故に。しか云るなり○何敢重難云々。通證に難_レ患也とあり。大織冠傳云。即位三年冬月。稍纏_三沈痾。遂至_三大漸。帝臨_三私第。親問_三所患。請_三命上。帝。求_三効翌日。而誓願無_レ徵。病患彌重。即詔曰。若有_レ所思。便可_三以聞。大臣對曰。臣既不敏。敢當何言。但其葬事。願用_三輕易。生則無_レ益_三於軍國。死何勞_三於百姓。即臥復無_レ言。帝嗔咽。悲不_三自勝。即時還_レ宮。とあり。此大織冠傳の文によるに。こゝに云々とあるは。元元の誤にはあらざるか。何敢難_三元々_一とありしなるへし。元々の字安閑紀に見えたり○大樹將軍之辭賞。後漢書馮異傳曰。異爲_レ人謙退。軍中號爲_三整齊。每_レ所_三止舍。諸將並坐論_レ功。異常獨屏_三樹下。軍中號曰_三大樹將軍。とあり。

庚申。天皇遣_三東宮太皇弟於藤原内大臣家。授_三大織冠與_三大臣位。仍賜_レ姓爲_三藤原氏。自此以後。通曰_三藤原内大臣。とあり。

庚申は十五日なり○東宮太皇弟を。引合せてヒツキノミコと釋に訓る。さることなり。さて太を本に大とあり。今考本に據て改○大織冠。織冠上に出。正統記に正一位の名とあり。扶桑略記校本云。大字原鈔俱無。望之按。群書類從所_レ收家傳。作_三大織冠。有_三大字。余所_レ見一本。作_レ授_三織冠。無_三大字。按此及家傳有_三大字。係_三妄人依_レ紀補。とあり○大臣位。職原抄云。孝德天皇御宇。以_三中臣鎌子連。始爲_三内臣。

天智朝舉爲_三内大臣。此時。其位在_三左右大臣上。扶桑略記にも。十月十三日。内臣鎌足任_三内大臣。とあり。内大臣此時始とあり。日は差あり。本紀ははしめより内大臣と書しか故に。こゝにたゞ大臣とのみ書るなるへけれど。内大臣になりしは。此時のことなれば。こゝはなほ内字あるべきなり。大織冠傳云。遣_三東宮太皇弟。就_三於其家。詔曰。邈思_三前代。執政之臣。時々世々非_三一二耳。而計_レ勞校_レ能。不_レ足_レ比_レ公。非_三但_レ朕寵_三汝身。而後嗣帝王。實惠_三汝子孫。不_レ忘_レ不_レ遺。廣厚酬答。頃聞_三病重。朕意彌軫。作_三汝可_レ得_レ之任。乃授_三大織冠。以任_三内大臣。改_レ姓爲_三藤原朝臣。とありて。此傳も内大臣なり。但し一本大織冠傳には。これを太政大臣に作れるは誤なり。かの外記と云もの引る異本にもかくあり。されど其説もいと舊き事にて。扶桑略記にも右の詔を載て。仍授_三大織冠。以任_三太政大臣。とあり。さて其次文に。私云。任_三太政大臣。者。其旨未_レ詳。雖_レ出_三家傳。世全不_レ知_レ轉_三大相國。若以_レ任_三内大臣。書誤云_三太政大臣。歟。儘可_三考訪。而已。とあり。雖_レ出_三家傳。とあれは。家傳には早くかくさまに。改め作りしもありしなるへし。されど世全不_レ知_レ轉_三大相國。とあれは。さることなかりしを知へし。又水鏡にも。御門大臣の末をめぐみて。としこの恩を。かならずむくふへし。との給はせて。太政大臣にあげたてまつり給ふよし。仰給ふと。その時の人申よひたりしかとも。此事はたしかにもささるることなかりしなり。然るに三代實錄。十陵四墓の名を擧て。贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足。多武峰墓。とあるを以て。鎌足生前に。太政大臣に成れりと云るもあれど。贈_レ字をいかく見たりけん。かつこれは延喜式に。多武峰墓を。贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣。とありて。政事要略には。定めて不比等公の墓とす。されは鎌足にはあらぬ事明らけし。三代實錄に鎌足と書は。後の撥入なり。

管政友云。國史に藤原氏の大臣の諱を書せしことなし。これはさる御定ありしか故なり。然るに三代實錄にのみ。此公の諱を書へきよしなし。挿入なることもとよりなり。と云り。其文は續紀天平二年六月條。天平勝寶九歲五月二十六日。勅書偶。内大臣太政大臣之名不得稱者云々。さるを。淡海公と延喜式にあるをも。種々に説まけて。鎌足をも淡海公と稱しうなるへしなど云るは。いとも杜撰なり。されどかゝる説古くもありて。大鏡にも。既にそれを弁したる物語あり。大鏡の文次に云り。なほ。故扶桑略記にも。太政大臣の文をば擧なから。正しくは任内大臣と書れたり。なほ多武峰の墓のことは。次に云へし。賜姓爲藤原氏。姓氏錄に。大織冠中臣連鎌子。天智八年。賜藤原氏。大織冠傳にも。改姓爲藤原とあり。然るに扶桑略記に。改中臣姓。賜藤原朝臣云々。尊卑分脈職原抄等にも。朝臣二字あり。また異本大織冠傳にも朝臣とあり。此等みな誤なり。既に姓氏錄にも。右に引る文の續きに。男不比等。天武十三年賜朝臣姓とありて。鎌足公の時には。未だ朝臣の姓はなかりしなり。本紀の如くあるへきなり。さて藤原は。大和國高市郡に在る地名なること。既に云り。○曰藤原内大臣。本に内字なし。今中臣本に據て補。大織冠傳にも。此より以前に。内大臣と書れたるは誤にて。記傳にも云れたるか如く。其は後の稱を前に廻らして。注されたるものにて。まことには此より後の稱なり。記傳云。此時に藤原と云氏を給へりしは。鎌足公一人のみと所思しくて。此後も右大臣中臣金連など云人あり。と云れたるは然らず。此時藤原氏を給へりて。中臣を改め給ひしにはあらず。中臣は本のまゝにて。此鎌足公一族は。居地に依て。中臣藤原連と云る複姓を給へるなり。其は此氏には。他にも例ある事にて。姓氏錄に。中臣方岳連。中臣酒人連。中臣大田連。などの類。中臣

某と云姓多く見えたる。みな名々某々に別なる由ありて。負るなるへけれど。實は中臣氏にて。其職に仕奉れる故に。かく稱來れるなりけり。其中には中臣某と云すして。直に大家連。官處連。殖粟連。志斐連。など云るも多かり。藤原氏を賜ふも此例なり。此等も委しくは中臣某と稱けんを。また直に中臣を省きて。某連とはかりも稱へるを。其儘に錄されたりとおほゆ。其は同書の中にて。亦中臣大家連。中臣宮處連。中臣志斐連。とも見え。餘書にも中臣殖粟連などあるを見て。思ひ弁ふへし。物部氏などにも此例ありて。例をいはく。持統紀三年九月。直廣參石上朝臣麻呂とある人を。四年正月物部麻呂朝臣とあり。この氏も石上に居住て。物部石上朝臣と複姓に賜へるか故に。かく互に省きても記せること。中臣藤原と云るに同じ。さて天武紀十三年に。物部連に朝臣を給へることはあれども。石上に朝臣を給ひしこと見えぬは。もはら中臣例に同じ。さて此石上氏も。後には二つに別れたること。藤原の如し。されは鎌足公の正嫡のみは。何れも藤原と有て。其餘は中臣藤原相通はして稱るにあらず。たゞ鎌足公一族のみの複姓なり。故天武天皇十年三月に。大山上中臣連大島と云有を。同十四年九月に。藤原朝臣大島と見え。朱鳥元年正月九日の處にも然あり。然るに持統天皇四年正月。神祇伯中臣大島朝臣。讀天神壽詞とあり。是を神事に依ては。中臣と云ひ。餘事には藤原と云る狀に聞ゆ。と云る説は。また朱鳥元年十月の處に。大舍人中臣朝臣麻呂。持統天皇二年二月にも。中臣朝臣麻呂とあるを。其七年三月に。葛原朝臣々麻呂とある。この大島臣麻呂も。鎌足公同家の人にて。中臣藤原朝臣の姓を給はれる族

なりければ。かく相通はして云るなり。然るは中臣本系帳。糠手子大連條に。御食子大連公男。中臣朝臣足目。國子大連公孫。中臣朝臣意美麻呂。中臣朝臣大鳥等。被_レ編_レ御食子大連公長子。大織冠内大臣鎌足大連公之列。同賜_レ藤原朝臣姓。訖而經_二二十九箇年_一。文武天皇戊戌年八月丙午朔。詔曰。藤原朝臣所賜之姓。宜_レ令_二其子不比等承_レ之。但意美麻呂等。緣_レ供_二神事_一。宜復_二舊姓_一。とある。此文武天皇戊戌より。逆に數ふれば。其二十九箇年以前は。即天智天皇の御代に當れ_レは。紀に賜_レ姓爲_二藤原氏_一とある時に。其一族共に同じく。中臣藤原氏には被_レ成_レたるなり。然れども。鎌足公はしめ其居地に因て。實に藤原氏なるへけれども。右の臣麻呂大鳥等の人々は其居所地と云にも非りけらし。此を以多くは。單に中臣氏を名乗けむから。右に見えたる如く。不比等公のみ。此を承續しめ給ふべき。御定は出たりける者なるへし。記傳に。藤原と云は。唯稱號と云物の如くにて。正しく姓にも非りけん。故になほ中臣朝臣とも云しなるへし。藤原は別號の如くなりと聞ゆと云しは。かの程性の例をおもはすして。たゞに別號とおもはれたるなれば。委しからず。さて姓氏錄に。藤原朝臣。出自_二津速魂命三世孫_一。天兒屋根命也。二十三世孫。内大臣大織冠中臣連鎌子。天命開別天皇八年。賜_二藤原氏_一。男正一位贈太政大臣不比等。天淳名原瀧真人天皇十三年。賜_二朝臣姓_一とあり。然るに日本紀に。十三年十一月。中臣連賜_レ姓曰_二朝臣_一とありて。藤原連賜_レ姓曰_二朝臣_一と云事の無に依て。複姓をば。其中にこめたること明らけし。記傳に。天武天皇の御世に。朝臣の姓を給へるは。中臣連なれば。不比等公も正しき姓は。なほ中臣なりけん。と云れたるは。さることなれども。藤原をば。たゞ別號と見られたる也けり。鎌足公に中臣藤原氏を給ひて後。不比等公も其を相承たるなれば。藤原氏とは稱_レへられなから。猶中臣藤原氏なれば。中臣連の部に籠めて。等しく朝臣の姓は給へりしなりけり。中臣氏は。もとより皇極紀に。以_二中臣鎌子連_一。拜_二神

祇伯_一と見え。公傳に。世掌_二天地之祭_一。相_二和人神_一とあるを以ても。不比等公にも。其家の行事なれば。傳持れけん事は更なれど。文武紀二年八月詔曰。藤原朝臣所賜之姓。宜_レ令_二其子不比等承_レ之。但意美麻呂等者。緣_レ供_二神事_一。宜復_二舊姓_一焉。とあるは。右の本系帳に。文武天皇戊戌年と出たる是なり。此詔の狀を思ふに。上に云る如く。鎌足公の同族は。同く中臣藤原氏と稱_レへりけるを。此詔より。不比等公のみ。單に藤原の氏を承て。自餘は舊に復して。中臣氏とのみ唱へ。藤原の一家は神事に預らず。朝政のみに仕奉れる事と成れるは。是其始となん見えたりける。其は重胤も。意美麻呂に緣_レ供_二神事_一とあるは。不比等公に緣_レ預_二朝政_一と云に異ならざるを思ふへし。其時より。判然に。皇御孫尊の御前の事を。執持て申給ふ藤原氏と。皇神の御中。皇御孫尊の御中執持て。茂梓の本末不_レ傾。仕奉らるる中臣氏と。各相別れたりける。本系帳に。復_レ舊之由惟其義也。と云る是なり。然れば。右の意美麻呂等者。緣_レ供_二神事_一。宜復_二舊姓_一とあるは。藤原の新號を除きて。舊の中臣氏とのみ云るに復るべきよし。大詔に御坐します事。申も更なり。と云れたるか如し。さてかく此時。藤原を加へて賜ひしは。いかなる由とも。今知かたけれど。思ふに此大臣を寵遇のあまりに。自餘の流なる中臣氏とは。格別に待遇せられんごて。公の居地を以。其一族に命_レ給ひしものなるへし。

辛酉。藤原内大臣薨。

日本世記曰。内大臣春秋五十。薨于私第。殯於山南。天何不淑。不_レ慙。遺_レ者。嗚呼哀哉。碑曰。春秋五十有六而薨。

辛酉は十六日なり。○内大臣薨。大織冠傳云。十六日辛酉。薨于淡海之第。時年五十有六。哭之甚慟。廢朝五日。一作九日扶桑略記も同じ。大織冠傳云。内大臣諱鎌足。字中郎。大倭國高市郡人。其先出自天兒屋根命。世掌天地之祭。相和人神之間。仍命其氏曰中臣。美氣祐卿之長子也。母曰大伴夫人。大臣以豐御食姫天皇二十二年歲次甲戌。生於藤原之第。大臣在孕。而哭聲聞於外。十有二月子誕。外祖母語夫人曰。汝兒懷妊之日。與常人異。非凡之子。必有神功。夫人心異之。將誕无苦。不覺安生。大臣性仁孝。聰明叡哲。玄鑒深遠。幼年好學。博涉書傳。每懷太公六韜。未嘗不反覆誦之。爲人偉雅。風姿特秀。前看若假。後見如伏云々。既而公卿大夫百官人等。皆起喪庭。舉哀。仍給司南方相羽葆鼓吹。送葬之日。路經闕下。親御素服。步臨。勅令輟挽。對輻號泣感噎。自古帝王之隆恩。幸輔之極寵。未下有若今日之盛也。送終之具。因其遺言。務從節儉。以申宿志。粵以庚午庚午は閏九月六日。葬於山階精舍。勅王公卿士。悉會葬所。使大錦下紀大人臣。告送終之辭。致贈賻之禮云々。春秋五十。此下に六字を脱せしなるへし。此の注文。及家傳略記はさら也。公卿補任にも。薨年五十六。在官二十五年。とあればなり。○廼殯於山南。本に廼を遷とあり。今釋紀に依て改。山南は集解に。按淡海國山也。不知指何山也。と云れたるか如し。さて其處より。山階精舍に改め葬りしなるへし。故に扶桑略記に。家傳を引て。九年閏九月六日。大織冠内大臣。改葬山城國山階精舍とあり。但し家傳には。上に引る如く改字なし。これは後に脱せしものなるへし。然るに略記に。また家傳なりとて。又曰。大和國十市郡倉

橋山多武峰。是其墓所也。とあるは。甚疑し。家傳にさる文あることなし。葬山階精舍とありなから。多武峰是其墓所也と云るは。改葬せりと云る説に依て。又記しものなるへし。但し山階精舍今詳ならず。山城志に。宇治郡山階廢寺。在東野村。齊明天皇三年冬十月。内臣鎌子。建山階寺於山州陶原家。設維摩會。自此始。見元亨釋書及扶桑略記。とあれば。其寺なるへし。されど其處に。大臣墓と云ものなければ。後に改葬はしたりしなるへし。然るに元亨釋書に。多武峰定慧。大織冠之長子也。慧在唐。大織冠已薨。歸問弟丞相史曰。先墳何處。對曰。攝州阿威山。慧曰。先公昔語曰。和州談峰。靈勝之區。我若葬彼。子孫益昌。慧與徒屬。上阿威山。取遺骸。改葬談峰。就上構十三層塔。とあるは。事實大に誤れり。但し山階精舍より。阿威山へは。後に改葬せしものなるへし。阿威山は。倭名抄攝津國島下郡安威の地にて。彼生前居住りし。三島別業に近き所にしあれば。そこに遺骸を葬りしことありしならん。されど。それをまた多武峰に遷し事。元亨釋書に云るか如くなるは。甚杜撰なり。按に貞慧傳に。慧以白鳳十六年歲次乙丑秋九月。經自百濟。來京師。則以其年十二月二十二日。終於大原之第。春秋二十三。とあり。白鳳十六年は。則ち天智帝四年乙丑なり。本年己に先たつこと五年前に既に卒りたり。さるを釋書に。慧在唐大織冠已薨といひ。また慧爲改葬遺骸於談峯と云るは。皆誤なり。其上古本大織冠傳には。以元年庚午閏九月。火葬於山階精舍とあり。もし火葬ならは。取遺骸とあるもいかとなり。されどこれは。遺骨と見たらんに。妨なるへし。かく見もて行かは。いつの時に加多武峰に遷しとはせん。いとも不審なることなり。然るに上にも引る。三代實錄天安二年。詔定

十陵四墓。献二年終荷前之幣。贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足多武峰墓。在大和國十市郡。とあるは。い
 ともいとも説をなしかたし。この文まことに慥ならば。延喜式にも其定に記さるべきことなるに。正
 しき式文に淡海公墓とあるは。いかにそや。三代實錄の文は。後に鎌足二字を加へたること明らかし。
 此天安二年に定め給ひしは。なほ不比等の墓とすへし。また家傳の異本にも。此時太政大臣を賜とあ
 るも。誤なることは。上に云る如くなるか。もしこれを正しといはば。何故に贈太政大臣正一位と記
 したりけん。これも不比等なる證なり。もとより此時の大織冠内大臣は。後の正一位太政大臣に當れ
 ること。大織冠の上には上階なし。内大臣は在左右大臣上とあるにても。明らかし。何を飽すとして。改めてさる後の官位を贈給はん。もし天
 安の頃に。已にさることありとしたりんには。家傳にも。始より内大臣諱鎌足など書へきよしなきを
 や。其他藤氏の書る上表などの文にも。盡く内大臣とあるをや思へし。されといつの頃よりか。此多
 武峰にも。鎌足を祠りしことはありしなるへし。時代は知かたし。さて後世には。淡海公とあるをさへに。鎌足
 と爲て。大鏡に云。かくてかまたりのおごきは。天智天皇の御時。藤原姓給はりて。そのとしそ。う
 せさせ給へりける。内大臣の位にて。二十三年五イおはしましける。太政大臣きはめたまはねど。藤原の
 御いてはじめの止事なきによりて。うせ給へる後のいみな。淡海公と申けり。このしけきか申やう。
 大織冠をは。いかで淡海公とは申させ給ふそ。大織冠は。大臣の位にて二十五年。御とし五十六にて
 なん。かくれおはしましける。ぬしのたまふこととも。天の川をかき流すやうに侍れど。をりく

かよるひか事そまじりたる。とあるなど。其頃已にかよるあやまりあることを。故にかくわきまへ云
 るにても知へし。かへすくも思ひ惑ふ事なかれ。不慈遺者。本に慈を整に作る。誤なり。今中臣本
 及集解に據て改む。また本に整をタスケと訓めれども。それも義たかへり。此慈字は。通證に整當レ作
 レ慈。説文問也。又訓ニ奈麻之比。詩注。心不レ欲而自強之辭。又王肅曰。且也。とあり。按に左傳哀公十六年。
 是天未レ吊。不ニ慈遺ニ一老。注に慈且也とある。この義なり。シハラクと訓へし。ナマシレの意も。なきにあらす。考本には。シハラク。ナマシレ。と訓あり。タスケと訓へき義なき字なり。又舊訓に遺者。ノコレオキナと訓るも非なり。此の文意は。且ラクモ。書ツ遺シタマハスと訓へきなり。左傳の文と引合せ見て知るへし。○碑は。鐫石の義なり。藥師
 寺佛足石歌に。伊波爾惠利都久とあり。碑の事は。喪葬令に。凡墓皆立レ碑。記ニ具官位姓名之墓。義解。
 碑者刻レ石銘文也。とあり。さて此碑文は。公傳に。百濟人沙吒昭明。才思穎拔。文章冠レ世。傷ニ令名不レ
 傳。賢德空没。仍製ニ碑文。今在ニ別卷。とあれど。今世に傳はらず。惜むへし。

甲子。天皇幸藤原内大臣家。命大錦上蘇我赤兄臣。奉宣恩詔。仍賜金香鑑。

甲子は十九日なり。これを家傳には。五日甲子とあり。五日は十九日の誤なるへし。○命大錦上蘇我赤
 兄臣云々。家傳云。五日甲子。遣宗我舍人臣。詔曰。内大臣某朝臣。不レ期之間。忽然薨謝。如何蒼天殲ニ我
 良人。痛哉悲哉。弄レ朕遠遊。怪矣惜矣。乖レ朕永離。何爲送別之言。何爲不レ送之語。非レ謔實是。日夜相携。

作_レ伴任使。朕心安足。云爲无_レ疑。國家之事。小大俱決。八方寧靜。萬民无_レ愁。將_ニ茲辭爲_ニ贈語。語鄙陋而不足。嗚呼々々。奈何々々。公献_ニ說廟堂。於民自利。說_ニ治帷幄。與朕必合。斯誠千載之一遇也。文王任_ニ尙父。漢祖得_ニ張良。豈如_ニ朕二人_一哉。是以晨昏握_レ手。愛而不_レ飽。出入同_レ車。遊而有_レ禮。巨川未_レ濟。舟楫已沈。大厦始_レ基。棟梁斯折。與_レ誰御_レ國。與_レ誰治_レ民。每_レ至_ニ此念_一。酸切彌深。但聞。无上大聖。獨不_レ得_レ避。故微慰_ニ痛悼_一。小得_ニ安穩_一。若死者有_レ靈。信得_レ奉_レ見_ニ先帝及皇后_一者。奏曰。我先帝陛下。平生之日。遊_ニ覽淡海及平浦宮處_一。猶如_ニ昔日_一焉。朕每_レ見_ニ此物_一。未_ニ嘗不_ニ極_レ目傷_レ心也。一步不_レ忘。片言不_レ遺。仰_ニ望聖德_一。伏深_ニ係戀_一。加以出家歸_レ佛。必有_ニ法具_一。故賜_ニ純金香爐_一。持_ニ此香爐_一。如_ニ汝誓願_一。從_ニ觀音菩薩_一之後。到_ニ兜率陀天之上_一。日々夜々。聽_ニ彌勤之妙說_一。朝々暮々。轉_ニ真如之法輪_一云々。とあり。蘇我赤兄臣とあると。宗我舍人臣とあるとは。同人にはあらし。異なる傳なり。

十二月。災_ニ大藏_一。是冬修_ニ高安城_一。収_ニ畿内之田稅_一。于時災_ニ斑鳩寺_一。是歲。遣_ニ小錦中河内直鯨等_一。使_ニ於大唐_一。又以_ニ佐平餘自信_一。佐平鬼室集斯等。男女七百餘人。遷_ニ居近江國蒲生郡_一。又大唐遣_ニ郭務悰等_一二千餘人來。

收畿内之田稅。下文に積_ニ穀與_レ鹽_一とあり。軍糧の爲なるへし。令義解謂。租稅者並是田賦。唯新輸曰_レ租。經貯曰_レ稅也。とあり。○河内直。欽明紀に出。○遷居近江國蒲生郡。上にも以_ニ百濟百姓男女四百餘人_一。居_ニ

于近江國神前郡。とあり。都近くの國なるか故に。人民を多くせんとにや。さて蒲生郡小野村。西宮祠の境内に。鬼室集斯墓。と彫れる古碑あり。右横面に。朱鳥三年戊子十一月八日殂。左横面に。庶孫美成造と記せり。按に集斯子。當時既亡ひて。美成庶子の子にて。集斯の世嗣と爲りしものなるへし。さて此墓は造れるにやあらむ。この鬼室集斯も百濟人なれば。此に由あり。○二千餘人來。本に來字なし。今中臣本に依て補。略記には。郭務悰等三千餘人來朝。令_レ居_ニ近江國蒲生郡_一とあり。誤なるへし。

九年庚午

九年春正月乙亥朔辛巳。詔_ニ士大夫等_一。大射_ニ宮門内_一。戊子。宣_ニ朝廷之禮儀_一。與_ニ行路之相避_一。復禁_ニ斷誣妄妖僞_一。二月造_ニ戶籍_一。斷_ニ盜賊與_レ浮浪_一。

乙亥朔の下に。例の天皇外記に。日本決釋を引て曰く。百官朝賀。朝賀之儀始_ニ于此_一とあり。他書に見えず。疑はし。もしくは。次なる定_ニ朝廷之禮儀_一とあると。一なるへきか。○辛巳。七日なり。○大射の字。始て見えたり。大射は。正月十七日に行はるること。西宮記。北山抄。公事根源等に見ゆ。孝德紀太化三年正月の下に云り。○戊子。十四日なり。○宣朝廷之禮儀。考本宣を定に作る。此時の禮儀は。別式に記したりしなるへし。續紀三に。定_ニ朝廷之禮儀_一。語具_ニ別式_一とある類なり。職員令。式部省卿一人。掌_レ助_ニ導人君之禮儀_一。義解謂。朝廷之禮儀也。中務省卿一人。掌_レ侍從獻替。贊_ニ相禮儀_一。義解謂。禮節也。儀威儀也。言助_ニ導人君之禮儀_一也。内禮司正一人。掌_ニ宮内禮儀_一。義解謂。門籍以內禮儀。などあり。○行路之相避。儀制令。凡行路巷街。賤避_レ貴。

少避老。輕避重。江家次第二十に。路頭禮節數條を載たり。續紀一に。禁正月往來行拜賀之禮。如有違犯者。依淨御原朝廷制。決罰之云々。などあり。○誣妄妖偽。字鏡に訛太波已止。堪糞抄に。そらろことを。たはこと云。光仁紀に。於與豆禮加毛。多波許止乎加毛。萬葉集に。於餘豆禮能多婆許登等可毛。などあり。和訓栞に。たはこと妄語をいふ。謠言也。謔言も同じ。新撰字鏡に。誣又訛をよめり。今うはこと、いふは。うはの空なる言の意なり。と云り。於與豆禮。言義詳ならず。オコツレは。老つれか。猿樂狂言の詞に。ツレを云と云。天武紀に妖言をも訓り。○外記に。事始を引て。是月。以蘇我果安巨勢人紀大人。爲御史大夫。置御史大夫。始于此。とあり。本紀には辛未年の事と爲たり。下にみゆ。○二月造戸籍。戸籍のことは既に云り。此年の戸籍の事は。姓氏錄序に。皇極握鏡。國記皆燔。幼弱迷其根源。較強倍其偽說。天智天皇儲宮也。船史惠尺。奉進燼書。至庚午年。今年なり。編造戸籍。人民氏骨。各得其宜。戸令に。凡戸籍恒留三五比。其遠年者。依次除。近江大津宮庚午年籍不除。とあり。戸籍のことは。上にもしは。見えたれど。今年のは。殊に嚴に正し記しけん。右に引る姓氏錄序。戸令等を始め。續紀以下の史まで。庚午戸籍として。毀たすして世に傳べきことをしるせり。しかるに義解に。尤恭に。庚午年なし。○盜賊のことは。詳に賊盜律に見ゆ。○浮浪。天武紀に浮浪人とあり。日本靈異記に。宇加禮比止と云訓あり。尋常の民の如く。産なく。て。うかれ居る人を云。そもく浮浪とは。いかなる者ぞと云に。本貫を離れ。他郷に浮宕して。戸籍に編せられぬ民を云ふ。何故に人民は。己か本

于時天皇幸蒲生郡置邇野而觀宮地。又修高安城。積穀與鹽。又築長門城一。筑紫城二。

土に安居せずして。戸籍を脱し。他郷に流浪するぞと云に。是は課役を逃避せん爲にして。奈良時代の始より。平安京遷都以後へかけ。漸く夥くなりし事は。國史を讀む人の能く知る所なり。この浮浪の事。まぐの弊害ありしこと。關根正直か。上古浮浪人の多かりし。一原因を記したるものあり。いと詳なれど。みな奈良朝以後なれば。ことには。本書に付て見るべし。いと尤富なる論ともなり。たゞことは。其國史に見えたる始とすべし。

置邇野。本に置を遣に作れり。通證に訓遺邇。爲比母。義未詳。とあり。今中臣本に仍て改む。本に。は置とあり。上の一置の聲減せしにて。是も同じ。置を俗に。は遣に作れり。遣と字樣相涉りて。遂に誤を致せるなり。但し邇を母と訓る義は。通證に云るか如く。實に知かたし。されど舊訓に。ヒモノとあるは。誤にはあらざるべし。新撰六帖に。近江なる比母乃の里のかは櫻。名寄に。近江國檜物里などあり。通證に。今有日野町と云へれば。其處なるにや。なほよく考へし。觀三宮地とあれば。けにも今の日野町のあたりなるべし。但し今日野と云所とは。哪か隔たりて。比母野と云所あり。今ヒノと云もあり。と云り。是は此紀の。○長門城。近藤清石云。長門城。長門國志に。今何處といふ事を知らず。豊東郡前田。赤間關の。の東に。茶白山と云ふ山あり。其山より古瓦出づ。大き一尺五寸餘。厚二寸餘。大抵奥州多賀城瓦。及び大宰府都督城瓦に類せり。今按ふに是即ち長門城瓦ならん歟。もし然らば。此山長門城の遺跡にて。其城瓦の残れるもの歟。蓋此山。海陸咽喉の要地にあれば。要害の城を

築かれけんも知るべからず。前田村の古老傳て。阿彌陀寺鎮守八幡宮。もと此山に在し故。其宮瓦ならんと云へども。神社にかゝる大瓦を葺ける例を聞かず。又彼古瓦を。本國の人は。火山城瓦と云へど。この瓦火山にはさらにあることなし。只此山にのみ時々に出づ。是は厚東氏。大内氏本國の守護職たりし時。其臣火山に居城せしことあるを。今人も能知れることなれば。其城瓦ならんと思ひ。しか云ふなるへし。今其瓦を閲するに。其頃の物に非らず。最も古きものをや。おのれこの雄瓦の頭をもて。古色愛すべきものなり。といへるが。いかゞあらん。茶臼山長門城なる確證のあらねは。其長門城は他に在りて。其残瓦を。茶臼山に城を築く時に。取れるもの歟もはかりがたし。周防國吉敷郡高嶺城は。弘治三年大内義長の創築なるが。殘瓦なり。中當時のものよりふるさきものあり。これ近傍の寺家などよりとれる。他より取れるとせば。臨海館の殘瓦もあるべくおもはる。おのれは長門城は。豊浦村の大唐櫃山。小唐櫃山にはあらじ歟とぞおもふ。さるは達率答煉春は韓人にて。それが築く所なれば。後世カラヒト山と云ひけんを。カラヒツ山と訛り。唐櫃山と文字をあてしならん。土人はいままもカラウト山と唱ふ。客人をマラウトと云ふと同じく。韓人山なるべればなり。長門國志に。小唐櫃山城。豊府志云。土肥次郡此山上に陣を取れり。城跡考も同じ。大唐櫃山城。豊府志云。文治元年源義經此上に陣を取れり。城跡考も同じ。或説をあげて。義經此度の軍功を。後代に示さんとして。石唐櫃に。兵具甲冑等を入れ。此山の峰に埋めたまひし故。唐櫃山と云ふよし。小唐櫃大唐櫃。南北に相對し。大小の山なる故。大小唐櫃山と云へりといへるが。こは後世の事にて。殊に志略の或説は。唐櫃の文につきての附會説なり。と云り。筑紫城。本に城字脱たり。今考本に據て補。

三月。甲戌朔壬午。於山御井傍。敷諸神座。而班弊帛。中臣金連宣祝

詞。

壬午は。九日なり。○山御井傍。通證云。疑此近江滋賀郡。長等山三井寺之地。宜與天武紀上山前併考。三井舊作御井。寺之西岩有泉井。見元亨釋書。古今集云。滋賀乃山踰爾豆。石井之許爾豆云々。後撰集云。志賀爾詣豆。希有也。昔乍乃山井波。清正集云。近江邊降介留爾。山井止云處爾。とあり。元亨釋書に園城寺者。大友與多所建也云々。圓珍問大友氏曰。此寺曰御井。何。答曰。寺之西岩有泉井。天智文武持統三皇降誕時。汲此井水。爲浴湯。俗因號御井云々。乃改御井爲三井。曰取三皇浴井之事也。また今昔物語十一に。寺の下に。石筒を立たる一の井あり。一人の僧來れり。此寺の住僧なりと名乗て。大師に告て云く。是井は一なりと云へど。名は三井と云ふ云々。三代の天皇。生れ給へる産湯水を。此井に汲たれば。三井とは申なり。などあり。信友云。この御井と稱ふ謂の俗詞は。信かたし。三皇ともに。大和にて誕れさせ給へるに。何の由ありてか。三代相續て。はるく此地の井水を。御産湯に用給ふへき。今推考るに。いはゆる御井は。天智紀九年三月。於山御井傍。敷諸神座。而班弊帛。と見えたる山御井にて。今昔に。寺の下に石筒を立たる一の井ありといひ。釋書に。寺の西岩有泉井。といへるも。其なるへし。さて其御井より出て。其よりわたりの地を御井と呼ならへるを。圓珍か例の偽妄説をかまへ。三代の天皇の御産湯の由縁を造言して。里俗などに。まことしげに。語りきかせ

なごして。縁起文に。かくは記せるものなるへし。と云り○敷諸神座。御井の水の清々しき傍に。神座を敷給へるは。神武天皇の。靈時を鳥見山中に立給へるか如くなるへし。都を遷し給へるにつきて。こゝに神祇官を設けられしものなるへし。通證に。今按。此如大嘗祭之式也。蓋古者有此禮。可三以觀一矣。元正紀曰。遣唐使祠神祇於蓋山之南。光仁紀曰。遣唐使拜天神地祇於春日山下。桓武紀曰。祀天神於交野柏原。賽宿禰也。とあるは。此時のを。臨時の神祭と見られたるなり○班幣帛。義解に。班猶願也。とあり。諸社の禰宜祝部を。官の祭庭に召して。供るへき幣帛を。願ち受けしむるを云。式また世々の官符等に見えたり○中臣金連は。補任に可多能古連之孫。糠手子連之子也。とあり。此人右大臣となり。壬申亂に誅せらる○宣祝詞。神祇令に。仲春祈年祭。其祈年月次祭。百官集神祇官。中臣宣祝詞。忌部班幣帛。義解謂。宣布也。祝者贊辭也。言以告神祝詞。宣聞百官。班猶願。其中臣忌部者。當司及諸司中。取用之。とあり。中臣金連も。此家に附たる職掌にて。今祝詞を宣聞するなり。

夏四月癸卯朔壬申。夜半之後。災。法隆寺。一屋無餘。大雨。雷震。

壬申は三日なり○災法隆寺。上文に所謂斑鳩寺なり。大和志云。法隆寺名區也。金堂講堂。五級浮屠。東院。夢殿。西圓堂。其餘殿堂二十七宇。僧院六十餘宇。寺有厩戸太子遺器瓶物云々。とあり。委くは推古紀斑鳩寺の下に云り。さて此法隆寺は。推古天皇の御世に。聖德太子の創營し給ひしにて。金堂は實

に無類の古建築。又堂内の壁畫といふものは。凡そ皇國內の古畫のいちしるき精美。これに勝るものなく。其建築同時のものなるからには。實にこれに立まさる彩色畫あることなすと云り。然るに。こゝに火災に罹りて。一屋無餘の明文あるを以て。これを見れば。今在るは再營のものなり。さるからに。本寺伽藍縁起。流記。資財帳。また七大寺年表と世に稱する古書を始め。色葉字類抄などにも。和銅年間にかけて。本寺經營のよしいへるは。必かの焼亡後。再建のことありしなるへし。然れば即今の金堂は。推古時代のまゝならずして。和銅年間再營せしものなり。さてかく和銅の再營ならんにも。創建せし推古ころの舊様に因循せし事は。すへて古今の流例を以てもいちしるければ。なほ現今の建築は。推古帝時代のものと見て。決して障る事なき物とす。と小杉楓邨云り。この法隆寺罹災の事に附ては。この本紀の説を誤なりと云るもあり。或は一屋無餘など。あまり文勢甚きに過たるにて。まことには。今在る佛像法具。其餘災を免れしものならん。など云る説あれども。たしかには定めかたし。故今姑く本紀の文に據て。小杉氏の説を記しおくものなり。なほ同氏の法隆寺建築。及壁畫説の一語あり。○大雨。本に大を火に誤る。

五月童謠曰。于知波志能。都梅能阿素弭爾。伊提麻栖古。多麻提能伊鞞能。野鞞古能度珥。伊提麻志能。俱伊播阿羅珥茹。伊提麻西古。多麻提能鞞能。野鞞古能度珥月六。邑中獲龜背書申字。上黃下玄。長六寸許。

秋九月辛未朔。遣阿曇連頰垂於新羅。是歲造水碓而冶鐵。

童謠。この童謠は。法隆寺災のこころを。豫に知らせたるなりと説るも。疑はしけれと。外に思ひよれる解もなければ。姑其に従ひて。守部の説を次に記す。守部云。此に五月童謠曰とあるは。記し後れたるなり。此童謠は。四月壬申より以前に。謠ひしにそある。凡て紀文は。何事の上も後れて記せるか多かり。是に准ふるに。上の齊明紀童謠も。六年十二月は。天皇行幸。又船を造られたる年なれば。童謠は。其年の春夏の間。或は五年の冬の頃うたひしなり。さるを船蟪等の怪の因に。六年十二月條には記されたるなり。その心して見るへきわざと云り○于知波志能は。打橋之なり。打橋の事は。既に神代紀に云り。こゝにては。たゞ橋の事に云り。此は都梅と云出んまでの枕詞なり○都梅能阿素弭爾は。集之遊爾なり。于知波志より係れるは。端また頭の義なり。釋紀に都梅爪とあり。爪は借字なれども。百鍊鈔寛元元年正月條に橋爪と云事あり。萬葉九に。大橋頭爾家有者。催馬樂竹川。太介加波乃。波之乃川女那留也。などあり。さて端とは。ツマとも云て。橋際と云に同じ。今世にも橋端と云か如くなるを以てなり。それを集に轉して云るなり。守部云。集の遊とは。萬十六。墨江乃。小集樂爾出而。寤爾毛。己妻尙乎。鏡登見津藻。左注云。右傳云。昔者有鄙人。姓名未詳也。于時鄉里男女。衆集野遊。是會衆之中。有鄙人夫婦。其婦容端正。秀於衆諸。乃彼鄙人之意。彌増愛妻之情。而作斯歌。讀嘆美貌也。とあり。此本文左注等と相合せて按に。當昔

郷里の男女。衆集て遊ぶ日あるを。集之遊と云けん。今も人の多く會する處を。詰所と云都米是なり。さて其遊日の事。常陸播磨等の風土記に云る燿會は。又少し異なれど。其ならて。郷里人の出て遊日のことも。をりく見ゆ。今武藏國幸手領にて。毎年三月酒盛と名けて。男女とも必出て遊ぶ日ありて。郷村毎に二日三日に及ぶ。此事何處にもある中に。伊勢桑名郷村にては。或は鎮守神社。又は寺院に集ひて遊ぶめり。大和國高市郡宇智郡邊より。吉野あたりも又同じ。其名目は。國々にて異なるへけれど。宇智郡邊にては。四月の遊を。都米並と云と聞り。此は若かる頃さし事なれば。今儘かにも云かたし。よく其郷村に依て尋ねへし。今彼墨江之小集樂とあるに准ふるに。此時法隆寺にも。さるわさありしを云なるへし。即此童謠も。其年の三月頃謠ひけんとおほしかるも。小集樂すへき時にあたりて。此彼由あればなり。と云り○伊提麻栖古は。出坐子にて。子とは誰ともなく。寺坊の人々を指していへるなり。と守部云り○多麻提能伊鞞能。玉手之家之なり。釋紀に。玉手也。處名也。玉手。葛上郡有玉手村玉手丘とあり。玉手と云地處々にあれば。葛上郡に限るへからず。解に。法隆寺の邊にも。さる地名あるにや尋ぬへし。家とは即法隆寺をさすかと云り。守部か。魂代之家。の説は信かたし。○野鞞古能度珥は。未詳。武郷云。八重園外か。釋に八重戸外也と云れど。月は字音なり。或説に八重此外と云る。も。信かたし。解に八重込。外と云るも。よろしともきこえず。守部か。八重九重十重にと云を。省るにやあらん。大寺の事なれば。所謂七堂伽藍の他にも。坊舎八十餘ありけるに。前文に一屋無し餘とあるに考へ合すへしと云る。解説はさることなれども。八重九重十重など云るは強言なり。此説によりて考ふるに。八重九重の外にとせんか。考へし○伊提麻志能。俱伊播阿羅珥茹。出坐之悔者不

有そなり。此を萬葉集に不知を志良爾。不し飽を阿加爾。と云の類なりと云説あれど。聊異なり。珥珥と續け云る例。萬葉になし。たゞあらじそにて。よくきこゆるなり。 ○伊提麻西古。多麻提能鞞能。上に同じ。但し鞞の上。伊字を脱せるか。集解には補たり○野鞞古能度珥。一首の意は。解に。かくうたへるは。火災あるへければ。家込の所を外に出て。逃れよとのさとしなるへしと云る。まつは其意なるへし。守部の説は強言なり。さて按に。集解には。按蓋重誦之意。勳天武天皇。出家逃位也。と云り。これは又文の重誦に據て。思付たるものなるへけれど。さもあるへくおもはゆ。さるにても。玉代の家など云へるに。今すこし似付はしき考はなきか。よくく。○申字。通證に。今按壬申之亂兆也。と云り。○上玄下黃。又云。天地易位也。と云り。信友云。前合せていはと。さもいはるへけれど。さる異物の出る事は。古今もありて。事もなきことなれば。今より云はても有ぬへし。 ○造水碓而冶鐵。本に冶を治に誤れり。今正せり。これは水車に掛て機巧を成すなり。通證。桓譚新論曰。水碓。曰。轆車。注。今俗依水涯。壅上流。設水車。轉レ輪。與碓身交激。使自春。即其遺制也。○崇福寺記と云ものに據れば。此年十一月三日。天皇崩。とあり。本紀と異なり。下に引く。

十年辛未

十年春正月己亥朔庚子。大錦上蘇我赤兄臣。與大錦下巨勢人臣。進於殿前。奏賀正事。癸卯。大錦上中臣金連命宣神事。

庚子。二日なり。○巨勢人臣。人は天武紀に比等とあり。續紀勝寶五年三月。大納言兼神祇伯巨勢朝臣奈氏麻呂菟。小治田朝小徳大海之孫。淡海朝大納言大紫比登之子也。とあり。補任にも。毗登臣。小徳大海之男。とあり。萬葉二。大伴宿禰。巨勢部女。時歌一首。巨勢部女。報贈歌一首ありて。其注に。近江朝大納言巨勢人。壽之女也。元暦本にあり。即大伴安麻呂卿の妻なり。また元暦本に。大伴宿禰田主。即佐保大納言大伴部第二子。母曰。巨勢朝臣。と見

えたり。さらは大伴安麻呂。人臣の女巨勢部女を娶て。田主を生るなり。(佐保大納言即安麻呂なり) ○奏賀正事は。公事根源に。元日奏賀奏瑞とて。二人の者。庭にすくみて。祝申事也。是は去年の目出たき賀瑞共のあるを。國々より申せば。それを記して。今日是を奏するなり。とある事となるへし。又諸司奏と云事あり。諸司より物をたてまつる。中務省御曆奏。宮内省氷様奏。腹赤奏。若當卯日卯杖奏。などの事。江次第延喜式等に見えたる。これら後に始れる事もあるへく。又此御時に定れることもあるへし。萬葉二十。新年之始。乃。波都波流能。家布敷流由伎能。伊夜之家餘其騰。餘其騰は吉事なり。○癸卯。五日なり。○命宣神事。中臣本に命字なし。恐くは衍なるへし。考本には。一本令字。神事は神語なり。舊事紀に。天種子命奏。天神壽詞。とあり。神世の古事を大前に奏すは。上古の儀式なり。 先には是日大友皇子太政大臣に拜し。及左右大臣を置給ひしことを。神祇に告し給へるならんかと思ひしは。あらざりき。

是日。以大友皇子。拜太政大臣。以蘇我赤兄臣。爲左大臣。以中臣金連。爲右大臣。以蘇我果安臣。巨勢人臣。紀大人臣。爲御史大夫。御史蓋今之大納言

是日二字。中臣本になし。○拜太政大臣。略記に。以大友皇子。爲太政大臣。年二十五歳。とあるは。御年たかへり。さて太政大臣は此時を始とす。太政大臣は。倭名抄。於保萬豆利古止乃於保萬豆岐美。後には。おほい。まう。ち。き。み。と。呼。び。お。ほ。き。は。於。保。萬。豆。利。古。止。を。は。ふ。ま。て。云。る。な。り。於。保。萬。豆。岐。美。も。正。し。く。は。お。ほ。き。ま。へ。つ。き。み。と。云。へ。き。な。り。 職員令に。太政大臣。師。範。一。人。儀。刑。四。海。經。邦。

論道。燮理陰陽。無其人則闕。義解謂。太政大臣有德之選。非分掌之職。爲無其分職。故不稱掌。設官待德。故無其人則闕。職原抄に。故云則闕之官とあり。通證に。今按。唐令言三師三公。並無其人。則闕。今据令文。太政大臣獨兼之。故專有此稱而已と云り。此稱とは。則闕のことなり。さて太政大臣と云官こそは。此時を始と爲へけれとも。太政官は既に建給ひしなるへし。この事孝徳紀に云り。考合すへし。天皇つねに東宮皇太弟の威望を。滅かんとおもほすか故に。始て太政大臣の官を置きて。大友皇子に諸政を委任し給ふは。遂に御位を皇子に授給はむとの。御下心にましますなり。故此時任し給へる左右大臣も。みな其方の人ともなり。さて懷風藻には。大友皇子爲太政大臣。在七年戊辰とありて。四年の差あり。此と異なり。下に注す。信友云。懷風藻には。年甫弱冠。拜太政大臣とあり。弱冠は。曲禮に二十日弱冠とあれど。文には必しも二十のみに拘はらず云る例なりと云り。○赤兄臣爲左大臣。略記に。同日右大臣蘇我赤兄。任左大臣。四十九。補任に。時稱藏大臣とあり。○金連爲右大臣。略記に。中臣朝臣金連。この朝臣は。誤なるへし。任右大臣。糠手子大連公之子也。とあり。○蘇我果安臣。何人の子なりやは詳ならず。此人は壬申亂に。みづから頸を刺て死せり。軍舉りて後。子某も流されたり。○紀大人臣。大人は。神代紀に訓子志とあるに據て訓へし。紀氏系圖に。此を伊加字。登と訓るは非事なり。此人は。續紀三に近江朝御史大夫贈正三位大人とあり。大納言正三位紀朝臣麻呂の父なり。○御史大夫。事始に此事。四年庚午の下にありて。置御史大夫。始于此とあり。されど此名目は。宣化紀元年に。大臣大連の次に。阿部火麻呂爲大夫とあるは。そこにも注る如く。御史大夫の始にて。恐くは御史の二字の脱したる

ものならん。おもはる考をのせたり。但しそこには。大夫をマウリコトマナキミと訓み。これには。オホキモノマウリス。ほゆるよしも既に云。ウカサとあるか異なれど。なほ此の訓正しくて。宣化紀の方は誤りならん。おほゆるよしも既に云。さして御史大夫は。此の注に蓋今之大納言乎とあるか如く。まことに後の大納言にあたり。合せ見るへし。さて御史大夫は。此の注に蓋今之大納言乎とあるか如く。まことに後の大納言にあたり。扶桑略記には。此をも同日始置大納言とあれは。もしくは兩様に。此時に呼しも知へからず。故次の天武紀には。大納言は。倭名抄に。於保伊毛乃萬宇須豆加佐。職員令に。大納言四人。掌參議庶事。納言とも書てあり。大納言は。倭名抄に。於保伊毛乃萬宇須豆加佐。職員令に。大納言四人。掌參議庶事。敷奏宣旨。侍從獻替とある。これ其職掌にて。義解に。納言王者喉舌之官也。言納下言於上。宣上言於下也。とも。與右大臣以上。共參議天下之庶事。若右大臣以上无者。即大納言得專行云々。ともありて。大臣に繼たる官なり。然るに職原抄の唐名に。御史とあるは。彈正のことなり。松下見林云。前漢御史大夫。當大納言。後漢及唐御史大夫。當彈正。凡唐名以三其職相似。當之。故有不符者。と云り。○注に御史蓋今之大納言乎の九字。或説に古本无宜削と云り。集解にも私記攙入として削れり。天武紀に。大納言蘇我果安臣とあれは。攙入なることは明らけし。○かくて此時の事を論ひて。信友云。天皇の御世の元年。大友皇子御年十五にならせ給ふとき。御弟大海人皇子を。皇太子に立て給ひにき。然らば。もどより大友皇子を除て。御弟皇子にとは。おもほしかけ給はさりつらめと。止事え給はぬ義のありける故なるへし。天智天皇大海人皇子は。齊明天皇の同胞の皇子に坐けるを。天智天皇は。御母帝の女子として。御世を嗣かせ給ひ。女の子には。大海人皇子を。母帝の遺詔給へるにやあらむ。なほおもひ合さる事は。下に云へし。されど陰にはなほ此皇子を。あなかりに念し入給ひ。皇子も又同じみちに。ともにおもほしかけ給へる御眞情なりけれと。いかうはせんにて。過し給ふへきを。年比御たのもし人とありける鎌足内大臣の。諫

奉るとはなくそ。かへりて陰に助奉りさへせられたるによりて。御力をえ給ひ。ますくその御まこ
ろなる御行をせさせ給へるから。遂に壬申の大亂とそなれりける。さて其天智天皇の陰の御心の。
露顯アラシきこえ給へることは。十年正月癸卯。大友皇子をもて。始て太政大臣に拜して。諸臣の上首とじ
給ひ。同時に蘇我赤兄臣を左大臣に。中臣金連を右大臣に。蘇我果安臣。巨勢比等臣。紀大人臣を。御
史大夫といふ職に。始て任じ給ひて。此五臣を以。ことさらに皇子に心を同せて。仕奉らしめ給ひけ
り。そはかの御眞情のすちを。謀はせむの御陰心なりけり。かくて同年の九月。天皇御病にわつらひ
給ひけるか。十月十七日。彌留なり給へる由にて。蘇我臣安麻呂をして。東宮大海人皇子を召れけり。
安麻呂日ころ東宮の好み給ひける人なりければ。此時密に東宮に告知らせ奉れることあり。かくて
天皇東宮を臥内に召入給ひて。朕疾甚。以_レ後事_ニ屬_レ汝云々。と詔けるを。東宮辭讓て。臣之不幸。元有_ニ
多病。何能保_ニ社稷。願陛下_ニ舉_ニ天下。附_ニ皇后。仍立_ニ大友皇子。宜_レ爲_ニ儲君。臣今日出家。欲_レ修_ニ功德。と請
奏し給ひければ。すなはち聞召入給ひけり。略_中かくて同月の内に。大友太政大臣を。皇太子に立給ひ
にき。略_中さてかの五臣は。上に云へる如く。皇子におはしまして。太政大臣に拜され給へると同時に。
共に高官に任じ給ひけるを。今かく皇太子に。心屬奉りて。仕奉らしめ給へるは。深き御陰心ありて
の事なるへし。と云れたり。

甲辰東宮太皇弟奉宣

或本云。大友皇子宣也。

施行冠位法度之事。大赦天下。法度冠位之名。

具載於新律令。

甲辰は六日なり。通證に。六日叙位始_ニ于此。見_ニ公事根源。と云り。○東宮太皇弟。東宮と申す稱。始てこ
こに見えたり。この事に付ては信友の説あり。天武紀のはじめに。立爲_ニ東宮。とある下に云り。或本云。
大友皇子宣也とある。此時は既に大友皇子太政大臣となりませれば。皇子宣の方なるへし。○施行冠位
法度之事。注に具載_ニ於新律令。とあれば。これ近江朝廷の令なりしなるへし。弘仁格序に。古者世質時
素。法令未_レ彰。無爲而治。不肅而化。暨_ニ于推古天皇十二年。上宮太子親作_ニ憲法十七箇條。國家制法自_レ茲
始焉。降_ニ至天智天皇元年。制_ニ令二十二卷。世人所_レ謂近江朝廷之令也。此事本紀に洩たれども。元年に制し給
ひしを。今年施行し給へるなるへし。持
統紀に。三年班_ニ賜諸司令一部二十二卷。とあり。又天武紀十年の下にも見えたり。通證に。今按。大抵律
令。濫_ニ觴于孝德帝時。經_ニ天智天武持統。而沿革增損。至_ニ文武朝。始撰定。謂_ニ之古律令。及_ニ元正朝。復刊
修重撰。是今律令也。養老中詔曰。中世政綱。近江帝復興。藤原朝損益。蓋謂_レ此也。と云り。さて此律令。
旨と鎌足大臣の預り定められし事は。本紀には載ざれど。大織冠傳即位二年の下に。先_レ是帝令_ニ大臣。
撰_ニ述禮儀。刊_ニ定律令。通_ニ天人之性。作_ニ朝廷之訓。大臣與_ニ時賢。損_ニ益舊章。略_ニ爲_ニ條例。一崇_ニ敬愛之道。
固止_ニ奸邪之路。理慎_ニ拆獄。德洽_ニ好生。至_ニ於周之三典。漢之九篇。無_ニ以加_ニ焉。とあるにて知られたり。

丁未。高麗遣_二上部大相可婁等_一。進調。辛亥。百濟鎮將劉仁願。遣_二李守眞等_一。上表。是月。以大錦下。授_二佐平余自信。沙宅紹明_一。沙宅紹明。法官_{大輔}。以_二小錦上_一。授_二鬼室集斯_一。鬼室集斯。學_職。以_二大山下_一。授_二達率谷那晋首_一。達率谷那晋首。法_兵。木素貴子。法_兵。憶禮福留_{法_兵}。答焯春初_{法_兵}。焯日比子。贊波羅。金羅金須_{法_兵}。鬼室集信_{法_兵}。以上_二小山上_一。授_二達率德頂上_一。吉大尙_{法_兵}。許率母_{法_兵}。角福牟_{法_兵}。以下_二小山下_一。授_二餘達率等五十餘人_一也。

丁未。九日なり○上部。本に部を都に作る。今釋紀に據て改む○大相。乙相の如し○辛亥。十三日なり○沙宅紹明。懷風藻に。大友皇子。廣延_三學士。沙宅紹明。塔本春初。吉太尙。許率母。木素貴子等。以爲_二賓客_一。とあり。此人鎌足大臣。碑文を書しこと。家傳に見ゆ。天武紀二年に卒るよし見えたり。氏人は。續紀二十九に。女孀沙宅萬福あり。唐書に百濟首領沙吒相如とあるも。沙宅におなじ○注法官大輔。通證に。法官見_二唐書百官志_一とあり。皇國にては。法官は式部にあたれり。倭名抄。式部省乃利乃豆加佐。此省は合に據に。内外文官。名帳。考課選叙禮儀等を掌ることあり。大輔は次官なり○以小錦上。本に上を下に作る。今考本に據て改む。四年紀に既に授_二小錦下_一とあればなり○學職頭は。即大學頭なり。

職員令に。大學寮頭一人。掌_二簡試學生_一。及釋奠事とあり。按に此御世に。庠序を立給ひしこと。懷風藻に見えたれば。其頭に任されしなるへし○谷那晋首。木素貴子。憶禮福留。答焯春初。既に出○焯日比子。贊波羅。集解云。蓋二人。姓氏未詳。とあり○金羅金須。これも二人なるへし。されど中臣本校異に。羅金の二字なし。さらば金須一人なるへし。さて集解に。按續紀神龜元年曰。賜_二從六位上金宅良_一。金元吉。並國看連。蓋此兩人之後。とあり。萬葉三大伴氏資人に金明軍あり。氏族志云。金氏蓋王族也。聖武帝時。武藏崎玉郡。新羅人德師等五十餘人。請爲_二金氏_一。仁明帝時。投化新羅人。金禮眞等十人。貫_二附左京_一。陸奥前九年之役。有_二本國氣仙郡司。金爲時_一。屬_二官軍_一。又有_二國看氏。金氏之族也_一。とあり○上_二小山上_一。集解に上を行として削れり。さもありぬへし○德頂上。德氏は詳ならず○吉大尙。續紀九。神龜元年賜_二從五位上吉宜_一。從五位下吉智首。並吉田連。とあり。按に。左京皇別吉田連條に。本系見えたり。續後紀承和四年六月。右京人左京亮從五位上吉田宿禰書主。越中介從五立下同姓高世等。賜_二姓與世朝臣。始祖鹽乘津大倭人也。後順_二國命_一。往居_二三己汝地_一。其地遂隸_二百濟_一。鹽乘津八世孫。達率吉大尙。其弟少尙等。有_二懷土志_一。相尋來朝。世傳_二醫術_一。兼通_二文藝_一。子孫家_二奈良京田村_一。仍賜_二姓吉田連_一。とあり。吉は本姓にて。田は居地。田村に據れるなりけり○角福牟。續紀大寶元年八月勅云々。惠耀姓錄。名_二兄麻呂_一。神龜元年五月。賜_二姓羽林連_一。考證云。案養老三年正月紀。及萬葉集作_レ角。角古音祿。詳見_二通雅_一。又案。角福牟開_二於陰陽_一。而養老三年正月紀。書_二陰陽角兄麻呂_一。則兄麻呂蓋福牟之後。襲_二

祖業二者也。と云へり。氏族志にも。録。日本書紀作角。東大寺正倉院文書作解。字音皆通。とあり。懷風藻大友皇子傳に。皇子博學多通。有文武材幹云々。廣延三學士。沙宅紹明。答煉春初。吉大尙。許率母。木素貴子等。以爲賓客云々。是らのから人とも。はやくより。皇子にも大臣にも。御心あひのともからにて。己等か國風をも。とりくに傳へそよのかし奉りけん。此皇子の始て詩作り給へるも。かの紹明等か。勸教へ奉りたりしなるへし。

童謠云。多致播那播。於能我曳多曳多。那例々。騰母。陀麻爾農矩騰岐。於野兒弘備農俱。

多致播那播。橘者なり。○於能我曳多曳多。己之枝々なり。己之は橘の己がなり。○那例々騰母は。雖所成也。那例々は。成。解云。なるとは實を結をいひて。譬へたる意は。才藝のおのく成れる業の別なるを。かくは云なるへし。と云り。○陀麻爾農矩騰岐。貫玉時なり。次に合せて云。○於野兒弘備農俱は。貫三同緒なり。同じを於野兒と云るは。萬葉に。京師乎母。此間毛於夜自等云々。など。なほあまた例あり。さて一首の意は。解云。其才藝はおのおの別なれども。榮爵に預る事は同じく。共に朝廷の臣列に貫せるを譬へたるなり。と云り。釋に言以異國之人一喻橘也と云り。通證集解も大方同じ。されど守部は。位階どもを異國人等に授け給ふか。あるまじきわさなれば。かゝる童謠もありしにこそと

て。其義にときて云。玉に貫時。同緒に貫も。たゞ橘の上を云のみ。まづ此實を緒に貫ことは。萬二に。ほととぎす鳴五月には。菖蒲くさ花橘を。玉爾貫。八に。百枝さしおふる橘。玉に貫五月乎近み。あえぬかに花咲にけり。十七に。ほととぎす何の心そ。多知花乃多麻奴久月し。來なきとよむる。此外多くよみたるを。彼集の釋どもに云るは皆非なり。此は五月の比橘の實の。いまた大豆はかりなるを。緒に貫きて。袂にかくるわさのありしを云なり。奈良古寺の什物に。念珠に持傳へたるあり。千載に餘れども。其香猶失せずと云り。かゝれば五月玉と云るも。是に比ふへし。玉に貫とよめるは。鬢華に刺と云る類にて。即橘實を玉になして貫を云なり。爾を乎に換て。玉を貫と心得へし。又其實をあえぬかにとよみたるは。五月比。いまた橘の實の熱時にはあらされど。彼の實花の散比より。梅雨の比まで。百に七八十は。あえて落るものなる故にそある。されは此玉にぬくとよみたる歌に限りて。霍公鳥菖蒲等をよみ添へて。六七月より冬かけたる歌によめるはなし。又私記の此句の釋に。五月五日爲付。藥玉探之義也。と云るも違ひたり。藥玉にも限らず。五月五日にも限らず。たゞ五月頃。あえて落るを貫きたること。萬葉の歌ともにいていしるし。一首の意は。橘者。おのか枝々成れととも。其は同根の物なれば。玉に貫く時。同じ緒にこそ貫け。異國の人を。みたりに吾朝廷に引入て。皇國の舊臣と。同じ位階を授け給ふ事は何事そと。密に反に答たるなりと云り。さることにもあらんか。よく考ふへし。

二月戊辰朔庚寅。百濟遣臺久用善等。進調。三月戊戌朔庚子。黃書造本實。獻水臬。甲寅。常陸國貢中臣部若子。長尺六寸。其生年丙辰。至此歲十六年也。

庚寅は二十二日なり○庚子は三日なり○黃書造。姓氏錄山城國諸蕃。黃文連。出自高麗國人久斯那王也。とあり。天武紀に。十二年九月。黃文造賜姓曰連。とあり。氏人は。天武前紀に黃文造大伴あり。さて此本實は。持統紀に鑄錢司に任じ。續紀三に。從五位上黃文連本實とあり○水臬。本に臬を泉に誤る。釋紀に據て改む。文選景福殿賦。作無微而不達於水臬。注臬水平也。準也。倭名抄。準繩和名美豆波加利。新撰六帖に。足引の山にかけたる水波加利。かたさかりにも落る瀧かな。權波加利と姓氏錄に權波加利とあり。こゝに云る臬は高低を知る器にて。權衡度量を物云るにはあらず。度量の制は神代より始れること古語拾遺。出雲風土記等に既に見えたれば。此に始れるにはあらず。○甲寅。十七日なり○中臣部は。姓氏錄和泉神別。中臣部。大中臣朝臣同祖。天兒屋根命之後也。とあれど。其出自を詳にせず。續紀十六。天平十七年。常陸國鹿島郡。中臣部二十二烟。占部五烟。賜中臣鹿島連。十七に。中臣部干稻麻呂などあり。さて若子は名なるへし○長尺六寸。中臣本。尺上に六字あるは誤なり。さては短人にあらず。續博物志。漢武故事。東郡送一短人。長七寸。光武時。潁川張仲師長二寸。など。短人の例なり○生年丙辰は。齊明天皇二年なり。


夏四月丁卯朔辛卯。置漏尅於新臺。始打候時。動鐘鼓。始用漏尅。此漏尅者。天皇爲皇太子時。始親所製造也。云云。是月筑紫言八足之鹿。生而即死。

辛卯は二十五日なり○置漏尅。令陰陽寮。漏尅博士一人。掌率守辰丁。伺漏尅之節。守辰丁二十人。掌率伺漏尅之節。以時擊鐘鼓とあり。なほこの事は。既に舒明紀孝德紀に云り。さて舒明紀八年には。以鐘爲節とあり。孝德紀大化三年には。擊鐘更。また鐘臺の事を載たるに。此に至りて。動鐘鼓。始用漏尅とあるはいかにと云に。高田與清の説に。熟考に。日本紀令などの文に據れば。鐘鼓共に置れたりと見えたり。文德實錄十。天安二年五月癸亥の條に。陰陽寮率漏尅博士等於侍從殿前。始置漏水。糺院外漏尅之誤。但無金鼓云云。とあるも。鐘鼓にわたれる語なり。萬葉集にも。宿與殿金。また時守之打鳴鼓。數見者。辰爾波成奴。なとみえて二種なり。唐六典十卷大史局條。典鐘二百八十人。皇朝置掌擊漏鐘。典鼓一百六十人。皇朝置擊漏鼓。挈壺正。司辰掌知漏刻。孔壺爲漏。浮箭爲刻。以考中星昏明之候焉云々。凡候夜漏。以爲更點之節。每夜分爲五更。每更分爲五點。更以擊鼓爲節。點以擊鐘爲節。と見え。唐書百官志。貞觀式などの説はた同し。本朝もこの更鼓點鐘にもとつきて。すこしさまをかへ。毎更或鼓を用ひ。或は鐘を用ひて。每點の鐘は撞さりしものとみゆ。されは

鼓の數も鐘の數も違はさるは。延喜式壺囊抄を見ても知へきなり。と云れたるにて。鐘鼓共に置れし
こと知られたり。なほ委しきことは。本書更考を見て知るへし。天慶六年竟宴歌に。源高明。須女羅
積能。婀布美濃瀧也爾。都玖利於岐斯。登磯農麻邇々々々。微與毛多奇世數。

五月丁酉朔辛丑。天皇御西コアトノ小殿。皇太弟群臣侍宴。於是再奏フタヒヒカケテ田儻。

辛丑。五日なり○西小殿。小殿はコヤスミトノと訓へし。コアトノと訓るは誤なるへし。既に云り。天
武紀に。向小殿。内安殿。外安殿。文武紀に東安殿等の名あり。こゝも西安殿の義なること知られたり。
集解に。按小殿或安殿。皆謂レ房也。太極殿後房。是謂小安殿。見江次第。東西所レ向。以レ其方レ異レ名也。
とあり○皇太弟。即太皇弟なり。本に弟を子に作れり。今考本に異本弟とあるに據る○奏田儻。職員
令雅樂寮。集解の別記云。田儻師。儻人四人。倭儻師儻也。大嘗祭式。巳日奏田儻。江家次第に。大嘗會
二献奏田儻。分注曰。多治比氏内舍人等供奉。舞人十人。樂人着三幄座奏音樂。三代實錄三。貞觀元年
多治氏奏田儻。などあり。或人云。此舞は。田を植る時舞はしめけむ。然るは内宮儀式帳に。御刀代田
耕始。即田耕歌始也。田儻畢云々。外宮儀式帳に。御饌處乃御田爾下立云々。管栽物忌父。田儻仕奉。次大
物忌父。次小内人等舞。とあり。かゝれば常に字音にのみ呼ならひつれど。田まひとよむへし。職人歌
合に。其狀を畫けるを見るに。網目なるひらき笠を着。若男の面をつけ。八藤の指貫に雲形の淨衣や

うのものを着て。手に  かゝる物を持ちたり。大嘗會儀式具釋には。此舞世に傳はらすと
云り。世に能狂言と云めるものは。此田儻の餘波にやと云り。かくて多治比氏の此儻を奏すること詳な
らす。考へし○中臣本には。上文有童謠云々の文。此田儻の下に入れるは誤なるへし。こゝに更によ
しなし。

六月丙寅朔己巳。宣百濟三部使人所請軍事。庚辰。百濟遣拜眞子等。
進調。是月。以栗隈王爲筑紫帥。新羅遣使進調。別献水牛一頭。山鷄
一隻。秋七月丙申朔丙午。唐人李守眞等。百濟使人等。並罷歸。八月乙丑
朔丁卯。高麗上部大相可婁等罷歸。壬午。饗賜蝦蟇。九月。天皇寢疾不豫。
或本云。八月
天皇疾病。

己巳は四日なり○百濟三部は。上部。中部。下部を謂ふ。上に往々見えたり○所請軍事。集解に。按東
國通鑑。新羅文武王十二年。唐咸亨三年春正月。遣將攻百濟。古省城克之。二月。又攻加林城。不克。
咸亨三年。當天武天皇元年。蓋百濟餘臣。聚遺類。以謀再復之。とあり。通鑑唐紀に。咸亨元年。高麗會長銀牟岑
大將軍高侃。爲東州道行軍總管。發兵討之。安舜殺銀牟岑。奔新羅。同四年閏五月。燕山總管右領軍大將軍李謹行。大破高麗叛者於
孤芦河之西。俘虜數千人云々。上元年春二月。新羅王法敏。既納高麗叛衆。又據百濟故地。使人守之。上恩詔。法敏官爵。など云

こと見えたるは。高麗百濟の餘臣ともか。再復を共に謀りしに
もあるへし。さて皇朝へも。右の事どもを奏上せしならんか。

○庚辰は十五日なり○拜眞子。釋紀に拜を契に作れり

○筑紫帥。本に帥を師に謬る。今改む。七年紀には此王率とあり。八年紀に赤兄を以代らしめ。是年

赤兄左大臣になれるか故に。又此王再任せるなり○水牛。倭名抄水牛。文選上林賦曰。沈牛。今按又一名
潛牛。見南

越。即水牛也。能沈沒於水中者也。唐韻云。抗音岡。水牛也。通證云。今用音。蠻名加羅婆字。とあり○

山鷄。倭名抄夜萬止利○丙午。十一日なり○丁卯。三日なり○壬午。十八日なり○不豫。扶桑略記云。

九月天皇不豫。天皇施入珍財於法興寺。とあり○注或本云。本に云字脱せり。今中臣本に據て補。

冬十月甲子朔庚午。新羅遣沙浪金萬物等。進調。辛未。於内裏。開百

佛眼。是月。天皇遣使。奉袈裟。金鉢。象牙。沈水香。梅檀香。及諸珍財

於法興寺佛。

庚午。七日なり○辛未。八日なり○開百佛眼。持統紀に。設開佛眼會。とあり。通證云。按釋氏修

法於新造佛像。謂之開眼。始見于此。とあり○金鉢。和名抄僧坊具曰。鉢。四聲字苑云。博末反。俗云波

智。學佛道者食器也○象牙。又云。象和名岐佐。通證云。荒井氏謂。以其牙文理得名。按岐佐者蚶之

和名也。とあり。蚶は今云アカ、ヒナリ。和名抄唐韻云。
蚶蚌屬。和名木佐。本草に蚶始とあり。倭名抄。毛群體。又云。山海經曰。象牙大者長一丈。とあり

○梅檀香。又云。梅檀俗云善短。内典曰。赤者謂之牛頭梅檀。黒者謂之紫檀。白者謂之白檀。とあり。

字書に梅亦作梅とあり。

庚辰。天皇疾病彌留。勅喚東宮。引入臥内。詔曰。朕疾甚。以後事屬汝。

云云。於是再拜。稱疾。固辭不受。曰。請奉洪業。付屬太后。令大友王

奉宣諸政。臣請願奉爲天皇。出家脩道。天皇許焉。東宮起而再拜。便

向於内裏佛殿之南。踞坐胡床。剃除鬚髮。爲沙門。於是天皇遣次田

生磐。送袈裟。壬午。東宮見天皇。請之吉野。修行佛道。天皇許焉。

庚辰は十七日なり○臥内は。大殿なり。大殿隱なども云り○屬汝云云。天武紀に。天皇勅東宮。授鴻

業。とあり。水鏡にも此時の事を記して。九月に御門れいならずおほされしかは。東宮を呼奉りて。わ

か病おもくなりたり。いまは位ゆつり奉りてんどのたまはせしかは。東宮あるへき事にも侍らす。身

に病おほく侍り。后宮に位を讓奉り給ひて。大友の太政大臣を。攝政と申給ふへきなり。われ御門の

御ために。佛道を行はんと申給ひて。やかてかうへをそりて。吉野山にいり玉ひにき。とあり。略紀

にも。朕病彌甚。後事付汝。汝宜嗣帝位。とあるなど。みなこれこの時なり。然るにこゝに云云とある

は。さる詔詞ともを省けるならめと。記事の體を失へり。これは必本はありしなるへけれど。後に故